

平成 17 年度
労働安全衛生に係る国際規格の調査研究報告書
—中国における労働安全衛生管理の課題—

平成 18 年 3 月

社団法人 日本機械工業連合会
財団法人 エンジニアリング振興協会

序

我が国では、標準化の重要性は以前から十分認識されており、特に機械工業においてはきわめて精巧な規格が制定されてきています。また経済の国際化に伴い、世界的規模で規格の国際共通化が進められております。

しかし、我が国の規格の中には独自で制定したものもあり、国際化の視点での見直しを行う必要性が高まっています。このため弊会では経済産業省の委託を受けて、従来から機械工業に係わる国内規格の国際規格との整合化事業に取り組んで参りました。

近年、国際標準化にも新しい動きが起こり、製品を中心とした規格に加え、品質や環境などをはじめとするマネジメントに係わる規格などが制定されてきております。弊会においてもこの動きに対応し、機械安全、環境保全など機械工業におけるマネジメントにかかわる規格や、機械工業横断的な規格についての取り組みを強化しているところです。

具体的には、国内規格と世界標準との整合を目指した諸活動、機械安全規格整備とリスクアセスメント実施のガイド作成、各専門分野の機関・団体の協力による機種別・課題別標準化の推進などです。これらの事業成果は、日本発の国際規格への提案や国際規格と整合した日本工業規格(JIS)、団体規格の早期制定などとなって実を結ぶものであります。

こうした背景に鑑み、弊会では機械工業の標準化推進のテーマの一つとして__財団法人エンジニアリング振興協会に「労働安全衛生に係る国際規格の調査研究」を調査委託いたしました。本報告書は、この研究成果であり、関係各位のご参考に寄与すれば幸甚であります。

平成18年3月

社団法人 日本機械工業連合会
会 長 金 井 務

まえがき

本報告書は、社団法人日本機械工業連合会が日本自転車振興会の自転車等機械工業振興事業に関する補助金を受けて実施している事業の一環として、当協会が受託して行った「労働安全衛生に係る国際規格の調査研究－中国における労働安全衛生管理の課題－」について取り纏めたものであります。

財団法人エンジニアリング振興協会は、設立以来27年を経過しておりますが、この間、経済産業省のご指導のもと、関係機関並びに会員各位のご協力を得て、高度化多様化する社会のニーズや国際的な課題に応えるべく、エンジニアリング産業の基盤整備・強化、社会システムの構築、プロジェクトマネジメントをはじめとするエンジニアリング技術の向上等、多岐にわたる協会活動を推進し、多くの成果を挙げてまいりました。ここに改めて関係各位に心から謝意を表します。

わが国エンジニアリング産業の重要市場のひとつに位置づけられる中国においては、近年急速かつ大規模な発展を続けておりますが、2001年WTO加盟以降、外国資本への門戸開放を進める一方、いわゆる新建設業法（2002年9月公布の建設部令113号、114号以降）では、建設業の現地資本化が義務づけられております。本調査の労働安全衛生に関しましても、中国における労働安全衛生に係る法制、運営実態等を十分把握し、的確な対応を取ることが、同国に進出するわが国企業にとり極めて重要であるばかりでなく、わが国エンジニアリング産業の国際競争力強化の観点からも重要となります。本調査ではこうした観点から、中国における労働安全衛生の実態を出来る限り把握・分析するとともに、これに基づき、建設工事における労働安全衛生対策の指針を取り纏めました。

本報告書が、わが国エンジニアリング産業にとって中国ビジネスのみならず、グローバルなビジネス展開ならびに国際競争力強化に資する参考資料として、今後広く活用願えれば幸甚です。

本報告書を纏めるにあたり、現地訪問調査、ヒヤリング調査等にご協力いただいた各企業の方々、財団法人日中経済協会を始めとする各方面の方々に多大のご協力をいただいたことに対して心から謝意を表します。

平成18年3月

財団法人 エンジニアリング振興協会
会 長 増 田 信 行

事業運営組織

本事業は、財団法人エンジニアリング振興協会内に「労働安全衛生に係る国際規格の調査研究委員会」を設け、検討を行った。

「労働安全衛生に係る国際規格の調査研究委員会」

委員長	松村 眞	環境企画：主宰
委員	小野 義世	日揮(株) 産業プロジェクト統括本部 建設部安全管理グループリーダー
委員	菅原 秀雄	(株)タクマ 建設本部工事部部長
委員	鈴木 章久	J F Eエンジニアリング(株) 環境エンジニアリング事業部
委員	田中 正志	三井造船(株) 環境・プラント事業本部 建設部 安全グループ主管
委員	西村 茂	東洋エンジニアリング(株) S Q E室 安全品質保証部安全管理チームリーダー
事務局	佐久間雅良	財団法人エンジニアリング振興協会 業務部長
事務局	久保 章	財団法人エンジニアリング振興協会 業務部主幹

(50音順)

目 次

はじめに

序章 調査研究の概要	1
1. 背景と目的	1
2. 調査研究体制	1
3. 調査研究項目・スケジュール	1
第1章 プラントエンジニアリングの中国市場	3
1.1 プラントエンジニアリング産業の輸出市場	3
1.2 プラントエンジニアリング産業の中国市場	7
1.3 中国向け輸出プラントの種類別動向	8
1.3.1 化学プラント市場	8
1.3.2 鉄鋼プラント市場	9
1.3.3 生活関連・環境プラント市場	10
1.3.4 建設市場	11
1.4 中国向け主要プラント輸出実績	11
第2章 中国建設業法の状況と日本の対応	15
2.1 中国建設業法の状況と動向	15
2.1.1 中国建設法令の発展経緯	15
2.1.2 新しい建設法令	16
2.1.3 外国建設事業者の現地法人設立要件	18
2.2 中国建設業法への対応（建設・エンジ）	21
第3章 中国の労働安全状況	25
3.1 中国における労働安全の状況	25
3.2 中国労働安全関連法令の概要	28
3.2.1 中華人民共和国建築法	28
3.2.1.1 中華人民共和国建築法の制定経緯と構成	28
3.2.1.2 建築法の概要（建築安全生産管理を除く）	28
3.2.1.3 建築法の概要（建築安全生産管理部分）	29
3.2.1.4 日本の法規法令との類似点・相違点	31

3.2.2	建設工程安全生産管理条例	32
3.2.2.1	建設工程安全生産管理条例について	32
3.2.2.2	建設工程安全生産管理条例の概要	32
3.2.2.3	日本の関連法令との比較	35
3.2.2.3.1	全般	35
3.2.2.3.2	主な類似点・相違点	35
3.2.3	中華人民共和国労働法	36
3.2.3.1	中華人民共和国労働法の概要	36
3.2.3.2	中国労働法の特徴と日本の労働法との違い	38
3.2.4	中華人民共和国安全生産法	41
3.2.4.1	安全生産法の構成	41
3.2.4.2	安全生産法の概要	41
3.2.4.3	仲介機構について	43
3.2.4.4	日本の関連法令との比較	44
第4章	日系企業が関与する中国建設現場の労働安全管理状況	47
4.1	協力いただいた会員企業	47
4.2	インタビューの内容	47
第5章	中国建設現場の労働安全管理実態	73
5.1	協力いただいた建設現場	73
5.2	調査項目と内容	73
第6章	日本エンジニアリング企業の中国における建設工事への指針	95
おわりに		99
資料集		
資料-1	中華人民共和国 労働法（和文、中文）	105
資料-2	中華人民共和国 建築法（和文、中文）	139
資料-3	中華人民共和国 安全生産法（和文、中文）	163
資料-4	建設工程安全生産管理条例（和文、中文）	199
資料-5	建設工事重大事故報告と調査手順に関する規定	229

はじめに

日本企業の中国進出が続いている。製造業が進出する場合には現地での工場建設が必要になり、建屋の建設にはエンジニアリング振興協会に加盟する建設会社が関与することが多い。素材を製造する場合はプラントの建設が中心になるが、やはり協会に加盟するエンジニアリング会社が深く関与している。しかし、役務範囲はこれまで設計と機材の調達に限定され、建設工事は顧客から直接、現地の建設会社に発注されていた。建設工事へ多少の関与があったとしても、せいぜいスーパーバイザーの派遣程度だった。

一方、建設工事を受注してこなかったから、建設現場の労働安全衛生問題にも関与する必要がなかったし、状況も十分に把握してこなかった。建設工事を受注できない理由は、中国が建設業を外国の企業に開放してこなかったからである。このため日本の建設会社は現地法人を設立し、必要な資格要件を備えて建設工事の受注体制を整えている。プラントの場合は、これまで案件ごとに現地の行政機関から指導を受けながら建設工事を実施してきたが、2002年からこの方式は認められなくなった。このため最近になって、現地法人設立の動きがある。

ところで中国のプラント建設は、長い間、中国の国営企業が顧客だったが、2000年代に入るとシェル、BASFなどの欧米企業や日系化学企業が現地にプラントを建設するようになった。こうした民間の顧客はコントラクターに納期と工事品質の確保を求めるから、役務範囲に従来の設計と機材調達だけでなく、建設工事も含めて一括発注したいと考えている。このような背景から、本調査は中国の建設現場における労働安全衛生問題の実態を調査し、日本の建設会社や装置メーカー、およびエンジニアリング会社に適切な対策を提案することを目的としている。本調査研究が今後、この分野の発展の一助となれば幸いである。

平成18年3月

労働安全衛生に係る国際規格の調査研究委員会
委員長 松村 眞

序章 調査研究の概要

1. 背景と目的

わが国企業が世界各国で事業を遂行する際には、事前にその国の労働安全衛生法を理解しておくことが重要になる。

中国においては、日本のエンジニアリング業界は、1990年代までは中国政府関係機関発注のプロジェクトが大勢を占め、これらプロジェクトを日本企業を含む海外企業が受注する場合には、設計と機材調達のための受注となり、現地での建設工事は顧客から直接ローカル企業に発注されている。このため、建設現場で事故が起きても基本的には建設工事を請け負った中国ローカル企業に責任があり、労働安全衛生法は海外企業では直接利害関係のある法律ではなかった。

2000年代に入り、シェル、BASF等の欧米企業および日本企業の中国進出へのプロジェクトが動き始め、これら外資系プロジェクトでは、品質の確保、建設工期の確定、コストの低減、責任の一元化等を図るため、設計・機材調達のみならず現地建設工事をも含めて一括契約することを求め、その結果、日本のエンジニアリング企業も中国の労働安全衛生法の適用対象となっている。しかし、日本のエンジニアリング企業は、これまで建設現場における中国労働安全衛生法の運用実績が少なく、日本国内に比べた中国現場での事故率の高さへの対応に苦慮している。

中国における、労働安全衛生法を日本の労働安全衛生法と比較検討し、実際の運用例を収集し、指針を作成することにより、わが国プラント・エンジニアリング産業のコスト競争力の強化とともに、安全なプロジェクト運営に資することを目的とする。

2. 調査研究体制

本事業は、財団法人エンジニアリング振興協会内に「労働安全衛生に係る国際規格の調査研究委員会」を設置し、調査研究を実施した。

3. 調査研究項目・スケジュール

3.1 調査研究項目

(1) 現状把握、現地調査およびデータの収集

中国の労働安全衛生法は、実際に適用しようとするときと大まかで、あいまいな表現が多く、経験の少ない日本のエンジニアリング企業が品質、コストを守り、かつ無事故を目指して現地工事を進めるためには、実際の運用例を集めることが必要となっている。条項に、「安

全対策」が多くでてくるが、安全対策の範囲がはっきりとしない。さらに、中国の事業は、日本に比べて事故率が高く、事故の責任を現地企業とどのようにリーズナブルに分担すべきなのかを考慮に入れて、現地調査およびデータの収集をする。

(2) 比較検討・評価

日本の企業は、中国での現地工事の経験が少ないために、現地工事の安全対策およびコスト、事故の責任等について知識が少ない。現地および中国経験者へのヒヤリングをベースに、日本との比較や運用について纏め評価する。

(3) 指針作成

上記(1)、(2)の結果を踏まえ、指針を作成した。

3.2 スケジュール

平成17年6月1日から平成18年3月31日まで行った。

第1章 プラントエンジニアリングの中国市場

プラントエンジニアリング分野の中国市場については、平成16年3月の報告書「わが国エンジニアリング産業の中国進出一期待と不安の巨大市場：財団法人エンジニアリング振興協会」に概況が述べられている。一方、本報告書の目的は市場調査ではなく、中国における労働安全衛生問題である。そこで本章では前記の報告書の要点を抜粋し、新しいデータを追加して市場の概要を示す。

1.1 プラントエンジニアリング産業の輸出市場

経済産業省製造産業局国際プラント推進室では、海外プラントの成約に携わる日本の主要企業に対しアンケート調査を行い、プラントプロジェクトの成約概要を取りまとめて発表している。対象は1件が50万ドル以上の機器輸出または役務提供をとまなうプラント輸出で、2003年4月1日～2004年3月31日までに成約（契約が発効）した案件である。アンケート発送企業数は205社だが、回答企業数は171社（83.4%）であった。この調査によると、図1.1および表1.1に示すように成約実績総額は188.8億ドル（対前年度比35.2%増）で、2年連続の増加である。件数では中型・小型案件（成約額1億ドル未満）が好調だったこともあり、1996年以来7年ぶりに1千件台（1,005件）を超えている。輸出実績が増加した要因としては、以下の理由が考えられる。

- （1）アジア・中東地域における旺盛なインフラ需要を背景に、発電プラントを中心とする成約が好調だったこと。
- （2）世界的なエネルギー利用の天然ガスへの転換により、日本企業に競争力があるガス精製施設の建設が増加したこと。
- （3）技術力、実績、納期、プロジェクトマネジメント能力に加え、海外調達を活用を通じて、海外受注における価格競争力を発揮できたこと。

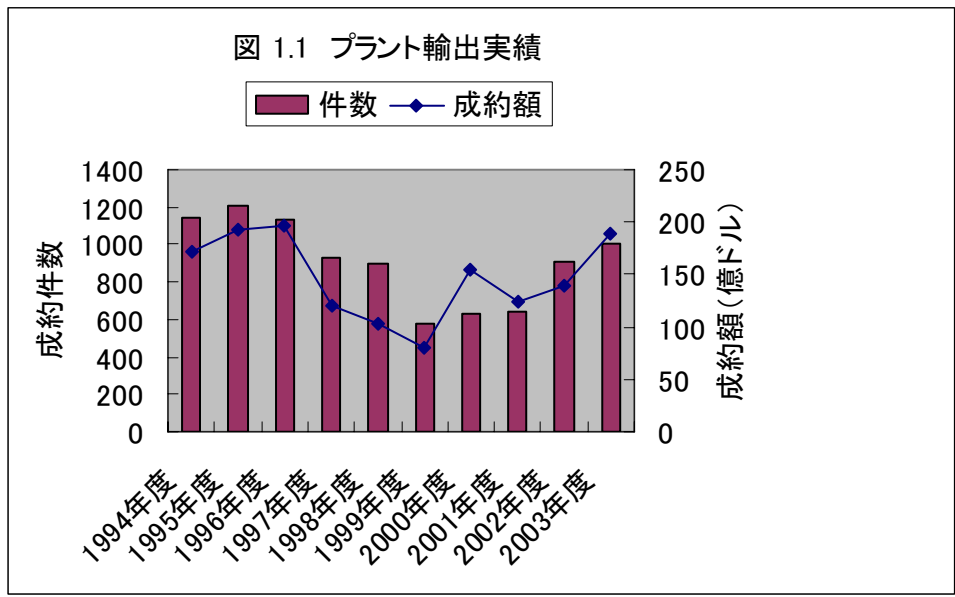


表 1.1 海外向けプラント輸出成約実績

	件数	成約額 (億ドル)	対前年度比 (%)	成約額のうち	
				本邦輸出分 (億ドル)	海外調達分 (億ドル)
1994年度	1,142	172.0	113.2	125.2	46.8
1995年度	1,209	192.4	111.9	125.3	64.6
1996年度	1,129	197.4	102.6	122.3	75.1
* 1997年度	930	120.1	60.8	77.4	42.6
* 1998年度	903	103.0	85.8	66.3	36.7
* 1999年度	577	80.4	78.1	52.9	27.5
* 2000年度	634	153.7	191.1	97.4	56.3
* 2001年度	643	124.4	80.9	73.3	51.1
* 2002年度	913	139.7	112.3	71.7	68.0
* 2003年度	1,005	188.8	135.2	103.3	85.5

(注1) : 1997年度以降(「*」)は、「新基準」(役務提供のみで構成される案件、鉄道車輛を含む等)により再集計を行っている。1996年度以前は従来基準ベース。

(注2) : 成約額は本邦輸出分と海外調達分を合算した数字である。

(注3) : 四捨五入の関係で合計が合わない部分がある。

表 1.2 および表 1.3 に示すように、主要マーケットは、①アジア (40.2%)、②中近東 (32.4%)、③その他 [ロシア等の旧ソ連、東欧諸国等] (14.4%) で、アジアおよび中近東地域が 72.6% (前年度 62.9%) を占めている。アジア地域では、マレーシア (18.1 億ドル)、中国 (17.9 億ドル)、タイ (12.5 億ドル) が、中近東地域ではカタール (17.0 億ドル)、イラン (15.6 億ドル)、アラブ首長国連邦 (13.7 億ドル)、オマーン (8.8 億ドル) が成約額上位国となった。アジア、中東地域以外の国では、ロシア (26.3 億ドル) の成約額が大幅に増加している。

表 1.2 地域別プラント輸出実績

	2001年度			2002年度			2003年度		
	件数	成約額 (億ドル)	金額ベース 構成比(%)	件数	成約額 (億ドル)	金額ベース 構成比(%)	件数	成約額 (億ドル)	金額ベース 構成比(%)
アジア	290	55.1	44.3	498	63.2	45.3	559	75.9	40.2
中近東	40	20.5	16.4	75	24.5	17.6	68	61.2	32.4
アフリカ	19	18.7	15.0	45	16.7	12.0	37	3.5	1.8
中南米	55	4.9	3.9	63	7.7	5.5	85	6.8	3.6
大洋州	8	5.0	4.0	4	0.2	0.2	14	0.8	0.4
北米	78	10.5	8.5	68	12.2	8.8	88	6.7	3.5
西欧	103	4.9	4.0	108	5.9	4.3	86	6.9	3.6
その他	50	4.8	3.9	52	9.0	6.5	68	27.2	14.4
合計	643	124.4	100.0	913	139.7	100.0	1,005	188.8	100.0

(注1)：四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

表 1.3 上位 10 カ国の輸出実績

(単位：億ドル)

	2001年度		2002年度		2003年度	
	国・地域名	成約額	国・地域名	成約額	国・地域名	成約額
1	台湾	12.7	台湾	21.5	ロシア	26.3
2	中国	12.7	中国	18.5	マレーシア	18.1
3	アルジェリア	10.2	アメリカ	12.2	中国	17.9
4	カタール	7.0	アラブ首長国連邦	9.3	カタール	17.0
5	アメリカ	6.8	アルジェリア	7.3	イラン	15.6
6	リビア	6.2	ブラジル	5.3	アラブ首長国連邦	13.7
7	サウジアラビア	5.8	インドネシア	5.2	タイ	12.5
8	シンガポール	5.7	サウジアラビア	4.8	オマーン	8.8
9	イラン	5.7	ナイジェリア	4.3	台湾	7.4
10	オーストラリア	4.9	タイ	4.2	インドネシア	6.8
計	シェア 62.4%	77.6	シェア 66.3%	92.7	シェア 76.3%	144.1

(注1)：多国間パイプライン、通信網建設等、対象国が複数国にわたるプロジェクトについては、ヒアリング等の情報に基づき、対象国別の成約額を求めた。

(注2)：表中の「シェア」とは、当該年度の成約額全体に占める上位 10 カ国の成約額合計の比率を表す。

(注3)：四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

プラントの種類別成約実績を表 1.4 に示す。エネルギープラントの分野ではロシアの LNG プラント、イランおよびカタールのガス精製プラント、オマーンの石油精製プラントなど大型案件が複数あり、成約額は前年度の 2 倍以上に増加した。発電プラントの分野では、マレーシアの石油火力発電、タイの石炭火力発電、アラブ首長国連邦の発電および造水・発電の複合、スペインのガスタービン複合火力発電など大型案件が成約し、成約額が大幅に増加した。発電分野は大型発電所が増加したほか、中型・小型案件も好調だった。鉄鋼プラントの分野では、大型案件（成約額 1 億ドル以上）の成約はなかったものの、中国をはじめとするアジア向けの中型・小型案件が好調で、件数も成約額も増加している。一般プラントの分野では、大型案件の件数と成約額が減少した。しかしアジアでの中型・小型案件が好調だったので成約額・件数とも増加している。

表 1.4 プラントの種類別成約実績

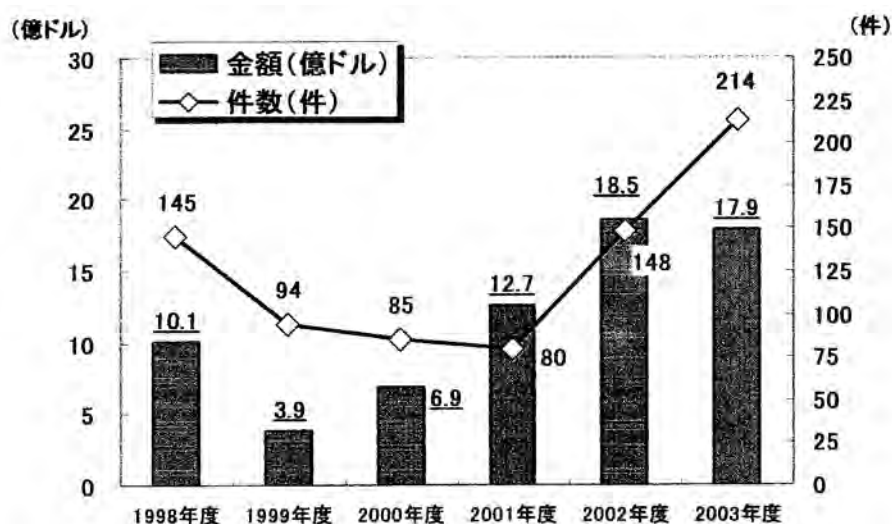
	2001年度			2002年度			2003年度		
	件数	成約額 (億ドル)	金額ベース 構成比(%)	件数	成約額 (億ドル)	金額ベース 構成比(%)	件数	成約額 (億ドル)	金額ベース 構成比(%)
全体	643	124.4	100.0	913	139.7	100.0	1,005	188.8	100.0
生活関連・環境プラント	14	1.6	1.3	64	14.4	10.3	71	6.2	3.3
情報・通信プラント	242	8.8	7.1	283	9.3	6.6	271	5.7	3.0
交通インフラ	18	6.8	5.5	32	26.8	19.2	47	13.9	7.4
エネルギープラント	28	30.8	24.7	48	31.3	22.4	46	65.7	34.8
発電プラント	142	45.4	36.5	174	25.4	18.2	184	64.7	34.2
化学プラント	62	22.8	18.3	84	18.5	13.3	108	14.5	7.7
鉄鋼プラント	41	3.3	2.6	67	6.2	4.4	82	9.7	5.2
一般プラント	96	4.9	4.0	161	7.8	5.6	196	8.5	4.5
(参考) 船舶	73	31.6	-	195	53.7	-	286	87.4	-

(注1)：四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

1.2 プラントエンジニアリング産業の中国市場

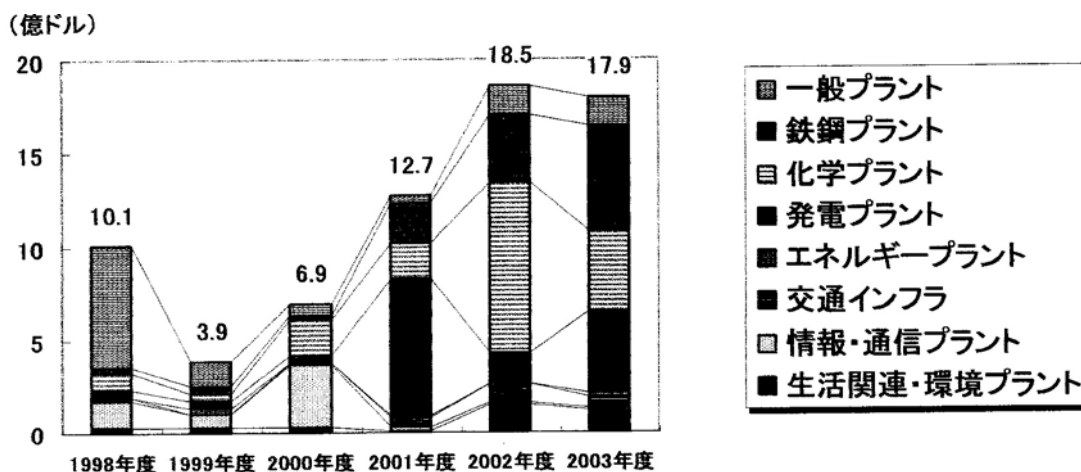
日本から中国へのプラント輸出は、図 1.2 に示すように 2003 年度は 214 件で、成約額は 17.9 億ドルである。全般的に小型案件が堅調だったので総成約件数は増加しているが、成約額は減少している。しかし、成約額が減少したといっても依然として高い成約額を維持しており、全プラント輸出の 9.5% を占めている。中国向けの成約実績は、おおむね堅調と言えるだろう。

図 1.2 中国向けのプラント輸出件数および成約額



プラントの種類で見ると図 1.3 に示すように、発電プラントが大きく伸びているが、大型の火力発電所の成約があったからである。鉄鋼プラントでは、中型・小型案件が増えて成約額の増大に寄与している。一方、化学プラント、生活関連・環境プラント、交通インフラ、情報・通信プラントの成約額が減少している。成約額が大きいのは鉄鋼プラント、発電プラント、化学プラントの 3 種類である。

図 1.3 プラントの種類別成約額



1.3 中国向け輸出プラントの種類別動向

1.3.1 化学プラント市場

中国の化学プラント輸出市場は、第 8 次 5 ヶ年計画（1990 年～1995 年）までと、第 9 次 5 ヶ年計画（1995 年～）以降で状況が異なる。第 8 次 5 ヶ年計画以前の段階では、顧客は中国政府直属の貿易会社で、日本からはエチレン製造設備を始めとする各種の石油化学プラントと、化学繊維原料の製造設備が輸出されている。一方、石油精製関連設備は中国の設計院がエンジニアリングを行い、一部の機材を海外からバラ買いしているだけだった。石油精製に関しては中国側に技術の蓄積があり、エンジニアリング能力を備えていたのである。

第 9 次 5 ヶ年計画以降になると、経済改革の進展に応じて中国の石油化学産業全体の再構築が行われ、顧客は民営化された専門能力の高い企業集団に代わった。この構造改革で石油化学製品の国際競争力が強まるものと期待され、外資と中国企業との合弁事業によるプラント建設が増大している。具体的には、エチレン 80 万トンの中核とする SHELL 南海コンビナート、エチレン 60 万トンの中核とする揚子 BASF コンビナート、エチレン 90 万トン

を中核とする上海 BP コンビナートなどである。なお、これらの大型プロジェクトは、日本のエンジニアリング会社が EPC 一括のフルターンキー形態で受注し建設している。今後も中国企業と、メジャーオイルや欧米の大手化学会社との合資による大プロジェクトが予定されているほか、日本の大手化学会社も中国に大規模な化学繊維工場を建設しており、中国プラント輸出市場の形成に貢献している。

中国国内では、今後も国際市場で競争力があるとされる基礎化学原料、農業用ケミカル、新型合成材料、ファインケミカル、バイオケミカル、ラジアルタイヤなどを重点製品とする方針が出されている。このため、今後も石油化学を中心とするコンビナートや化学プラントの需要が堅調で、日本企業にとって有望な輸出市場であろう。近い将来の展望としては、2008 年の北京オリンピックや 2010 年の上海万博があり、それ以降は内陸部の大々的な経済発展が予想される。したがって引き続き石油化学プラントの新設や拡張工事など、プラント輸出の継続的な拡大が期待できるであろう。しかし、中国のプラントエンジニアリング産業が急速に技術水準を高めているので、徐々にではあるが中国ポーションが増加し、日本からの輸出ポーションが低下するものと予想される。

1.3.2 鉄鋼プラント市場

中国製鉄産業への日本企業の技術協力には長い歴史がある。1970 年代には日本の鉄鋼メーカーによる技術協力とプラント輸出が始まり、1978 年には宝山製鉄所が日本メーカーの協力で建設された。その後も宝山製鉄所の第 2 期工事（1985 年から）、第 3 期工事（1994 年から）、武漢鋼鉄拡張工事（1992 年から）など、中国四大製鉄所（宝山、武漢、鞍山、首都鋼）を中心に、日本からのプラント輸出が行われている。近年では馬鞍山、唐山など、4 大製鉄所に次ぐ規模の鉄鋼各社へのプラント輸出が行われている。

現在の状況は、2008 年の北京オリンピックと 2010 年の上海万博に向けて旺盛な鉄鋼需要があり、設備投資が加速するものと推察される。しかし輸出市場としての見通しには、いくつかの懸念材料がある。一つは急激な設備投資によって、近い将来、鉄鋼製品の供給過剰が発生する可能性である。現段階で市場の拡大に楽観的な見通しは得られていない。もう一つの懸念材料は原料鉄鉱石の逼迫である。中国の鉄鉱石輸入量は 2000 年からわずか 3 年で 2 倍近く増加しており、海外に鉱山をもたない中国の製鉄所にとって、これ以上の鉄鉱石の輸入は必ずしも容易ではない。また大型船の入港が可能な港が少なく、輸出側の船積み能力にも限界がある。

三番目の懸念材料は過去の技術協力の結果、中国側の設計院や機器メーカーの技術水準が向上し、国産化が進展している点である。高炉は 4000 立方メートル程度まで国産化して

おり、5000 立方メートル規模の新設でもない限り、日本からの輸出には結びつかないであろう。製鋼設備も 2010 年頃まで、日本からの輸出はほとんど見込めないものと推察される。鋳造設備は 2002 年ですでに 93%が連続化しており、既存設備を連続化する設備需要は小さい。しかし、近年になって主流になってきた薄スラブ連続鋳造設備は、まだ中国では国産化できないので、日本の輸出ターゲット設備として期待できるであろう。下流工程の冷延、亜鉛メッキ、電磁鋼板、ステンレスなどの高級鋼製造設備は、中国では品質と納期に問題があるので、日本からの輸出が期待できる。なお、10 年前に建設された設備と近年に建設された同種の設備を比較すると、全設備重量中の輸出品重量比率が半分の 15%程度に低下しており、今後はさらに輸出範囲の縮小が予想される。

1.3.3 生活関連・環境プラント市場

中国向けの生活関連・環境プラントは、大気汚染防止装置、廃水処理装置、廃棄物処理装置、および交通インフラ設備である。大気汚染防止装置は発電所向けの排煙脱硫装置が規模としては大きいですが、商業ベースではなく ODA 案件が中心なので件数は少ない。装置構成は化学プラントほど複雑ではないので、主要機材以外は日本の輸出ではなく中国内部での調達になる。廃水処理装置には下水処理装置と産業排水処理装置がある。下水処理装置は潜在需要が大きく装置規模も大きいですが、土木要素が大きいので輸出ポジションが少ない。排煙脱硫装置と同様に主要機材の輸出と据付工事が中心である。一方、産業排水処理装置は規模が小さく、1 件当たり 50 万ドル以下がほとんどだが需要の件数は多い。輸出市場としては、日本企業の中国への工場移転にともなう工場排水処理設備が有望である。すでに日本の廃水処理装置メーカーが中国本土と台湾に現地法人を設立し、受注活動を展開している。

廃棄物処理装置の分野では、産業廃棄物処理装置の需要がまだそれほど顕在化していない。しかし一部の工業団地では、日系企業や欧米企業の工場廃棄物を集中処理する産業廃棄物処理施設の検討が進められている。それほど遠くない将来に装置需要として顕在化する可能性があるが、処理対象廃棄物の量が少ないので装置規模も大きくない。それでも 1 件 50 万ドルには達するであろう。都市廃棄物を焼却する清掃工場は、処理量が多いから装置規模が大きく、日本の焼却炉メーカーにとって有望なビジネスターゲットになるであろう。すでに日本の焼却炉メーカーが、中国の顧客からエンジニアリングを受注しており、今後も継続的な受注が続くであろう。ただし、これまでの受注範囲は設計業務と主要機器の調達、それに建設工事のスーパーバイザー業務で、建設工事自体は含まれていない。顧客が中国側の主に行政機関ということもあるし、化学プラントのように製品を出荷する施設ではないので、納期保証のフルターンキー契約が求められないからであろう。近い将来、建設工事まで装置メーカーの役務範囲に含まれるかどうかは定かでない。

1.3.4 建設市場

ここでいう建設市場は、製品を産出するプラント市場とは異なる土木・建築市場である。このためプラント市場の輸出統計には含まれていない。ただしプラントの付帯工事や付帯設備として必要な土木・建築工事は、プラント市場に含まれている。中国の建設市場は非常に大きい。従来、ほとんど日本の輸出市場にはなっていない。土木・建築事業は地場産業として発達しているのが一般的で、とくに高度な技術が必要な特殊な建造物でなければ、外国から輸入する必要性が低いからである。このため、(社)海外建設協会の調査によると、1980年代から2000年にかけて、中国における日本の建設会社による工事件数は年間40件から80件程度にすぎない。中国市場の大きさからみれば微々たる件数である。

一方、日本の建設会社による工事件数が少なくても、日本の建設会社が現地に設立した現地法人や合弁会社は多くの工事を受注している。たとえばT工務店は、1985年に北京に合弁企業を設立して多くの建設工事を受注している。2003年には上海に独自資本の現地法人も設立し、建設業のライセンスを取得して多くの工事を受注している。T工務店系列の現地法人は、この2社で1981年から2003年までに83件の工事を受注し、2004年以降もすでに71件を受注している。建設工事の種類は研修施設、マンション、研究所、工場建屋などだが、特に日系企業の工場建屋建設工事が多い。S建設も同様で、日系企業の工場建屋建設を数多く受注している。今後も日系企業の中国進出が続く限り、日系ゼネコンの工場建屋建設受注が継続するであろう。

1.4 中国向け主要プラント輸出実績

EnB（エンジニアリングビジネス）2003.7.15 および EnB 2004.8.1/15 から中国向けの主要プラント契約を抽出すると、表1.5のようになっている。

表 1.5 最近の中国向け主要プラント輸出契約一覧

コントラクター	ユーザー	設備	納期	受注金額 (億円)
(以下、EnB 2003. 7. 15 ENGINEERING OUTLOOK 2003 より抜粋)				
千代田化工建設(株)		貴州酢酸プラント		10
旭化成(株)		サイロ PVC 電解設備		18
東洋エンジニアリング(株)	川化集团有限公司	尿素プラント増強	2003. 8	16
東洋エンジニアリング(株)	BASF-YPC	アクリル酸・エステル、オキシアルコール	2004. 4	250
日揮(株)	Shell-CN00C	エチレン	2005. 6	600
千代田化工建設・テクニップ	Shell-CN00C	エチレン、S/M、他	2005. 6	350
横河電機(株)	Shell-CN00C	エチレン計装設備	2005. 6	60
新日本製鐵(株)		焼鈍ライン		80
石川島播磨重工業(株)	中国鋼鉄	厚板設備近代化	2003. 3	20
新日本製鐵(株)	馬鞍山鉄鋼有限公司	連続溶融亜鉛メッキ設備	2004. 1	
新日本製鐵(株)	鞍鋼新軋鉄鋼	カラーコーティングライン	2003. 2	
三菱日立製鉄機械(株)	上海宝山製鉄集团公司	酸洗ライン、冷間圧延	2005. 3	90
川崎製鉄・ディマーグ業	上海宝山製鉄集团公司	厚板圧延設備	2005. 3	200
川崎製鉄(株)	宝山鋼鉄	溶融亜鉛メッキライン	2005. 8	51
三菱日立製鉄機械・三菱電機(株)	上海宝山	第 3CGL	2004. 9	70
石川島播磨重工業(株)	南海アルミ箔有限責任公司	アルミ圧延用コードミル、箔ミル	2004. 6	
富士・フォイトハイドロ(株)		泰安揚水発電所		72
丸紅パワーシステムズ業(株)	新宇能源開発 (台湾)	新竹工業団地複合火力		

コントラクター	ユーザー	設備	納期	受注金額 (億円)
(以下、EnB 2004. 8. 1/15 ENGINEERING OUTLOOK 2004 より抜粋)				
日立製作所(株)		発電コンポーネント		95
TMT&D		変圧設備		47
三菱重工業(株)	北京第3火力	発電プラント		100
三菱重工業(株)	ハルピンタービン	超臨界圧蒸気タービン		
三菱重工業(株)	北京京豊熱電有限公司・他	GTCC 10 基	2007	750
川崎重工業(株)	上海宝钢	炉頂圧回収発電設備	2004. 6	
(株)日立製作所・他	山西省王曲発電	石炭火力用タービン・発電機	2005. 6	200
富士・フォイトアルスト	張河湾揚水発電	揚水発電設備	2005. 6	86
三菱重工業(株)	瀋陽航天三菱汽車発動機	自動車エンジン部品生産ライン	2004. 3	
石川島播磨重工業(株)	外高橋火力	排煙脱硫設備		40
三菱重工業(株)	韓城第2発電所	排煙脱硫設備		40
三菱重工業(株)	華北電力公司	排煙脱硫設備	2005. 6	
新明和工業(株)	西安市	廃棄物監理改善計画		10
三菱重工業(株)	裕鼎股有限公司(台湾)	ストーカー式ごみ焼却施設	2006. 5	
(株)タクマ	北京高安屯ごみ焼却	都市ごみ焼却プラント	2005. 12	40
三菱重工業(株)	広州市環境衛生局	ごみ焼却発電プラント	2005. 7	30
三菱重工業(株)	大唐韓城第2発電所	排煙脱硫設備	2005. 6	30
日立造船業(株)	北京城建集団	シールド掘削機	2004. 4	4

第2章 中国建設業法の状況と日本の対応

建造物の建設は農業と同じぐらい古くからある行為である。建設工事は危険性をともなうから、危険性を抑制するためにも、建造物の品質を維持するためにも一定の基準が必要で、どこの国にも建設関連の法令がある。本章では中国の建設業に関する法令の変遷を概観し、日本企業の対応について述べる。参考にした資料は、平成16年に日本貿易振興機構が発表した「中国のWTO加盟条件履行状況調査報告書」と、平成16年3月に財団法人エンジニアリング振興協会が発表した「わが国エンジニアリング産業の中国進出一期待と不安の巨大市場」である。なお、中華人民共和国建築法の具体的な内容は次章で紹介する。

2.1 中国建設業法の状況と動向

2.1.1 中国建設法令の発展経緯

中国が世界に向けて建国を宣言したのは1949年である。以降、現在の建設部が「建築工程部（建築工事省）」と呼ばれていた時代から、建築市場の秩序の維持と工事品質の向上のために多くの制度や規定が整備されてきた。かなり早い段階で、施工許可制度、従業員資格制度、入札制度、発注管理制度、工事監督制度などが制定され、実務遂行の規定として機能してきた。細部についても、たとえば建築に関する安全規定が1956年に定められている。交通部、鉄道部、農墾部、水利部（「部」は日本の「省」に該当）による道路占有規定も1957年に定められている。1959年には建設従事者の冬季（非工事期間）の給与保証や賃金問題など、社会主義国家建設にとって重要な法律が制定されている。その後も、1975年には「建築設計防火規定」、1977年には暫定「冷蔵庫（冷蔵倉庫の意味と推察される）建設技術規定」、1978年には「公路工程標準設計管理弁法（道路工事標準設計管理法の意味）」など、技術関連の法律が制定されている。

しかし建設部が「建築工程部（建築工事省）」と呼ばれていた時代の制度の主眼は、従事者の生活保護であったといえるだろう。技術内容に深く立ち入った法律や、建設業に関する法律は、建設部（建設省）へ組織改定後に多く制定されるようになり、1988年には「都市部の給水管理に関する規定」が定められた。一方、国法としての総括的な「中華人民共和国建築法」が制定されたのは1997年だから、順序が逆といえなくもない。建設業の資格に関する規定は、1989年に建設部から発令された第2号令「施工企業資質管理規定」が最初である。その後、経済特区での外国企業への配慮から、1994年に第32号令「在中国境内承包工程的国外企業資質管理暫行弁法」が発令された。日本語の意味は、「中国の国内で工事を請負う外国企業の資質を管理する法令」であり、この法令が外国企業の現地工事請負資格認定と資格取得活動の始まりである。それまでは各地の共産党指導のもとで、その

都度、国内企業の管理法令を見ながら対応してきたのが実態であった。したがって第 32 号令により、始めて外国企業でも中国国内で工事を請負うことができる旨、明文化されたのである。

なお、1994 年以前にも外国企業による工事請負が禁止されていたわけではないが、無制限に請負えるのではなく、従事可能な工事は下記に制約されていた。そしてこの制約は修正が加えられているが、後述のように今も形を変えて残されている。

- (1) 海外からの無償資金援助プロジェクト
- (2) 外国独資企業のプロジェクト
- (3) その他の技術的に高度なプロジェクト

1989 年に建設部から発令された建設業の資格に関する第 2 号令は、その後、第 48 号、第 51 号、第 60 号で内容の整備が進められ、工事の種類に応じた管理規定が公布されるようになった。2001 年に建設部から発令された第 87 号「建築業企業資質管理規定」と、2001 年建「2001」82 号「建築業企業資質等等級標準」によると、工事の対象は総合請負 12 業種（建物建築工事、石油・化学プラント、他）、専門請負 60 業種（地盤・基礎工事、配管工事、他）、労務請負 13 業種（鉄筋工事、溶接工事、他）のそれぞれに資格要件が決められている。また WTO 加盟にともない、それまで認められなかった外国企業の「独資」も認められるようになった。外国企業も資格要件を備え、登録を終えた「独資」、「合弁」、「合作企業」は、中国国内の工事を請負えるようになったのである。

2.1.2 新しい建設法令

中国は 2001 年 12 月に WTO 加盟を果たし、自由化の具体策として下記の 3 点を約束した。

- ・ プロジェクトベースで外国にある本店が受注する「直接受注制度」の廃止。
- ・ 加盟後 3 年以内に「100%外資法人の設立」を認可。
- ・ 加盟後 3 年以内に「登録資本金の内外格差」の是正。

これを受けて外国建設業者の管理法令として、建設工事に関する 113 号令「外商投資建築業企業管理規定」と、設計業務に関する 114 号令「外商投資建設工程設計企業管理規定」が発令された。113 号の要旨を下記に示す。

- (1) 外国建設事業者による 100%独資企業の設立を 2002 年 12 月 1 日から認める。
- (2) 中国国内建設事業者と外国建設事業者の格差を撤廃する。ただし外国独資事業者の請負範囲は下記とする。

- ① 全額が外国投資または贈与により建設される案件
- ② 国際金融機関の借款工事で、国際競争入札案件
- ③ 合弁企業発注案件で、外資比率が 50%以上の案件
- ④ 合弁企業発注案件で、外資比率が 50%以下でも技術的に困難な案件
- ⑤ 中国国内投資案件だが、技術的な理由で所轄地方政府が許可し、中国企業と JV で請負う案件

- (3) 外国建設事業者による資格申請のうち、「施工元請特級」、「同 1 級」、「専門請負 1 級」の審査は、中央政府の国務院建設行政主管部が行う。それ以外は各地方政府の建設行政主管部が行う。
- (4) 外国建設事業者による資格申請（資質証申請）は、設立地の所轄政府対外貿易経済行政主管部門が行い、そこから中央政府の国務院建設行政主管部に回る。
- (5) 外国建設事業者の資質審査において、2002 年 12 月 1 日以前に施工実績がある場合は、資質等級決定にその実績を考慮する。
- (6) 従来の外国建設事業者による直接受注制度を定めた法令(32 号)は廃止する。

113 号は建設工事に関する法令で、認定資格には「特級、1 級、2 級、3 級」があるが、設計業務に関する 114 号の資格は「甲種、乙種」だけである。114 号には資格認定の申請書類、申請手続きが記載されているほか、従業員の数制限や合弁の場合の中国側の出資比率が規定されている。外国で取得している資格は、相互認定の協定がないので、その都度、役所による認定が必要である。中国の設計概念には、日本語で言う概念設計、基本設計、詳細設計に該当する区分があるが、エンジニアリングに相当する概念は明確ではない。

一方、法規でみる限り工事監理はまだ外国企業に開放されていない。腐敗防止の観点から、設計、施工、監理は分割されており、1 社でこなす思想はまだない。化学プラントのように、納期自体が重要な競争条件になるフルターンキー契約が少なかったためであろう。なお、工事監理は中国の基準にしたがって厳格に実施する趣旨から、資格の判定が厳しく、現状では外国企業への開放は考えられない。たとえ施主から「監理」や「管理」を依頼されても、それは私的な問題であって行政の関与するところではない。たとえ 113 号に沿って資格を取得し登録証に業務範囲を書いても、設計は管理規定が別、監理には規定がないことから、工事監理が許可されないことが容易に想像できる。

2.1.3 外国建設事業者の現地法人設立要件

表 2.1.1 から表 2.1.12 に、建築業企業資質管理規定による総合請負 12 業種の現地法人設立要件の概要を示す。この要件は形式要件のみであって、このほかに過去 3 年間の決算状況と、過去 5 年間の実績が勘案される。

表 2.1.1 建築業

資質等級	資本金 (億円)	純資産 (億円)	人員 技術者等	受注額 (上限)	階高制限 (m)	延床面積 (㎡)	スパン (m)
特級	3	3.6	300 以上	無制限	無制限	無制限	無制限
1 級	0.5	0.6	300 以上	2.5 億円	240 以下	200,000	無制限
2 級	0.2	0.25	150 以上	1 億円	120 以下	120,000	36 以下
3 級	0.06	0.07	50 以上	0.3 億円	70 以下	60,000	24 未満

表 2.1.2 道路（道路・橋梁・トンネル）

資質等級	資本金 (億円)	純資産 (億円)	人員 技術者等	受注額 (上限)	橋梁スパン (m)	トンネル延長 (m)
特級	3	3.6	300 以上	無制限	無制限	無制限
1 級	0.6	0.8	300 以上	3 億円	無制限	3000 以下
2 級	0.3	0.4	180 以上	1.5 億円	120 未満	1000 以下
3 級	0.1	0.15	60 以上	0.5 億円	40 未満	不可

表 2.1.3 鉄道（鉄道・橋梁・トンネル）

資質等級	資本金 (億円)	純資産 (億円)	人員 技術者等	受注額 (上限)	橋梁延長 (m)	トンネル延長 (m)
特級	3	3.6	300 以上	無制限	無制限	無制限
1 級	0.5	0.6	300 以上	2.5 億円	無制限	無制限
2 級	0.2	0.25	150 以上	1 億円	800 以下	1200 以下
3 級	0.06	0.06	50 以上	0.3 億円	小橋梁	不可

表 2.1.4 港湾

資質等級	資本金 (億元)	純資産 (億元)	人員	施工範囲
特級	3	3.6	250 以上	無制限
1 級	0.5	0.6	250 以上	資本金の 5 倍まで
2 級	0.2	0.25	180 以上	資本金の 5 倍までで、沿海 3 万トン、 河川 5 千トン以下、水深 6 メートル までの防波堤

表 2.1.5 電気・水道（水利・電力「ダム含む」）

資質等級	資本金 (億元)	純資産 (億元)	人員 技術者等	受注額 (上限)	湛水量 (m ³)	発電能力 (MW)
特級	3	3.6	220 以上	無制限	無制限	無制限
1 級	0.5	0.6	220 以上	2.5 億円	無制限	無制限
2 級	0.2	0.25	160 以上	1 億円	1 億以下	100 以下
3 級	0.06	0.072	50 以上	0.3 億円	1000 万以下	10 以下

表 2.1.6 電力

資質等級	資本金 (億元)	純資産 (億元)	人員	施工範囲
特級	3	3.6	200 以上	無制限
1 級	0.7	0.84	200 以上	資本金の 5 倍まで
2 級	0.4	0.48	150 以上	資本金の 5 倍まで 20 万 KW 以下、220KV 以下
3 級	0.2	0.24	80 以上	資本金の 5 倍まで 10 万 KW 以下、110KV 以下

表 2.1.7 鉱山

資質等級	資本金 (億円)	純資産 (億円)	人員	施工範囲
特級	3	3.6	200 以上	無制限
1 級	0.5	0.6	200 以上	資本金の 5 倍まで
2 級	0.2	0.25	100 以上	資本金の 5 倍まで 100 万トン/年以下の鉄鉱などの制限
3 級	0.08	0.10	50 以上	資本金の 5 倍まで 60 万トン/年以下の鉄鉱などの制限

表 2.1.8 冶金

資質等級	資本金 (億円)	純資産 (億円)	人員	施工範囲
特級	3	3.6	300 以上	無制限
1 級	0.5	0.6	300 以上	資本金の 5 倍まで
2 級	0.2	0.25	180 以上	資本金の 5 倍までで、詳細のトン制限あり

表 2.1.9 石油化学

資質等級	資本金 (億円)	純資産 (億円)	人員 (技術者)	施工範囲
特級	3	3.6	250 以上 (150 以上)	無制限
1 級	0.6	0.72	250 以上 (150 以上)	資本金の 5 倍まで
2 級	0.3	0.36	150 以上 (90 以上)	資本金の 5 倍まで、 単独では 2 億円以下

表 2.1.10 公共施設（市政公共）

資質等級	資本金 (億円)	純資産 (億円)	人員 技術者等	受注額 (上限)	橋梁スパン (m)	トンネル断面 (m ²)
特級	3	3.6	240 以上	無制限	無制限	無制限
1 級	0.4	0.5	240 以上	2 億円	無制限	無制限
2 級	0.2	0.25	100 以上	1 億円	40 以下	20 以下
3 級	0.05	0.06	50 以上	0.25 億円	20 以下	不可

表 2.1.11 通信

資質等級	資本金 (億元)	純資産 (億元)	人員	施工範囲
1 級	0.3	0.4	180 以上	無制限
2 級	0.15	0.2	100 以上	3000 元以下の通信網
3 級	0.08	0.1	50 以上	1000 元以下の通信網

表 2.1.12 電機取付工事

資質等級	資本金 (億元)	純資産 (億元)	人員	施工範囲
1 級	0.5	0.6	200 以上	無制限
2 級	0.2	0.25	120 以上	3000 万元以下、一般工業と公共工事と 公共建築の電気、機械取付工事

2.2 中国建設業法への対応（建設・エンジ）

新しい建設業法の影響を受けるのは、これまで中国にプラントを輸出してきた化学プラント業界、鉄鋼プラント業界、生活・環境関連プラント業界、それに日系企業の工場建屋を建設してきた一般建築業界（ゼネコン）である。外国建設事業者による直接受注が認められなくなったので、今後も中国で建設事業を展開するなら、資格要件を備えた現地法人を設立しなければならない。たとえ日系企業が現地に工場を建設する場合でも、日本の建設会社に発注することはできず、資格を備えた現地法人に発注しなければならない。もちろん中国の建設会社の方が、日本の建設会社より安いであろう。しかし日本国内での事前調整が容易な点と、信頼性や納期、それに円滑なコミュニケーションの観点から、できれば日本企業に発注したい潜在需要がある。

そこで、もっとも早く行動を開始したのは一般建設業界（ゼネコン）で、表 2.2 にみられるように、10 社以上が現地法人を設立し現地での工事受注体制を整えた。一方、鉄鋼プラント業界は従来から FOB 方式で機材と設備を輸出しており、工事自体は中国ポーシオンになっている。このため、現地法人設立の動きはみられない。生活・環境プラント業界も、多くの場合に中国側に建設工事能力がある。このため従来から設計と主要機材の輸出、それに建設工事の S/V 派遣が多く、工事自体は受注していない。したがって、まだ現地法人設立の動きは顕在化していない。判断が難しいのは化学プラントを対象とするエンジニアリング業界である。建設工事は大規模な土木、基礎、据付、架台、鉄骨、配管、電気、計

装、保温といった専門工事が多く、建屋を対象とするゼネコンの工事領域とは異なっている。しかも同一地域での繰り返し性が低いから、事業地域限定型に適した現地法人の設立が適切とは言い切れない。過去のプラント輸出でも、建設工事はその都度、分野別に現地企業に発注する形態が多い。一方、中国には今後も旺盛な化学プラント市場が見込めることから、独資でも合弁でも現地法人を設立して、信頼性の高い工事遂行体制を整備するのが好ましいとする判断もあり得る。このような状況からプラントエンジニアリング業界では、T社が独資による現地法人を設立し、建設業の資格（資質）を取得した。N社も現地法人を設立しているが、まだ建設業の資格（資質）は取得していない。

今後、どのような形態で中国の新しい建設業規定に対応するにせよ、建設工事を請負えるのは資格要件をそなえ、登録された現地法人だけである。この法人は独資でも合弁でも構わないが、現地法人である以上、中国の労働安全関連の法規にしたがって工事を実施しなければならない。このため中国で建設工事を展開しようとする日本の建設会社は、日本と中国の建設業法と労働安全関連法規がどのように異なるのか理解し、適正に対処する必要がある。次章では労働安全衛生に関する中国の主要な法規を紹介し、日本との類似点と相違点を紹介する。

なお、複数の企業にヒアリングした範囲では、まだ中国の労働安全法規による影響は顕著ではないし、今後ただちに大きな影響があるとも思えない。というのも、日本の建設事業者がこれまで準拠してきた労働安全衛生関連の基準が、中国の従来安全基準より厳格と思われるからである。石油化学プラントの場合は、顧客である欧米系のメジャーや化学会社が中国の基準よりはるかに厳しい独自の安全基準を規定しており、経費と時間をかけて現地でも徹底しようとしている。そのために顧客自身が安全担当のマネジャーを現地に派遣し、建設工事を管理・監督している。一方、日本の化学会社は日本国内のプラント建設と同様に労働安全衛生を考え、日本国内と同様の安全基準で工事を管理している。日本の建設会社はプラント建設工事でも建築工事でも、多くの発展途上国より厳格な労働安全基準で工事を遂行する体制を整えている。その背景には、日本には過去数十年の労働安全衛生の歴史があり、そのなかで法規や基準が発展し社内外に蓄積されてきたからである。

表 2.2 日本の建設事業者が設立した現地法人（現在、判明している範囲）

会社名	現地法人形態	都市	資格等級	備考
(株)大林組	独資	上海	2級	
鹿島建設(株)	独資	上海	2級	
(株)熊谷組	独資	上海	2級	
清水建設(株)	独資	上海	2級	北京に設計合弁あり
大成建設(株)	独資	北京	1級	
(株)竹中工務店	独資	上海	2級	北京に建設合弁あり(2級)
戸田建設(株)	合弁	上海	3級	
(株)フジタ	独資	上海	2級	
三井住友建設(株)	合弁	上海	2級	
東洋エンジニアリング(株)	独資	上海	2級	
西松建設(株)				準備中
前田建設工業(株)				準備中

第3章 中国の労働安全状況

3.1 中国における労働安全の状況

本章では前半で中国の労働安全状況について概観し、後半では中国の建設工事に関する労働安全関連法規を紹介して、日本との類似点と差異を確認する。中国の労働安全状況については、特定分野のデータは存在するが信頼性に疑問が残る場合が多い。また個別の災害事例情報は多く存在するが、具体性のある網羅的なデータが乏しい。このため、労働安全の状況は国際安全センターのホームページに掲載されている資料を抜粋し、他の入手資料と合わせてまとめた。ホームページ資料は、ILO/フィンランド労働衛生研究所が発行している「Asian-Pacific Newsletter on Occupational Health and Safety」の2001年第1号である。多少古い資料だが現状の概観なら大きな違いがないものと推測されるし、なによりもこの資料が客観性のある網羅的なデータを提供している点に価値がある。

現在の中国は大きな経済発展の渦中にあり、中国全土で建設・運輸・鉱業・化学・軽工業が急成長している。このため労働災害も多発しているが、災害には伝統的な生産形態のまま規模が拡大したことによるものと、近代的な産業の発展に起因するものがある。中国における全般的な死亡原因は、1位が心臓血管疾患、2位が癌、3位が脳血管疾患で、労働災害は1990年代中期から4位になっている。ちなみに労働災害による死亡者は、表3.1に示すように1年に約10万人である。

表 3.1.1 労働災害による死亡者数（1998年）

職場	災害件数	死亡者数	%
交通事故	346,192	78,067	74.96
鉱業		9,221	8.85
建設その他の産業	20,000以下	5,439	5.22
火災（労働/商業の現場）	141,305	2,380	2.29
鉄道輸送		8,402	8.07
海上輸送		635	0.61
合計	510,000	104,144	100

労働災害のうち、もっとも件数と死亡者数が多いのは交通事故である。次に死亡者数が多いのは鉱業で、安全性に問題がある炭鉱の事故が多い。中国政府は安全管理が不十分な炭鉱の操業停止を指示しているが、エネルギー需要が堅調なことから地方の小規模炭鉱でも生産が続行され、事故が多発していると言われている。「建設とその他の産業」は合算されていて区分できないが、「その他の産業」に全製造業が含まれるとすれば、建設業の死亡者比率は5.2%の半分以下ではないだろうか。なお、国際安全衛生センターの調査による

と、中国の労働災害の定義は日本と同様と推察される。労働災害データは1998年まで労働部の情報統計センターがとりまとめていたが、現在は経済貿易委員会が所掌することになっている。災害は経済貿易委員会の傘下にある安全科学技術センターの災害統計調査分析センターが、月ごと、年度ごとに集計している。死亡災害は被災者人数により4区分されており、1級が死亡30人以上、2級が10人以上30人未満、3級が3人以上10人未満、4級が2人以下で、2級以上を重大災害という。現在は市場経済化の過程で多様な特性と規模の災害が発生しており、小規模の郷鎮企業（地方都市中心の企業）による事故を必ずしも正確に把握できていない。また、災害統計報告の根拠となる法律が未整備で、地方の行政機関に中央に報告する専門組織が置かれていない。企業も災害報告自体を重視していないので、データの精度には問題があるであろう。中国の労働災害件数と死亡者数の比率が先進国より多いことは十分に予想できるが、次の三つの要因がよく指摘されている。

- ① 従業員の安全意識が低い
- ② 安全投資が不十分
- ③ 安全管理体制が不備

一方、労働安全衛生対策の面では多くの基準が制定されているので、表3.2に紹介する。

表 3.1.2 中国の労働安全衛生基準体系

中国の労働安全衛生基準体系	労働安全衛生基本諸基準体系	労働安全衛生管理基準体系	生産設備安全基準体系
労働安全衛生基本諸基準	労働安全衛生用語基準	安全教育・訓練・検査基準	機械設備安全基準
労働安全衛生管理諸基準	情報分類コード基準	危険・有害要因区分等級基準	ボイラー・圧力容器安全基準
生産設備安全基準	図形・記号基準	死傷災害統計分析基準	電気設備安全基準
人間工学基準	労働安全衛生指針、一般基準	職業性疾病統計分析基準	放射線・原子炉設備安全基準
労働衛生基準	安全標識・警報合図基準	測定・試験方法基準	設備保守・修理廃棄安全基準
個人用保護具諸基準		安全制御技術基準	
		安全工学基準	

(続き)

安全工学基準体系	人間工学基準体系	労働衛生基準体系	個人用保護器具基準体系
機械安全基準	労働安全人間工学原則	労働生理基準	安全ヘルメット基準
電気安全基準	人体諸元測定・生体力学基準	気象条件衛生基準	呼吸器保護基準
ボイラー・圧力容器安全基準	信号掲示管理基準	騒音基準	目・顔保護基準
火災防止安全基準	照明基準	振動基準	耳保護基準
爆発防止保護安全基準	色彩基準	非電離放射線基準	足保護基準
発破安全基準	物理的環境基準	粉じん衛生基準	手保護基準
貯蔵・輸送安全基準		産業毒物衛生基準	皮膚保護基準
可燃ガス安全基準		生物学的労働危険保護基準	墜落防止基準
溶接・切断時の安全基準		労働衛生監督・試験方法	
建設安全基準			

3.2 中国労働安全関連法令の概要

3.2.1 中華人民共和国建築法

3.2.1.1 中華人民共和国建築法の制定経緯と構成

中華人民共和国建築法は、中国の建築産業の健全な発展と、品質と安全の保証を目的としている。初稿は1984年に起稿され、13年の歳月を経て全人代が1997年に承認、1998年3月1日から正式施行となった（1997年11月1日第8回全人代常務委員会第28回会議で採択、中華人民共和国主席令第91号として公布）。下記の8章85条で構成されている。

第1章 総則

第2章 建築許可・・・・・・・・・・第1節：建築施工許可、第2節：従業資格者

第3章 建築工事の発注及び受注・・第1節：一般規定、第2節：発注、第3節：受注

第4章 建築工事監理

第5章 建築安全生産管理

第6章 建築工事監理

第7章 法律責任

第8章 附 則

1991年11月22日に中国建設部が通知した「建設法律体系規格法案」によると、中国の建設法制は、次の7分野に区分・管理されている。(1)都市計画 (2)都市建設と市政公共事業 (3)町村建設 (4)風景名勝区域 (5)建設工事と建設業〔工事設計法と建築業法〕 (6)不動産業〔土地不動産法と住宅法〕 (7)その他関連法〔環境保護法、河川法、森林法など〕。上記の建築法は、以前から公布されてきた建設工事管理(建設工事監理規定など)と建設企業管理(建築業企業資質管理規定、在外中国企業請負工事監理規定など)の上位規範として、(5)の「建設工事と建設業」の建築業法分野を体系付けるものである。

3.2.1.2 建築法の概要（第5章の建築安全生産管理以外の事項）

(1) 建築活動の規定（定義）

総則で「各種建物の建築及び付属設備の建造と、それに付帯する配線、配管並びに設備の据付活動をいう（第2条2項）」と規定し、建物の建築活動を適用範囲としている。一方、最後の附則の章で「この法において施工許可、・・(中略)・・安全及び品質管理に関する規

定は、その他の專業建築工事の建築活動に適用する。具体的な弁法は国務院が定める。(第81条)」と補足し、土木工事にもこの建築法が適用されるとの解釈が別途示されている。

(2) 建築許可（工事施工許可と従業資格）

第2章第1節（7～11条）に、工事着工時の申請に関する規定が記載されている。その中で「一定規模以上の工事については県級以上の建設行政主管部門への申請」や、「着工許可証交付後3ヶ月以内の着工」、さらには工事中止や工期遅延の場合の報告措置について規定している。第2節（12～14条）では、建築活動に従事する施工企業や監理企業などの資格要件として、登録資本金や法定資格所持技術者の確保などを規定している(12,13条)。また、建築活動に従事する専門技術者が相応の法定資格を有し、その許可範囲内で従事することを規定(14条)している。

(3) 建築工事の発注と受注について（契約、入札、発注、受注）

第3章第1節（15～18条）で、公正で公平な入札の実施責任と、契約者双方の履行義務の明確化などについて規定している。第2、3節（19～29条）では、建築工事にかかる発注及び受注に関する規定が明示され、その中で「元請の奨励と分割発注の禁止（24条）」、「一括下請けの禁止（28条）」、「元請単位の建築単位に対する責任及び下請けに対する連帯責任（29条-2）」などが規定されている。

(4) 品質管理について

第6章（52～63条）に規定されており、品質体系認証制度を遂行することとなっている（53条）。また材料の品質検査（59条）や竣工検査制度（61条）、建築工事の品質保全・補償制度も規定（62,80条）されている。

(5) その他関連法規法令について

建築法の施工にともない、関連する法令法規の整備が順次進められている。

3.2.1.3 建築法の概要（第5章の建築安全生産管理事項）

第5章（36～51条）に安全第一と未然防止の方針（36条）、および国の関連する規約及び技術規範に従うこと（37条）が規定されている。

(1) 安全施工組織について

施工現場の安全は、建築施工企業が責任を負う（45条）という原則が規定されている。安全生産責任制度の執行及び有効な対策（44条）に関する規定や、専門性の強い工事については専門プロジェクト安全施工組織設計の作成と、安全技術対策の適用（38条）などが規定されている。建築施工企業の法人代表に対しても、当該企業の安全生産に責任を負うことを明記している。（44条）

(2) 安全教育について

建築施工企業が健全な労働安全生産教育制度を整備し、従業員への安全生産教育育成強化の責任を負う（46条）規定がある。また、この教育を受けていない者が現場に立ち入り作業することを禁じている。

(3) 環境保護について

建築施工企業は、施工現場で必要な場合に密閉管理を行い（39条）、隣接する建築構造物に損害をもたらす可能性のある場合には、必要な安全防護対策を講じる義務を負う（39条-2）。また関連法規に基づき、施工現場の騒音・振動・廃棄物・排水・排気・粉塵など、周辺環境の汚染及び危害に対して、規制と処理の対策を講じることを求めている。（41条）

(4) 安全規約の遵守と従業員の権利について

建築施工企業及び従業員の双方は、安全生産に関する法令法規あるいは規約の遵守責任を負い、規約に反する指揮や作業を行ってはならない。作業員には人体に影響を及ぼす作業条件・手順に対して改善意見を提出する権利が保障されている。生命・健康に危害を及ぼす行為に対しては、批判・検挙・告訴する権利を有することも規定されている。（47条）

(5) 危険作業における傷害保険加入（意外傷害保険）について

建築施工企業は、必ず危険作業に従事する作業員のために傷害保険（意外傷害保険）加入の手続きをし、保険料支払いの義務があることを規定。（48条）

(6) 事故発生時の措置について

建築施工企業は、施工中に事故が発生したときには緊急処置を講じ、関連規定に従って関係部門に報告しなければならないと規定されている。（51条）

3.2.1.4 日本の法規法令との類似点・相違点

(1) 全般について

建築法は主に建築工事における関係者の資質、契約、発注、施工監理、安全、品質、責任といった広範に係る基本的な考え方を規定しているもので、日本においては建設業法に近い存在である。安全に関する記述は日本語訳で2ページ程度の量(全85条中36～51条の16条項)で、具体論については「関連法令法規に委ねる」といった記載が多い。

(2) 類似点

安全教育や環境対策などの基本的な考え方は、日本の労働安全衛生法に通じる部分が多い。ただし細かな規定の記載はない。

(3) 相違点

法中「建築施工企業は・・・」といった記載が主体である。日本の安全衛生法における「特定元方事業者」や、「統括安全衛生管理者」に代表される元請企業の安全に対する全体責任に明確な記載がない。(ただし元請の全体責任については29条に別途示されている)。従業員権利として「生命・健康に危害を及ぼす行為に対しては、批判・検挙・告訴する権利を有する。(47条)」という規定は中国独特の表現である。建築施工企業には、危険作業従事者のために傷害保険(意外傷害保険)加入の手続き、及び保険料支払いの義務があることが規定(48条)されている。なお、日本における労災保険のような強制力については、建設工程安全生産管理条例の第38条に労働障害保険として規定している。

3.2.2 建設工程安全生産管理条例

3.2.2.1 建設工程安全生産管理条例について

「建設工程安全生産管理条例」は安全監督管理を強化し、人命と財産の安全を保障するために制定され、「中華人民共和国建築法」と「中華人民共和国安全生産法」を補強する役割を果たしている。2003年11月12日の国務院第28回常務会議にて採決され、直ちに公布、2004年2月1日から施行されている。「建設工程安全生産管理条例」は、中国での建設プロジェクト（土木工事、建築工事、ケーブル・配管工事、設備据付工事、及び内装工事）で、労働安全衛生管理に最も関連が深く注目すべき法律である。

建設工程安全生産管理条例は、8章71条から成り、その構成は次の通りである。

第1章 総則

第2章 施主の安全責任

第3章 探察（調査）、設計、工事監督、及び其の他関係会社の安全責任

第4章 工事会社の安全責任

第5章 監督管理

第6章 生産安全事故の緊急対応と調査処理

第7章 法律責任

第8章 附則

3.2.2.2 建設工程安全生産管理条例の概要

（1）第1章 総則（第1条～第5条）

総則では、本条例の位置づけ、対象工事の範囲、目的、各関係者（施主、調査会社、設計会社、工事会社、工事の監理会社、その他の工事安全に関係のある会社）の法律遵守や安全責任、および先進技術の普及と科学管理の推進について規定している。

（2）第2章 施主の安全責任（第6条～第11条）

第6条では施主が工事会社に対して、近隣エリアの埋設物・配管・配線などの関係資料を提供することを義務付けている。第7条では施主が、調査、設計、施工、工事監理会社などに、法規・標準規定に合致していない要求をしてはならず、契約に約定された工期を縮めてはいけないとしている。第8条では、施主が工事概算を作成するときに、環境およ

び安全措置に必要な予算を確保することを要求している。

第 9 条では、施主は工事会社に安全施工要求事項に合格しない保護用具、機械設備、建機を使用させてはならず、また直接指示あるいは暗示して、購入やリースをさせてはならないと定めている。第 10 条では、施主は官庁への工事許可申請に安全措置資料を添付すること、着工許可から 15 日以内に関係官庁に保証措置を届け出ることを求めている。第 11 条は解体工事についての規定で、施主は相応資質を保有している工事会社に発注することを要求している。また、官庁へは工事開始の 15 日前に工事会社の資質等級証明、解体物の構造、組織、廃棄物の置き場所と処理方法などについて届けることを定めている。爆発作業を実施する場合は、国家関係民用爆発物品の管理規定に準拠することとしている。

(3) 第 3 章 調査、設計、工事監督、及び其の他関係会社の安全責任 (第 12~19 条)

第 12 条では、調査会社の資料が工事の安全な遂行の要求を満足できるものであることを求めている。第 13 条では、設計会社は工事安全に関わる重点場所とポイントを設計資料に明記すること、事故予防のため指導意見を提出すること、建設プロジェクトが特殊構造・新材料・新プロセスである場合は、事故予防措置を提案することを求めている。第 14 条では、工事の監理会社は工事施工会社が計画する施工方法・安全措置が要求事項を満たしているか審査し、危険性を見つけた場合には工事会社に是正要求を出すこととしている。事態が重大であれば工事停止を要求し、施主に報告することと工事監理会社と監理エンジニアは工事安全に責任を負うことを定めている。第 15 条・16 条では、建設工事に機械設備・部品を提供する会社は、有効な保護・センサーなどの装置を装備すべきこととしている。第 17 条~19 条では、施工現場で組立・解体する工事中用クレーンや自動リフト式フレーム構造の設備は、相応資質を所有する会社によって扱われ、専門技術者が現場で監督することと、検査機関は安全合格証明証資料を出すことを求めている。

(4) 第 4 章 工事会社の安全責任 (第 20 条~38 条)

第 20 条では、工事会社は資質等級の範囲内で工事を請け負うこと、第 21 条では、工事会社の主たる責任者は、工事安全に全面的に責任を持ち、責任制度・教育制度・規則・手順を規定することとしている。また、工事安全を確保するために必要な資金を投入し、定期的な安全監査を行い、記録を残すことを要求している。第 22 条では、工事予算に含まれる安全確保に必要な費用を、他の目的に流用することを禁止している。第 23 条では、工事会社に安全管理機関を設立し、安全専任者を設けることを求めている。第 24 条では、建設工事を総請負方式で遂行する場合は、総請負会社が現場の安全責任を負うとしている。総請負会社と下請会社は安全に関して連帯責任を負うが、下請が管理を無視して発生した事故については、下請会社が責任を負うこととしている。

第 25 条では、クレーンオペレーター・クレーン合図者・高所作業者などの特殊作業者は、専門のトレーニングを受けて、資格取得後に作業ができるものとしている。第 26 条では、一定規模以上の危険性の大きい工事については、個別の施工計画書を策定すること、第 27 条で工事会社の技術者は、工事安全の技術要求について監督・作業者に詳細説明を行い、双方が確認のサインをすることが求められている。第 28 条では、爆発物及び有害危険物の危険な場所に危険警告板を設置すること、第 29 条では事務所・生活・作業エリアの分離、および作業者の食事・飲料水・休憩場所が標準に達していることを求めている。

第 30 条では法律・法規を遵守し、粉塵・排気・排水・固体廃棄物・騒音・振動・照明の環境汚染を防止して、都市中心部では現場を密閉のフェンスで囲むことを要求している。第 31 条で工事会社は、消防責任制度および消防責任者を確定し、消防通路と消防用水源を設置、消防施設と消火器の配置を行うこととしている。第 32 条で工事会社は、作業者に安全保護具・安全保護衣類を提供し、作業員に危険な場所を知らせておくこととしている。一方作業者は、安全問題を批評・告発し告訴する権利を持ち、規定に違反した指揮と危険作業を拒否する権利を持つことが規定されている。第 36 条で工事会社の責任者、プロジェクト関係者、安全責任者は、官庁関係部門の審査に合格してから赴任することと、安全トレーニングに不合格なら仕事を与えてはならないと定められている。第 38 条で工事会社は労災保険を付保し、工事総請負の場合は元請が労災を付保することとなっている。

(5) 監督管理 (第 39 条～46 条)

国務院と地方人民政府の安全監督管理部門が、建設工事の安全生産作業について、総合的な監督管理を実施すると説明している。安全計画書がない場合は許可証を発行してはならず、審査を行うときは費用を徴収してはならない。現場へ立ち入る権限があり、危険と判断されれば排除命令や工事停止命令を出すことが出来る。また、監督検査の実施作業を建設工事安全監督機関に委託できる。

(6) 生産安全事故の緊急対応と調査処理 (第 47 条～第 52 条)

建設行政部門が大型工事の事故緊急対応プランを制定することと、工事会社が緊急対策プランを策定し、組織の確立、機材・設備の配備、定期的な演習を行うことを記している。総請負型では元請がその任にあたり、事故の報告責任を持つ。事故の責任会社と責任者は関係法律・法規により処罰される。

(7) 法律責任 (第 53 条～第 68 条)

法律・法規違反に対する行政部門の処罰、施主への処罰、調査会社と設計会社の処罰、工事監理会社の処罰、専門業者の処罰、機械・部品を提供する会社の処罰、リース会社の処罰、特殊工事会社の処罰が記されている。その内容は格下げ、免職、業務停止命令、工事停止命令、罰金、資質等級の引き下げ、あるいは取り消し、損失が発生した場合の賠償責任、刑事責任などである。

(8) 附則 (第 69 条～71 条)

緊急工事および平屋住宅には適用しないこと、軍事建設工事の安全管理は中央軍事委員会の関係規定に従うこと、2004 年 2 月 1 日から施行することが記されている。

3.2.2.3 日本の関係法令との比較

3.2.2.3.1 全般

この「建設工程安全生産管理条例」は、中国での建設プロジェクトに関わる、監督官庁、施主、調査会社、設計会社、工事会社、工事の監理会社、工事専門業者、機械設備業者、リース会社などの、関係者に対する安全衛生責任を規定している。この条例に対応する日本の法律は、「労働安全衛生法」である。しかし、より具体化するための「労働安全衛生令」「労働安全衛生規則」などに相当する政令・省令を指定していないために、一部の罰則金額を除いて精神条項に近い記述が多く、ここではその基準があいまいである。ただし表 3.2「中国の労働安全衛生基準体系」で、管理諸基準が明確になっている可能性がある。

3.2.2.3.2 主な類似点・相違点

- (1) 第 1 章・第 4 条および第 2 章で施主の安全責任を規定している。法律・法規や標準に合致しない要求をしてはならない、契約に決められた工期を縮めてはならない、工事安全に必要な費用を確保し、標準に達しない保護具・機械を購入・リースしてはならない、など施主責任を強調しているのは注目される。中国ではいかに施主が力を持っているかが推測される。
- (2) 第 11 条と第 17 条では、解体工事と専門工事業者の相応資質を示しているが、その判定基準はどこにあるのか不明である。
- (3) 第 13 条では、設計会社が施工安全に関わる重点場所とポイントについて、設計資料

に明記すること、かつ、事故予防のための指導意見を提出することとある。これは日本にない規定でユニークである。

- (4) 第 18 条では、工事用クレーンが検査期限になった場合、専門資質を持っている検査機関による検査を行うとあるが、詳細規定を示した法規を明示していない。このため、吊り上げ重量に応じた検査対象物・有効期間・試験・記録保管期限などの規定の有無が不明である。
- (5) 第 20 条では、工事会社は資質等級の範囲内で工事を請け負うとあるが、これは日本でも官公庁の仕事では同様である。
- (6) 第 36 条では、工事会社の PM、CM、SM は建設行政主管部門の審査に合格してから赴任するとあるが、日本にはこのような規定はない。
- (7) 第 37 条では現場に入る前にトレーニングを受け、受けていない者と不合格者に仕事を与えてはならないとあるが、対象作業や資格者の範囲と基準が明示されていない。
- (8) 第 50 条では、総請負型の建設プロジェクトでは、総請負会社が事故の報告責任を持つとあるが、日本では事故を起こした事業者が報告責任を持つ。
- (9) この条例では両罰規定の条項がない。

3.2.3 中華人民共和国労働法

本法は1994年 7月 5日に第8期全国人民代表大会常務委員会第8回会議で採択され、1995年 1月に中華人民共和国労働法として施行された。本法は労働関係を全面的に調整し、労働行為を規範化する最初の基本法律であり、中国労働法制を作り上げる基盤として重要なものである。また、労働者の権利を保護し、生産力の発展に役立ち、社会主義市場経済発展のニーズに適合することが考慮されている。日本の労働基準法に相当する法律である。

3.2.3.1 中華人民共和国労働法の概要

本法は13章107条で構成されている。適用対象が広く、総ての企業に適用できるように制定された法典形式の基本法で、他の法律、条例、規則等とリンクして運用されている。一方、労働安全衛生に関しては6条（内容全文を記載）しか規定しておらず、実務上重要な

事項は安全生産法をはじめとする他の法律や、多数の政令、国家標準に記載されている。

表3.2 中華人民共和国労働法の概要

章	内容	
第1章：総則 (1条～9条)	労働法制定の基本的趣旨と目的を定め、国家及び使用者の責務、並びに労働者の権利・義務について規定している。また労働者の権益を保護するため、労働組合を組織し活動することを認めている。	
第2章：就業の促進 (10条～15条)	国家による労働者の自由意思による就職の支援、また就業にあたっての民族、種族、性別、宗教の違いによる差別の禁止、身体障害者、少数民族に属する者、退役軍人の就業の保護、満16歳未満の年少者の雇用禁止等を規定している。	
第3章：労働契約及び労働協約 (16条～35条)	労働契約制度、雇用者による従業員解雇制度、及び従業員の辞職制度を制定し、労働組合と企業との間の労働条件等に関する労働協約などを規定している。	
第4章：労働時間及び休息・休暇 (36条～45条)	労働時間の基準、すなわち1日8時間、週平均44時間を超えないこと、また休息・休暇の基準、すなわち少なくとも週1回の休日の確保、法定休日の制定、さらに時間外労働時間の規制、割増賃金の支払い基準、年次有給休暇制度などを規定している。	
第5章：賃金 (46条～51条)	労働に応ずる賃金配分の原則、同一労働同一賃金の原則、国家の最低賃金の保障などを規定している。	
第6章： 労働安全衛生	52条	使用者は、労働安全衛生制度を設立・完備し、国家の定める労働安全衛生規定及び基準を遵守し、労働者に対し労働安全衛生教育を実施し、労働作業中の事故を防止し、業務上の危険を減少しなければならない。
	53条	労働安全衛生施設は国家の規定する基準に適合しなければならない。新築、改築、拡張工事に際し設けられる労働安全施設は本体工事と同時に設計し、同時に施行し、同時に生産に投入し使用しなければならない。
	54条	使用者は労働者のために国家の定める規定に適合する労働安全衛生条件及び必要な個人用保護具を提供し、危険を伴う作業に従事する労働者に対し定期的に健康診断を行わなければならない。
	55条	特殊作業に従事する労働者は専門訓練を受け、特殊作業資格を取得しなければならない。
	56条	労働者は、作業中は安全操作規定を厳格に遵守しなければならない。労働者は使用者の派遣した管理者が違法な指揮をし、危険を犯して作業することを強要した場合には拒絶する権利を有する。生命の安全又は身体の健康に危険を及ぼす行為については、批判し告訴及び告発する権利を有する。

	57条	国家は労働災害及び職業性疾病につき統計を取り、報告し及び処理する制度を設ける。県レベル以上の各レベル人民政府の労働行政部門、関係部門及び使用者は労働者について作業中発生した死傷災害及び労働者の職業性疾病の状況に対して統計を取り、報告し、処理しなければならない。
第7章：女性労働者と年少労働者の保護 (58条～65条)		女性労働者及び年少者である労働者に対しての特別な労働保護について規定している。
第8章：職業訓練 (66条～69条)		国家、各レベル人民政府及び使用者に対し、労働者の資質向上、就業能力強化のため、職業訓練の実施義務を定めている。また技術職種に従事する労働者の職業訓練受講義務を規定している。
第9章：社会保険及び福利 (70条～76条)		国家の社会保険事業の発展の義務、社会保険制度の樹立、社会保険基金の設立等に関する規定を定めている。また、労働者が社会保険の給付を受けられる権利を有すること等を規定している。
第10章：労働争議 (77条～84条)		労働争議の解決方法について規定している。第1は調停委員会への調停申請であり、第2は仲裁委員会への仲裁申請、第3は人民裁判所への訴訟提起である。
第11章：監督検査 (85条～88条)		県レベル以上の人民政府の労働行政部門及び関係部門、並びに各レベル労働組合の労働法規の遵守状況についての監督または検査義務と権利について規定している。
第12章：法律責任 (89条～105条)		使用者、労働者、労働行政部門の職員等、法令法規に違反した場合の法的責任について規定している。
第13章：附則 (106条～107条)		省、自治区、直轄市の人民政府に対し、当該地区の実情に応じた労働契約制度の実施細則制定を義務づけている。

3.2.3.2 中国労働法の特徴と日本の労働法との違い

中国は個人主義であること、権利意識が強いこと、企業への忠誠心・帰属心が日本よりはるかに低いことなどといった意識の違いが、労働法にも影響している。中国労働法の特徴と日本の労働法の違いの主なものについて記述する。

(1) 労働安全施設：

工場の新築、改築、拡張工事に際しては、設計、施工、生産開始の3つの時点で、それぞれ国家の規定する基準に適合する労働安全施設を整備することが要求されており（三同時の原則）各時点で安全衛生面での規制があり許認可が必要とされる。日本の安衛法第88条には、ある一定規模の建設工事に関して、厚生労働大臣

または、所轄労働基準監督署長に計画の届け出が必要とされている。

(2) 労働統計：

国家が労働災害及び職業性疾病につき統計を取り、報告及び処理する制度を設置することを法律で義務付けている。

(3) 時間外労働の時間数法定：

中国労働法で労働時間は原則として1日8時間、週平均44時間以内と決まっている。時間外労働も中国では1日1時間以内、特例として1日3時間までかつ1ヶ月36時間以内とされている。日本の労働基準法では1日8時間、週平均40時間以内と定められてはいるが、時間外労働時間については労使協定によるとされ具体的数値までは規定されていない。

(4) 試用期間の具体的規定：

試用期間は最長6ヶ月と定められている。日本の労働基準法では、解雇予告手当の支払義務のところでも間接的に決まっているだけである。

(5) 時間外労働、休日労働の割増賃金額：

中国の時間外労働の割増賃金比率は日本に比べて非常に高い。

中国の割増賃金額：

労働時間延長の場合：賃金の150%以上。

一般休日出勤の場合：賃金の200%以上。

法定祝日出勤の場合：賃金の300%以上。

日本の割増賃金額

賃金の25%以上50%以下の範囲内で、政令で定める率以上

(6) 労働に応じた分配の原則、同一労働同一賃金：

日本では、正社員とパートが同じ仕事をしていても賃金に差があるのは普通だが、中国では労働法に同一労働同一賃金の原則が明記されている。

(7) 賃金水準、社会保険水準の統制：

中国では、社会経済発展段階に応じて、国家が賃金水準、社会保険水準を適正に決めると法律で定められている。

(8) 出来高払いについての規制の強弱：

中国の労働法では出来高払制に柔軟に対処しているのに対し、日本は6割の固定給保証を強く要請している。

(9) 労働契約の期間：

日本では期限を定めない雇用契約（正社員）があくまでも大原則だが、中国では期間は労使の合意によってフレキシブルに決まり、転職について違和感がない。

(10) 期間労働契約の無期間労働契約への転化：

日本では労働者と1年契約を結び、更新を3～4回繰り返すと、きちんとした理由がない限り企業側からそれを切るとは難しくなる。中国では期間労働契約から無期間労働契約へ転化する際の要件として、同じ使用者のもとで10年間連続して勤務し、さらに労働者が更新を希望する場合と法律で定められている。逆に、10年たたなければそうならないとも読めるので、日本に比べればそのところは比較的余地が広い。よって、中国では1年契約、2年契約などの有期間契約をする事が非常に多い。

(11) 秘密保持契約約定の規定：

中国は転職に違和感がない社会なので、使用者は労働者に対して機密保持契約を定めることができるという規定があるが、日本ではそれがない。中国では法律にこうある以上、きちんと契約に盛り込まないと使用者側の手落ちとされる。

(12) 集団契約の規定：

中国労働法では、従業員代表あるいは労働組合が企業と締結する集団契約がある。集団契約を結び、それを労働行政部門に提出すると、社内規範としての効力を持ち、個々人の労働契約を拘束する。これは日本の就業規則や労働協約などと違い、使用者が勝手に決めるものではない。

(13) 解雇通知書面の要件：

中国では解雇通知は書面で行うことと労働法で定められている。これは日本でも同じである。

(14) 人員整理（整理解雇）の手順の法則化：

日本では、「整理解雇の4要件」というものがある。この要件に基づいて個々の事案を裁判所が判定するが、中国ではある程度法律で決まっている。したがって、勝手なことをすると、手続条項違反になって問題が生ずる。

3.2.4 中華人民共和国安全生産法

3.2.4.1 安全生産法の構成

安全生産法は、中国の労働安全衛生に関する一般法である。第9回全国人民代表大会常務委員会第28次会議で、2002年6月29日に中華人民共和国主席令第73号として採択・公布され、2002年11月1日から施行されている。安全生産法は、下記の7章97条で構成されている。

- 第1章 総 則
- 第2章 生産経営事業者の安全生産についての保障
- 第3章 従業員の権利と義務
- 第4章 安全生産の監督管理
- 第5章 生産安全事故の応急事故と調査処理
- 第6章 法的責任
- 第7章 付 則

安全生産関係の法律には本法のほか、鉱山関係の安全に関する「鉱山安全法」がある。また労働安全衛生に関連する法律としては、労働法、消防法、職業疾病防止治療法、労働組合法、道路交通安全法、海上交通安全法、鉱山資源法、石炭法、建築法、鉄路法、電力法、民用航空法などがある。このうち、建設工事現場での労働安全衛生に関係が深い法律は労働法と建築法だが、この2法については別項で解説しているので参照されたい。

3.2.4.2 安全生産法の概要

第1章 総 則（第1条～第15条）

総則では、法の目的や各関係者（生産管理事業者、生産経営事業者、従業員、労働組合、国務院、各級人民政府など）が果たすべき基本的な責務を定めている。第1条では、「安全生産活動の監督管理を強化し、生産安全事故を防止、減少し、大衆の生命と安全を守って経済発展を促進するためこの法律を制定する」としている。第2条では、中華人民共和国領域内での生産経営活動には本法が適用されることを規定している。ただし、消防安全、道路交通、鉄道交通、水路交通、民間航空など別に定めのあるものには適用されない。第3条では、安全生産管理は安全第一で予防を主にすることを規定している。第4条以下の各条では、各関係者の責務について総括的に述べている。第12条では、法により設立された安全生産のための技術サービスを提供する中間機関は、生産経営事業者からの委託により、これらの技術サービスを提供できる旨規定している。第15条では安全関係で顕著な成績を上げた部門及び個人に対して、国家が褒賞を与え得ることを規定している。

第2章 生産経営事業者の安全生産についての保障（第16条～第43条）

本章では、主として生産経営事業者が安全生産を達成するために必要な義務について、個別的、具体的に定めている。第16条では、生産経営事業者は本法及び関係法令により、安全生産条件を整えなければ生産経営活動に従事してはならないと規定している。第17条では、生産経営事業者の主要責任者の職責を規定している。第19条では、鉱山、建築施工部門、及び危険物の生産部門等、並びに従業員300人を越す生産経営事業者は、安全生産機関を設置するか、あるいは専任の安全生産管理者を設置しなければならないと規定している。第21条から第23条では、従業員に対して必要な教育をする旨規定している。第23条では、特殊作業者の教育について規定している。

第24条から第27条では、安全施設の設計、評価、品質などについて規定している。第28条から第31条では、安全設備の警告標識、国家基準・民間基準、検査・測定機関等について規定している。第32条から第35条では、危険物の生産、運送、使用等について規定している。第36条から第39条では、安全操作、安全衛生保護具、検査記録などについて規定している。第40条では、2以上の生産経営事業者が1の作業区域にて生産経営活動を行う際の安全生産管理協定について規定している。第41条では、下請業者などとの協議、管理について規定している。第42条では、事故発生時の処置について規定している。第43条では、生産経営事業者が従業員のために、労働災害保険の保険料を納付しなければならないことを規定している。

第3章 従業員の権利と義務（第44条～第52条）

本章では安全生産を達成するために必要な事項に関して、従業員の権利と義務について規定している。この中には、労働組合に関するものも含まれる。第44条では、労働契約に従業員の労働安全保障と労働災害保険に関する事項を明記することを規定している。第45条から第47条では、従業員が安全生産業務に関して意見提出の権利、安全生産に関しての問題につき指摘・告発する権利、危険時に作業停止または回避する権利などを規定している。第48条では、労働災害保険を受ける権利及び民事賠償を求め得る権利を規定している。第49条から第51条では、安全規定の遵守義務、必要な保護具の着用義務、不安全事項発見時の報告義務などを規定している。第52条では、労働安全衛生に関して労働組合が関与し、従業員の生命安全を守る権利を規定している。

第4章 安全生産の監督管理（第53条～第67条）

本章では、安全生産の監督管理を行う各級機関の業務及び責務について規定している。第53条から第60条では、安全生産監督管理部門及びそれに携わる監督検査員の職責、任務等について種々規定している。この中で、第56条では、安全生産の国家基準あるいは業界基準に適合していない施設等については差し押さえ、押収するとともに15日以内に法律による処理を決定しなければならない旨規定している。第61条では、監査機関は行政監査法に基づいて、安全生産監督部門及びその

勤務員を監査することを規定している。第 62 条では、安全評価・検定機関は、国家が規定する資質条件を整えるとともに安全評価・検定の結果に責任を負うことを規定している。第 63 条から第 65 条では、通告制度について規定している。第 66 条では報奨制度を規定している。第 67 条では、マスメディア事業者の安全生産宣伝教育義務と、安全生産違反行為に対する世論監督の権利を規定している。

第 5 章 生産安全事故の応急救助と調査処理（第 68 条～第 76 条）

本章では、労働災害事故が発生した場合の応急救助と事故に関する調査処理について規定している。第 68 条では、各級の人民政府は応急救助予備計画の制定と同システムの設立を義務付けている。第 69 条では、危険物の生産・保管業者及び鉱山、建築施工事業者は、応急救助組織を設立し、応急救助機材、設備を定期的に維持、保護することを規定している。第 70 条から第 72 条では、事故発生時の報告とその後の処置について規定している。第 73 条から第 75 条では、事故の調査処理の方法について規定している。第 76 条では、各級人民政府の安全生産監督部門が行う労働災害事故の発生状況について、統計とその公布について規定している。

第 6 章 法的責任（第 77 条～第 95 条）

本章は罰則に関する規定であるが、主として罰金についてこれを科すべき事項と罰金額を定めている。刑法の規定に該当する場合は、刑法により刑事責任が追及される。また、安全生産監督部門の勤務者については、降格あるいは免職の行政処分がされる場合についても規定している。

第 7 章 付 則（第 96 条、第 97 条）

本章では、法律の用語の定義（危険物及び重大危険源の 2 項目）と、法の施行期日を定めている。

3.2.4.3 仲介機構について

仲介機構は、安全生産法第 12 条により設立できる「安全生産のために技術サービスを提供する中間機関」である。仲介機構は同法第 62 条により、国家が規定する資質条件を整えるとともに、自らが出した安全評価、認証、検査測定、検定の結果に責任を負う。また、同法第 79 条では、仲介機構が偽りの証明を行ったときには、刑事責任の追及または罰金の処分、違法所得の没収、当該機構の資格取り消しを行うことなどを規定している。仲介機構の提供できる職能・サービスは、次のような事項である。（仲介機構のひとつである中国石化集団(SINOPEC)青島安全工程研究院の例）

① 産業安全に関する危険評価

- ② 環境管理システムの認証
- ③ 国家安全一級に関する研修業務
- ④ 工事現場工程の管理監督業務
- ⑤ 企業の安全生産に関する技術解決策の提供
- ⑥ 安全生産に関する各種の相談

3.2.4.4 日本の関係法令との比較

中国の安全生産法に対応する日本の法律は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）である。中国の安全生産法は、総じて概念的、抽象的な条文が多く、具体性に欠ける嫌いがある。これは、中国と日本との法律に対する考え方の相違や、中国においては法治よりも人治の傾向が強く、行政一般の法律特に技術関係の法律が未整備であることに起因している。また、日本でいう政令、省令に相当する関係法令との関係が明確ではない。日本の労働安全衛生法との相違点などを列挙すると以下のようになる。

- 中国の安全生産法では、国務院、各級人民政府など行政機関の責務について詳述しているが具体性に欠ける。日本では、これら行政機関の責務については、労働安全衛生法第10章「監督等」で述べている。
- 日本の労働安全衛生法第2章の「労働災害防止計画」（厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聞いて定める）に相当する条文を、この法令の範囲では見出せない。
- 日本の労働安全衛生法第3章の「安全衛生管理体制」（安全衛生管理者、安全衛生委員会、産業医、作業主任者）に相当する条文（主として第2章の条文）はあるが、日本のように、具体的に明確に定められていない。特に、日本での「統括安全衛生責任者」に関する条文がなく、中国安全法第40条で概念的に述べるに留まる。
- 日本の労働安全衛生法第4章の「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」についても、中国の安全生産法では、日本のように明確に規定していない。
- 日本の労働安全衛生法第5章の「機械等及び有害物に関する規制」（第1節機械等に関する規制、第2節有害物に関する規制）に相当する条文を、本法令の範囲ではほとんど見出せない。特に、機械に関する登録検査機関、同検定機関、個別検定、形式検定などの条文が未整備である。これらに相当する一部の業務は、前述の「仲介機構」により行われるものと考えられる。
- 日本の労働安全衛生法第6章の「労働者の就業に当たっての措置」については、概ね中国安全法の第2章に条文がある。
- 日本の労働安全衛生法第7章の「健康の保持増進のための措置」に相当する条文を、本法令の範囲では見出せない。
- 日本の労働安全衛生法第7章の2の「快適な職場環境の形成のための措置」についても、中国安全法では相当する条文が見出せない。

- 日本の労働安全衛生法第 8 章の「免許等」についても、中国安全法では相当する条文を見出せない。
- 日本の労働安全衛生法第 9 章の「安全衛生改善計画等」のうち、安全衛生改善計画については、中国安全法では各所で相当する条文はあるが具体的ではない。日本の労働安全コンサルタント、同衛生コンサルタントに相当するものが前述の仲介機構である。
- 日本の労働安全衛生法第 11 章の「雑則」に相当する条文が、中国安全法には見出せない。
- 日本の労働安全衛生法第 12 章の「罰則」は、中国安全法第 6 章の「法的責任」に相当する。ただし、日本では罰金のみならず懲役刑、禁固刑についても労働安全衛生法で規定している。日本では労働安全衛生法違反の場合、刑法ではなく、特別法である労働安全衛生法により処罰される。
- 中国安全法でユニークな条文として下記が挙げられる。
 - ① 安全に関して顕著な成績をあげた場合の褒章規定がある。
 - ② 第 3 章の従業員の権利義務の規定が詳しい。ただし、規定どおりに適用されているかどうかは明確ではない。
 - ③ 第 4 章第 61 条から第 63 条に、通告制度を規定しているが、これは社会主義的な要素を色濃く反映している。
 - ④ 第 6 7 条のマスメディアに関する規定もユニークである。

第4章 日系企業が関与する中国建設現場の労働安全管理状況

本章では中国で実際に建設工事を実施している日系企業から、インタビューと資料提供を通じて得られた実情を紹介する。インタビューに協力いただいた企業は、化学プラント系エンジニアリング会社が5社、プラント機械メーカー系が3社・4事業所、建築系（ゼネコン）が2社、資料提供のみが鉄鋼メーカー系の1社である。インタビューの結果、案件の種類、顧客、サイトの地域、工事事業者の水準などにより多様な実態があり、どうてい画一的な評価ができる状況にないことが判明した。しかし、それが実態である以上、各社の実務担当者が現地で体験した知見は多くの示唆を含んでおり、今後、中国で建設工事を展開しようとする企業にとって貴重な情報であろう。そこで、多少の特殊性があってもあまり省略しないで、なるべく忠実に把握できた実情を紹介する。

4.1 協力いただいた会員企業

4.1.1 インタビューに協力いただいた会員企業。企業概要は表4.1に示す。

- A社：化学プラント系エンジニアリング
- B社：化学プラント系エンジニアリング
- C社：化学プラント系エンジニアリング
- D社：プラント機械メーカー系
- E社：化学プラント系エンジニアリング
- F社：プラント機械メーカー系
- G社：プラント機械メーカー系
- H社：建築系
- J社：化学プラント系エンジニアリング
- K社：建築系

4.1.2 資料を提供いただいた会員企業

- L社：鉄鋼メーカー系

4.2 インタビューの内容

会員企業に対して中国建設現場の労働安全衛生管理状況についてインタビューを行った。主なインタビュー項目と内容は以下である。

インタビューの項目と内容

監督官庁について		表 4.2
設計院について		表 4.3
監理会社について		表 4.4
顧客について		表 4.5
現場安全 衛生管理	中国法規等の適用について	表 4.6.1
	安全衛生管理体制について	表 4.6.2
	安全衛生管理活動について	表 4.6.3
	職場環境について	表 4.6.4
	労災保険について	表 4.6.5
	分電盤・ケーブル類及び建設機械の管理について	表 4.6.6
	足場等の管理について	表 4.6.7
	保護具の管理について	表 4.6.8
	4S（整理・整頓・清潔・清掃）について	表 4.6.9
	コミュニケーションについて	表 4.6.10
	不安全行動について	表 4.6.11
	具体的な安全指導について	表 4.6.12
	事故・災害発生事例について	表 4.6.13
	事故・災害対応について	表 4.6.14
	中国建設会社について	表 4.6.15
	安全衛生管理の留意点について	表 4.6.16
中国社会 全般	労働意識及び安全意識について	表 4.7.1
	インフラ整備について	表 4.7.2

表 4.1 ヒアリング企業概要

	企業概要	ヒアリング 実施年月日
A 社	化学プラント系エンジニアリング企業。以前はプロジェクトベースで建設工事許可を取得し EPC を遂行したが、現在は中国現地法人がプラント建設業のライセンスを取得している。	2005/9/8
B 社	化学プラント系エンジニアリング企業。中国では以前から石油化学プラントや医薬品プラントなどを、プロジェクトベースで建設工事許可を取得し建設してきた。	2005/9/8
C 社	化学プラント系エンジニアリング企業。2003 年 8 月に完工したプロジェクトは資質証書により工事が可能であったが現在はこの方式ではできない。着工しているプロジェクトは EP のみで C は所掌外。	2005/9/20
D 社	プラント機械メーカー系。昨年契約したプロジェクトは EP+指導員による品質管理+プラント運転保証、C は顧客所掌。	2005/9/20
E 社	化学プラント系エンジニアリング企業。 生活関連・環境装置だけでなく化学プラントも建設。	2005/9/29
F 社	プラント機械メーカー系。 中国では EP+据付指導で、C は顧客所掌であった。	2005/9/29
G 社	プラント機械メーカー系。 中国企業の合弁会社である機械製作工場の建設工事を発注者の立場で実施した。	2005/9/30
H 社	ゼネコンである。 日系企業の中国における生産工場建設工事を現地法人ベースにて実施している。	2005/9/30
J 社	化学プラント系エンジニアリング企業。 プラント及び工場の EP 又は EPC を実施した。	2005/10/3
K 社	ゼネコンである。 2003 年 9 月に現地法人を設立し、現在はすべて現地法人が仕事をしている。	2005/10/12

表 4.2 監督官庁について

各社の対応	
A 社	顧客が対応していたと思う。
B 社	日本では労働基準監督署の監督官がよく現場査察にくるが、中国の安全生産監督管理局が現場査察にきたという話はほとんどきかない。シンガポール、マレーシア及びタイでは現場査察を受けた経験がある。
C 社	開発区の建設局が各現場の責任者を招集し、モデル現場の視察会を実施し、そこで安全衛生について訓示を受けた。建設局から具体的な安全に関しての指示はなかったが、事故を起こした時のペナルティはあり、(営業停止何日、日本人の国外退去など) 現場での安全衛生に関する事項は建設局が主体になる。建設局が日本でいう労基署を兼ねるようである。ただし、ボイラー・圧力容器についてはボイラー検査局が見る。法治よりも人治の傾向があらゆる面に感じられた。大まかな規則・ルールはあるようだが、具体的な運用はすべて担当官の裁量の余地が大きいと感じられた。
D 社	顧客が対応していたと思う。
E 社	中国における、安全に関する法律等は整えられていると思うが、日本のようにきっちり運用されてはいないように感じられた。安全に関し、役所の立入り、指導があった。
F 社	行政当局による現場の安全指導はなかった。重大災害発生の際は公安が対応することになっていた。
G 社	市との折衝は日本ではゼネコンが行うが中国では発注元が行う。申請業務は言葉の問題などから日本人では困難である。行政の担当者による視察はなかった。
H 社	建設工事において基本的には日中の大きな違いはない。各省、市(行政)の施工許可、確認審査等を受ける。行政の監査もある。役所の品質管理部が定期的に(基礎工事段階、躯体工事段階、完成段階)品質検査を行う。安全については不定期だった。
J 社	建設工事は、日本の官庁工事の仕組みと似ている。(設計施工分離、業種単位で分離発注)。文明工事(モデル現場)に選ばれた工事現場には市や省から見学に来た。
K 社	現場での安全衛生に関する監督官庁は、建設局の下に安全監督署がある。法的な規制は厳しく行われており、立ち入り検査などもある。安全監督署の規制は地域により差がある。

表 4.3 設計院について

	各社の対応
A 社	
B 社	
C 社	中国では設計院が施工図を作成し、資質を持つ設計院や審図室が承認し、それにより施工する。
D 社	設計院の作成した図面以外では施工出来ない事から施工進捗に図面が追いつかない場面が出て図面待ちの状態が発生した。設計院は工事期間中、現場に常駐していた。
E 社	設計院（基本設計、詳細設計を行うコンサル会社）制度があり、設計承認がすべて終わらないと工事着手できない。（設計承認完了まで6ヶ月かかった。）設計者のプライドは高い。
F 社	
G 社	日本では設計込みでゼネコンに発注していたが、中国では設計業務を国営の設計院に発注した。設計院が FS（フジビリティースタディー）を含めて建物、各機械設備の設計を行う。しかし、建設工事中の視察はなかった。中国の設計院は地域毎に存在し、そのほとんどが民間。工事種類毎に担当が分かれている。原子力発電所の設計を担当する部署もある。工事の着手は設計院の OK がないとできない。設計院の OK が出た後に、第三者機関である設計審査会社がチェックし市の建設許可がでて初めて工事が着工できる。また、日本と違って工事中に設計を行うことはしない。中国は工事着工前にすべて設計を終えてしまう。また、現場での変更は事前に設計院の許可が必要。
H 社	設計は中国の設計院が発注者と直接契約する。設計承認がおりるまで工事着手はできない。
J 社	基本設計については当社が行い、以降の詳細設計を設計院に発注した。外国企業は原則設計業務ができない。設計院の作業は遅れなかった。設計変更に対しては遅れが出た。設計院は処方設計（基本＋詳細）をしてから現地の関係省庁に対する説明会を開催し、そこで指摘された事項をフィードバックし、施工図を各省庁へ配る。施工図より物量を出して業者見積をする。情報を開示して一般入札。設計院は消防とも打合せし了解を取る。設計院は約 10 年前までは国営であったが、今では民間会社が多い。

K 社	設計業務については、基本設計までを当社が行う。以後の実設計は、設計院が行う。設計院は国の指定であり、必ず使わなければならない。ただし個別の施工に関する図面は、各サブコンが行う。
-----	--

表 4.4 監理会社について

	各社の対応
A 社	
B 社	
C 社	監理会社（QC）との契約が義務付けられている。据付配管工事に関しては進捗管理を担当した。
D 社	電力関連の管理会社に顧客が発注している。現場に6名程常駐していた。
E 社	監理会社（コンサル会社）は工事段階での品質管理を行う。
F 社	発注元が政府系のコンサルタント会社である監理会社に工程管理と品質管理を発注していた。
G 社	監理会社から監督者が3名現場に常駐し、安全管理と品質管理を担当した。
H 社	施工管理は監理会社が発注者と直接契約する。監理会社の業務は品質、安全、工程管理であるが品質管理に重点がおかれていた。
J 社	施主は監理会社と契約した。品質と安全を監理してもらった。監理会社は週のミーティングに参加した。
K 社	監理会社は、客先が発注する。業務の主体は、図面と実際の現品との照合である。現場での安全管理は、監理会社の業務の一部として実施していた。

表 4.5 顧客について

	各社の対応	
	顧客との契約体系	安全管理指導状況
A 社		顧客による安全監査が 3 ヶ月ごとに実施され、元請けの評価につながった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロトレランスポリシーの表明 ・入構者教育 ・特別教育の実施
B 社		
C 社		
D 社	工事も掌は客先であり、契約上は全く当社に責任が無い。当社の現場での責任区分はプラント建設にかかる全ての指導、検査、助言を行う。据付業者は責任施工であり、工程管理、安全管理、品質管理の全てを行っている。品質管理は客先と別途契約した品質管理会社の実施しており、検査、書類等はこの会社を中心に実行される。	
E 社		顧客が外資系メジャーの場合は、仕様書通りに行われ、安全管理体制及び安全設備は抜群に良い。本社からの安全監査もある。

F 社	当社の安全管理責任範囲は、自社の所掌範囲（据付指導）についてのみ責任を持つと契約で定められていた。	安全管理は発注元が実施している。コントラクターは発注元の指示には従うが、自主的に取り組む姿勢が乏しいように感じられた。
G 社	日本では建設工事をゼネコンに一括発注するが、今回はコストの面から分離発注を行った。鉄筋工事、鉄骨工事と 2 社が混在するにもかかわらず、発注元が自ら安全管理を行った。日本のような混在作業における統括管理をする会社がなかった。非常に苦勞した。	
H 社		
J 社		
K 社		

表 4.6.1 現場安全衛生管理（中国法規等の適用について）

A 社	
B 社	中国は法律が整備されてきたが、日本に比べてまだまだ遅れていると感じた。
C 社	
D 社	中国安全衛生法の適用は不明であったがサブコンが独自で安全衛生管理の標準化を図っていた。
E 社	
F 社	中国の安全衛生法は適用していなかった。GB 規格には基づいていた。
G 社	中国の法律に基づいた指導はなかった。
H 社	安全に関する法律等も整備されてはいるが、きっちりと運用されているかは疑問と感じた。中国の請負業者にもよく理解されているとは思えない。
J 社	
K 社	

表 4.6.2 現場安全衛生管理（安全衛生管理体制について）

A 社	HSE マネージャにシンガポール人を起用した。英語・中国語の両方が堪能であり、中国の仕事ではなくてはならない人材であった。
B 社	安全管理者の配置する人数については、当社の安全衛生管理計画書に規定している。 労働者数 安全衛生管理者数 50人未満 1名（専任） 50人以上150人未満 2名（専任） 労働者が150人以上の場合は、150人増える毎に安全衛生管理者1名を専任で配置する。
C 社	安全管理については監理会社が主体的に行うので、当社は安全管理者を置く必要はなかった。ただし、安全規則・組織などをこちらで決めて客先に出した。また前日に作業の打合せを行った。
D 社	サブコンに統括の安全管理者がいる。作業はチーム制で行い、単独行動での作業は行わない。安全もチーム内で実施。
E 社	安全専任者の選任は行っている。
F 社	
G 社	ほとんど1人で現場を見ていたことと言葉の壁があり、現場の安全管理は中国側の担当者に任せていた。
H 社	元請業者として、安全員（資格を持つ）を置いている。
J 社	外資系メジャーの工事現場にはセーフティマネージャー1名、スーパーバイザー2名、看護師2名がいた。ワーカーは最盛期に600人弱いた。しかし、現場によって若干の違いはあるが、組織だって安全管理は機能していないように感じられた。安全責任者はオーナーとコントラクターである。マネージャーは個人の資質に左右される。プロジェクトマネージャーは特殊事情を聞いてくれたし、地場業者はマネジメントに協力的であった。
K 社	当社の現場スタッフは、日本人が1人で、他は中国人で行うケースが多い。工事の実施に当たっては、当社の日本でのやり方を原則として適用している。そのために、中国人社員を10日間程度日本でトレーニングしている。各現場とも原則として、安全専任者を配置している。

表 4.6.3 現場安全衛生管理（安全衛生管理活動について）

A 社	現場責任者、安全管理者による強いリーダーシップにより休業災害ゼロを達成した。 毎日の TBM、毎月の MassTBM を実施した。 インセンティブを多用した。 入構者教育を実施した。
B 社	
C 社	日本式の安全朝礼、KY、安全施工サイクルなどは実施していない。
D 社	安全朝礼や安全大会などは実施していない。24 時間現場が稼働している。監督者は現場を常時監視している。雨が降ると作業停止。
E 社	パトロール、打合せ等はほとんどの工事で行われている。
F 社	日本のような安全衛生様式（安全作業指示書、新規入構者教育受講記録等）は使用していない。
G 社	安全施工サイクルは行っていない。
H 社	安全大会、朝礼等は実施している。
J 社	TBM（Tool Box Meeting）は実施しなかったが、サブコンとのミーティングは毎日実施した。
K 社	入場者教育、朝礼などを実施している。また、標識なども日本に準じて行っている。

表 4.6.4 現場安全衛生管理（職場環境について）

A 社	
B 社	
C 社	
D 社	現場内で作業員は飲食を絶対にしない。現場廻りに監督を含む労働者のための宿舎、食堂、トイレを建設している。昼食時は現場には誰もいない。帰って休憩する。作業員は出稼ぎ労働者がほとんど。中国祝日には帰郷で作業停止。
E 社	労働者はほとんどが、出稼ぎで工事現場内の宿舎に住んでいる。
F 社	作業員は 40 人のチームで内陸部から家族とともに出稼ぎに来ている。
G 社	2 月の春節前後はほとんどの労働者が郷里に帰るため 1 ヶ月程度のロスが発生した。
H 社	
J 社	ローカル企業の労務者は 5 時頃より仕事をし、11 時～13 時（13 時半）は休憩。日中暑いため休憩時間が長い。現場近くのキャンプに住むのはローカルのみ。スタッフはホテル住まいであった。
K 社	作業員の多くは内陸部出身で、熟練工は少ない。作業は 2 交代または 3 交代で昼も夜も行うことが多い。作業員は、現場に設けた宿舎に寝泊りする。

表 4.6.5 現場安全衛生管理（労災保険について）

A 社	サブコンの所掌である。
B 社	労災保険制度が存在していることは認識している。運用実態はよくわからないが、制度が機能し始めるのはこれからだろう。
C 社	
D 社	
E 社	
F 社	
G 社	
H 社	労働災害保険制度もあるが、それは使われていない。
J 社	
K 社	

表 4.6.6 現場安全衛生管理（分電盤・ケーブル類及び建設機械の管理について）

A 社	分電盤、ケーブルの状態は非常に悪かった。漏電遮断器は機能していないものがあった。
B 社	10年前に比較して建設機械の数、質とも向上した。当時は300トンの機器をジンプールで据付けていたが、最近では1,200トンクレーンが利用できる環境にあり機械化の進展が事故・災害の減少に寄与していると感じられた。
C 社	
D 社	タワークレーンの設置は、足場などを含み別途専門会社に発注管理させている。重機の運用は少なく、ウィンチを多用する施工計画を立てる。計画技量は高い。
E 社	
F 社	
G 社	中国では建設機械を使用するよりも人海戦術を多用する。例えば、4階の床のコンクリート打設にポンプ車を使用せず一輪車で運んでいた。また、支柱や梁の据付はクレーン車を使ったが、残りの部材は綱で引っ張って据付けた。ユンボでの掘削の代わりに手で掘っていた。建設機械のリース会社はまだ中国にはないのではないかと感じた。
H 社	
J 社	重機は入れた。フォークリフトはない。階段を持って上がったり、レンガは人海戦術で運搬している。
K 社	

表 4.6.7 現場安全衛生管理（足場等の管理について）

A 社	竹の足場は禁止、当社が鋼管パイプや足場板を購入し、支給したケースもあった。
B 社	10年前は、足場材は竹製が多く、足場上を歩くと30cm程度たわんだことも経験したが、最近ではスチール製の鋼管足場やビテイ足場を採用している。
C 社	足場は鉄パイプであるが、足場板は竹網製である。
D 社	足場の管理は別途発注の専門会社が行っている。上部は階段ではなく木製スロープを作る。
E 社	足場について、南部地方は竹足場が多い。北部地方では支柱は鉄パイプ、足場板は竹を編んだものを使用している。
F 社	鉄骨支柱の昇降はモンキータラップのみでセイフティーロック等の墜落・転落防止設備がなかった。高所における鉄骨工事の検査を足場を設置せず鉄骨に馬乗りになって行っていた。建屋外壁塗装工事用のゴンドラにはケージがなく足場板のみであった。
G 社	足場は鋼製パイプと竹で編んだ床材であった。
H 社	安全設備については、足場支柱は鉄製パイプが使用されているが、足場板は竹を編んだものを使用している。
J 社	足場は竹か単管、足場板は竹網である。但し新品を要求した。新しく作業を始めたときバリケードを動かすが、元に戻さないで外れたままにしていた。
K 社	足場の主流は、単管足場プラス竹製の足場板である。枠組み足場は、あまり普及していない。

表 4.6.8 現場安全衛生管理（保護具の管理について）

A 社	保護メガネは状態が悪く、かけると見えないと言われる。
B 社	石油化学産業の発展と共にプラスチック製品の供給が増え、安全ヘルメット、安全眼鏡、安全靴などの PPE (Personnel Protective Equipment) が市場に出回るようになり容易に購入できるようになった。10 年程前は重量のある安全靴しかなく、ヘルメットはショックに耐えられるような構造のものではなかった。
C 社	安全帽はほぼ 100% 着用しているが、その安全帽は日本のように規格がはっきりしていなかった。安全帯、安全靴、親綱などの使用が徹底されていなかった。高所作業での不安全行動が見受けられた。
D 社	安全帽は使用していたが安全靴は履いていなかった。土工事で安全帽を使用していない作業員が見受けられた。
E 社	
F 社	ハーネスタイプの安全帯を備えているがよほど危険な所でない限り使用していなかった。
G 社	服装もまちまち、ヘルメットの着用も徹底されていなかった。
H 社	安全保護具については、安全帯、ヘルメットはほぼ着用しているが、安全靴は履いていなかった。
J 社	必須品は安全靴、安全帯および顎紐付きのヘルメット。ただし鳶職人はスニーカーを着用し、手袋・ゴーグルは使用していなかった。耳栓は指摘しないと使用しなかった。
K 社	安全帯、安全帽などの個人装備は、各サブコンに手配させていた。

表 4.6.9 現場安全衛生管理（4S（整理・整頓・清潔・清掃）について）

A 社	当社が直雇で 15 人の清掃作業員を雇用し現場の 4 S の維持に努めた。
B 社	日本のように 5 S（整理・整頓・清掃・清潔及びしつけ）が安全衛生の基本という意識が乏しいように感じられた。
C 社	
D 社	
E 社	
F 社	現場の整理・整頓は毎日指摘・指導することが必要。何かのイベントの前には必ず一斉清掃を行っていた。
G 社	
H 社	
J 社	
K 社	

表 4.6.10 現場安全衛生管理（コミュニケーションについて）

A 社	
B 社	英語／中国語を介してのコミュニケーションは微妙なニュアンスがなかなか伝わらない。言葉の壁がこちらの考え方を的確に伝えることを難しくしている。シンガポール、タイでは皆が携帯電話を持っていた。横の連絡がよくできていた。中国ではあまり横の連絡がよくないように思われる。
C 社	
D 社	作業員は直接の上司以外の指示は聞かない様に徹底されている様だ。中国語以外は現場で通用しないので伝達補助が必要である。伝達者の理解も十分とは言えないものがあり、言葉の理解ではなく、内容の理解に時間が必要となる。
E 社	
F 社	日本人と中国人の言葉の壁が大きい。こちらの意思がなかなか伝わらない。
G 社	
H 社	
J 社	
K 社	

表 4.6.11 現場安全衛生管理（不安全行動について）

A 社	リフティング中の荷物に乗っている労働者がいた。 事前に安全教育・訓練を受講していない誘導員がいた。 監督がいないとショートカットをする労働者をよく見かけた。
B 社	
C 社	
D 社	チーム作業の為、不安全な行動は出来ない仕組みになっている。
E 社	クレーン作業中の上下作業禁止を徹底することが困難だった。
F 社	
G 社	
H 社	
J 社	足場解体時に下に人がいても、物を投下する労働者をよく見かけた。そのため通路に屋根を付けたたり、バリケードで立入禁止にした。
K 社	

表 4.6.12 現場安全衛生管理（具体的な安全指導について）

A 社	違反者は通門証をとりあげ現場から退去させた。 工事監督に対して安全管理が主業務であることを認識させるよう教育・指導した。
B 社	
C 社	
D 社	
E 社	安全に関する指導項目については記録を残すように監督者に指導してきた。
F 社	
G 社	
H 社	
J 社	高所作業に従事する作業員は監督の指示をよく守って安全に作業を行っていた。
K 社	安全確保のために、サブコンとの契約時ペナルティ条項を定めて安全ルールを守らせるようしている。

表 4.6.13 現場安全衛生管理（事故・災害発生事例について）

A 社	倉庫内の棚の上で脚立にのりバランスを崩して墜落した。 スパナが滑り隣の人の顔に当たった。 火災が 4 件発生した。火の粉養生に対する認識が低いように感じられた。
B 社	
C 社	当社の現場では事故はなかったが、同じ開発区の他の現場では毎月のように死亡事故があったとのこと。詳細は不明である。
D 社	人命を左右する事故発生は無かった。
E 社	
F 社	
G 社	幸い事故は 1 件もなかった。しかし、完成までに数件（鉄筋、コンベアなど）の盗難事故がおきた。今年は台風が多く、屋根がはがれる等の被害が発生した。
H 社	
J 社	工事期間中、大きな事故は発生しなかった。ゲートコントロールを行った。
K 社	

表 4.6.14 現場安全衛生管理（事故・災害対応について）

A 社	
B 社	
C 社	事故発生時の責任順序は、工事監理会社、下請会社、工事発注者である。日本とは全く逆の順序であった。ただし、工事監理会社のコメント（例：38度以上での作業禁止）を無視して当社が作業をさせて事故が起こったときは当社の責任になる。ヒューマンエラーに関して会社責任はない。
D 社	
E 社	
F 社	事故の責任は日本では元請だが、中国では施工会社が責任を負っている。
G 社	
H 社	幸いにして大きな事故は経験していない。軽微な事故処理は下請け会社が行っていた。但し、死亡災害等重大災害については、元請責任が問われる。
J 社	重大事故や骨折事故は経済開発区にある担当部署へ届ける。重大事故起こすと資格を取り上げられる。
K 社	事故発生時の作業員への補償は、事業者責任であるが、これが満たされない場合は、元請が責任を問われることになる。相対的に、安全に関しては元請責任を要求されることが多い。

表 4.6.15 現場安全衛生管理（中国建設会社について）

A 社	
B 社	競争原理が働いてきているからか、安全衛生管理能力が高いサブコンが増えてきている。入札時に安全衛生管理状況を評価してサブコンを選定することができるようになった。
C 社	
D 社	据付業者は中国内でも大手のゼネコンで中国国内 60 ヶ所のプラント建設を施工中である。本プロジェクトが最も小規模な現場である。据付業者は施工上の責任や安全管理、作業分担など細かく作成した内部規定を持ち顧客に提出している。なお、当現場での事故発生はなかった。
E 社	元請の項目経理（現場代理人）が安全を含めて工事の統括監理を行っている。資格が必要。権限と責任があり、優遇されている。
F 社	コントラクターは納期がなくなるとよく人海戦術をたてた。例えば、24 時間休みなしで仕事をする。電力関係のサブコンは化学プラント関係のサブコンと比較するとしっかりした安全管理を行っていると感じた。
G 社	内装工事は地元の企業を使ったが、工場の清潔さ、シンプルさ、美しさにおいて当初の期待以上の成果をあげた。上海の内装会社のコストの半分程度だった。中国は日本と違って石材をふんだんに使っていた。鉄骨工事会社のなかには日本のスーパーゼネコン並みの設計室を備えているところもある。土木・建設工事の大手にはレベルの高い企業もあるが、今回はコストとの関連で地元の企業を使った。
H 社	中国における建設業の安全管理状況は、日本の建設業の 30 年前の状況に近いと感じた。
J 社	書類整備に追われ、現場の安全衛生管理までなかなか手が回っていないように感じた。
K 社	

表 4.6.16 現場安全衛生管理（安全衛生管理の留意点について）

A 社	
B 社	契約の時点で、担当する現場所長を交えてお互いにどうすれば安全衛生管理をうまく実施できるか腹を割って話し合うことが必要と思う。作業手順を守らせることで安全は後からついてくる。ショートカットをさせない。ルールを守らせることが重要。指導・指示もただ怒るだけでは効果がない。納得させることが大事。
C 社	
D 社	秩序ある安全管理ができるサブコンを選び、日本式にこだわる必要はないと感じた。
E 社	日本流の安全管理に固守しない。無理をせず、ある程度現地流に行く。安全に関する根本問題は、金をかけても確実に行う。バランス感覚が必要である。
F 社	要は現場サーベイをして、しっかりした安全管理ができるサブコンを選定することが肝要である。
G 社	
H 社	
J 社	開発区の行政担当者にとってオーナーは客である。オーナーが投資の段階で開発区に入っている。したがって、決定権を持っている省庁の担当者とオーナーが懇意になることがポイント。コントラクターがサブコンとネゴするが、サブコンと行政とは密接なつながりを維持しているようだ。米屋へ行って米を買うのと同じで、サブコンに任せた方がよい。地元で溶け込んで考え、地場の立場も尊重し、中国人のスタッフを持つと、トラブルがあったとき対応してくれる。
K 社	工事を進めるに当たっては、日本人の意識を捨てる必要がある。

表 4.7.1 中国社会全般（労働意識及び安全意識について）

A 社	<p>一般的に中国の労働者は、日本と比べて安全認識が薄いと思われた。</p> <p>プラントを建設するというチームビルディングが希薄に感じられた。</p> <p>市内のマンション工事では PPE なし、周囲のバリケードなしなど、日本に比べて安全管理が不十分と思われた。</p> <p>歩行者が信号を守らないケースが多く見受けられた。</p> <p>交通事故を起こすとその場で車が止まってしまうことがあり、よく渋滞が発生した。</p>
B 社	<p>安全衛生管理状況および作業員の安全意識をシンガポール、タイ、マレーシア及び中国と比較するとシンガポール、タイ、マレーシアの次に中国が位置づけられると感じる。中国人同士はお互いに助け合うというチームビルディングが希薄であると感じられた。安全成績が企業の非価格競争力をもつという認識が薄いように思われた。</p>
C 社	<p>社会全般が官僚優先で、個人はあまり尊重されていない印象を受けた。</p>
D 社	<p>目標を実行するための安全スローガンの現場掲示など会社自身での取組みが非常に多いと感じた。現実とのギャップはあるがまとめようとする意識は高い。労働者は自身の安全は自分との意識があると感じた。</p>
E 社	
F 社	
G 社	<p>中国人は日本人に比べてドライと感じた。結果として納期は半年遅れたが、中国側は「よくできた」という評価をしていた。</p>
H 社	<p>労働者は出稼ぎ者がほとんどで安全意識は低いように感じられた。ただし怪我と弁当は自分持ちという認識はあると思う。</p>
J 社	<p>安全に対する意識は高いが、コストとの関係で取組んでいるように思われた。</p>
K 社	<p>作業員の安全意識はまだ低いと感じた。安全帽のあご紐を締める習慣はできている。現場を片付ける習慣があまりないように思えた。小さい怪我程度の事故は多い。</p>

表 4.7.2 中国社会全般（インフラ整備について）

A 社	
B 社	
C 社	
D 社	停電は多い。原因はよく解らないが送電されない場合があった。雨が降ると排水設備の整備が不良で水溜りが出来、交通が停止状態になった。現場も同様に通勤と作業が出来なくなった。
E 社	
F 社	
G 社	工事開始時、当工業用地にはインフラ設備（電力、給排水、道路など）はなく、水田の状態から始めた。市当局がインフラ設備を担当していたが、工事は遅れ、6月の開所式にようやく間に合った。電力事情は悪く、溶接作業中の停電もたびたび経験した。
H 社	
J 社	中国では停電は時々あった。
K 社	

第5章 中国建設現場の労働安全管理実態

本章では、日系企業が関与する中国の建設現場で得られた状況を紹介する。現地調査は平成17年の12月7日から9日までの3日間で、上海近郊の2現場と深圳近郊の2現場を訪問した。冬季ではあったが上海の気温は東京と同程度で、建設工事に季節的な影響はない。深圳は地理的に香港に近いことから気温が高く、上海と同様に工事に気温の影響はない。訪問した現場では、最初に現地の責任者から工事の概要について説明を受けた。内容は建造物の種類と規模、設備構成、工事の進捗状況、労働安全衛生管理の状況などである。一部の現場では設計院や工事監理会社との役割分担、外注設備の調達と搬入についても説明を受けることができた。説明の後は工事現場の作業状況を視察し、オフィスに戻って再び質疑応答形式で補足説明を受けた。どの建設現場も責任者の対応は親切で、説明は詳しくていねいだった。中国の建設現場では、一般的に建設工事従事者の熟度が低く、コミュニケーションにも言語の違いによる課題が多い。しかし訪問したどの建設現場も、労働安全管理について細心の注意を払っていた。日系企業の努力に敬意を払うとともに、今回の調査協力に感謝したい。

5.1 協力いただいた建設現場

現地視察工事現場の概要を表5.1に示す。主な調査項目と内容は以下である。

5.2 調査項目と内容

監督官庁について		表 5.2
設計院について		表 5.3
監理会社について		表 5.4
顧客について		表 5.5
現場安全 衛生管理	中国法規等の適用について	表 5.6.1
	安全衛生管理体制について	表 5.6.2
	安全衛生管理活動について	表 5.6.3
	職場環境について	表 5.6.4
	労災保険について	表 5.6.5
	分電盤・ケーブル類及び建設機械の管理について	表 5.6.6
	足場等の管理について	表 5.6.7
	保護具の管理について	表 5.6.8
	4S（整理・整頓・清潔・清掃）について	表 5.6.9
	コミュニケーションについて	表 5.6.10
不安全行動について	表 5.6.11	

	具体的な安全指導について	表 5.6.12
	事故・災害発生事例について	表 5.6.13
	事故・災害対応について	表 5.6.14
	中国建設会社について	表 5.6.15
	安全衛生管理の留意点について	表 5.6.16
中国 社会 全般	労働意識及び安全意識について	表 5.7.1
	インフラ整備について	表 5.7.2

表 5.1 現地視察工事現場概要

	企業及び現地視察現場工事状況	ヒアリング 実施年月日
A-1	<p>工事現場は土木・建築工事が終了段階にあり、鉄骨工事中だったが現場は非常に整理・整頓が行き届いていた。対象設備は化学プラント。</p> <p>当日は労働者が 300 人程度だったが工事最盛期には 700 人～800 人になると予想していた。</p> <p>現場職員は PM (Project Manager)、SM (Site Manager)、ASM (Assistant Site Manager)、HSE、アドミ、QC、材料管理、サブコントラクト管理、工事管理、設計で約 90 人（日本人が 17 人）。</p>	2005/12/7
A-2	<p>工事現場は配管工事の最盛期で、ショップファブがピークを過ぎ配管取り付けの最盛期だった。</p> <p>当日は労働者が間接工を含めて 1,300 人程度だった。11 月末で延労働時間数は 200 万時間を越えた。</p> <p>現場事務所における SV (Supervisor) は日本人を含み 40 人。</p>	2005/12/9
B-1	<p>当社は 10 年前から中国進出している。2003 年 9 月に現地法人を設立し、現在はすべて現地法人が建設工事を行っている。2003 年と 2004 年の完工高は日本のゼネコンではトップで、シェアは 25～30% である。社員は上海に 140 名いる。社員の安全教育の為、日本へ出張させ安全等を勉強させている。当現場は、行政の評価が高く、モデル現場に指名されており、行政等の見学が多い。</p> <p>建設現場概要：自動車用の某部品を供給する生産工場。鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積約 18,000 m²、最高高さ約 15m。工期は 9 ヶ月で、2006 年春竣工予定。訪問時は躯体工事がほぼ終了し、設備・仕上工事中。敷地が広く、鉄筋などの加工作業も現場で行っている。</p>	2005/12/8
B-2	<p>当現場も行政の評価が高く、モデル現場に指名されており、行政等の見学が多い。</p> <p>建設現場概要：電器メーカーへ某部品を供給する生産工場。鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積約 20,000 m²、最高高さ約 15m。工期は内装工事のみ 4.5 ヶ月で、2006 年始竣工予定。躯体工事は地元のゼネコンが担当。躯体工事が完了し検査済み後、内装工事および設備・仕上工事中。</p>	2005/12/8

表 5.2 監督官庁について

現地工事現場の対応	
A-1	<p>着工前に開発区に対して施工許可申請を行っている。</p> <p>行政の窓口は中国人スタッフがやっている。</p> <p>開発区の建設局等から文書による通達と現場安全指導がある。</p>
A-2	<p>定期的な現場来訪はないが、開発区の Safety Station の担当官が年末、旧正月等の節目や台風による現場中断時に現場を視察した。監理公司経由で直前に来訪予定の連絡がある。</p> <p>安全衛生管理に関する開発区建設局から非定期に指導をレターの形で受けている。</p> <p>市の組織とは独立した機関として、压力容器、圧力配管の検査を行う BPVI 及び消防局がある。</p>
B-1	<p>安全生産許可証条例がある。「安全生産許可証」を取らないと仕事が出来ない。各企業 3 名以上必要で社長（現地企業のトップ）、現場作業所長、安全責任者はライセンスが必要。ライセンス取得試験は、年 1 回で中国語による試験である。有効 3 年間。ライセンスレベルは国家－特級、省・市－2 級、区－3 級である。</p> <p>外国企業に対しては昨年 5 月 1 日以降安全生産許可証発行。生産企業全て「営業許可証」と「安全生産許可証」を取得する必要がある。</p> <p>役所の検査官が来た場合、安全書類を閲覧チェックしている。違反した場合の罰則規定もある。</p> <p>竣工検査後は書類の保管義務はない。証明証は発行してくれる。</p> <p>安全監督署に安全報告を毎月行っている。</p>
B-2	<p>1～2 週間前に予約すれば官庁は検査にくる。</p> <p>安全書式一式を安全監督署で購入した。書式は法規関連を扱っている大型書店でも CD-ROM として売っているし、HP にも出ており、ダウンロードできる。</p>

表 5.3 設計院について

現地工事現場の対応	
A-1	<p>設計院には建設系、化工系、医薬系等多くの分野がありそれぞれ長い歴史がある。</p> <p>初歩設計（FS：Feasibility Study）は顧客が実施するが、事業認可申請は設計院が行う。</p> <p>施工許可申請は設計院が承認した設計図書でもって行う。設計基準は中国基準（GB）であるため日本人にはよく理解できない。</p> <p>土木・建築設計は設計院が設計するが、プロセス設計、配管設計は日本側で実施し設計院がレビューしている。</p>
A-2	<p>顧客が中国の設計院に詳細設計を発注した。</p> <p>設計院の従業員は 800 人規模、1984 年までは化学工業省管轄下にあったが現在は民間企業である。</p> <p>設計段階で設計院にキーパーソンとして日本人 10 人を常駐させた。</p> <p>中国では工事の開始条件として設計院の許可が必要である。</p> <p>中国では設計を終了させてから工事を着工する。設計変更は工事が終了してから実施する。</p> <p>プロセス設計は日本側で実施した。設計院は土木・建築、配管、電気・計装及び防消火の詳細設計を行った。</p>
B-1	<p>物件毎に設計院へ依頼。基本設計は日本の設計事務所、実施設計は、設計院、施工図は当社。設計院の承認がないと施工できない。現場での変更も設計院の許可が必要。</p>
B-2	<p>物件毎に設計院へ依頼。設計監修と管理監修は日本の設計事務所、設計院は消防・品質検査対応している。</p>

表 5.4 監理会社について

現地工事現場の対応	
A-1	<p>中国の国家プロジェクトでは必ず監理会社による第三者的立場でのチェックが義務付けられているが、外資プロジェクトの場合法的な義務付けはない。しかし、行政からの指導もあり顧客が監理会社と契約している。</p> <p>第三者機関の位置づけで品質管理、安全管理を行っている。</p> <p>顧客に毎週管理状況を報告している。</p> <p>検査立会を行う。検査の判定基準は GB スタンドである。</p> <p>文書又は口頭での指導がある。</p>
A-2	<p>顧客が監理会社と契約している。3名の担当官が現場事務所に駐在している。</p> <p>監理会社の役割は、工程、品質に関してコントラクターを監理し四半期毎に顧客に対して監理月報の形で報告をしている。</p> <p>安全についてもコントラクターを指導する。</p>
B-1	<p>物件毎に建築主が監理会社と監理項目を契約することになっている。建築主は工事段階での品質・安全監理を監理会社に依頼した。監修は基本設計を行った日本の設計事務所。2ヶ月に一回程度出張で来ている。</p>
B-2	<p>建築主が依頼すれば監理会社は品質・安全・コスト・工期も監理している。役所の通達は監理会社が持ってくる。</p>

表 5.5 顧客について

	現地工事現場の対応	
	顧客との契約体系	安全管理指導状況
A-1		
A-2		
B-1	建築主が監修を設計事務所へ、工事監理を監理会社に依頼している。	欧米の企業は安全に対して十分に費用を出してくれる。
B-2	建築主が設計監修と管理監修を設計事務所へ、工事監理を監理会社に依頼している。	同上

表 5.6.1 現場安全衛生管理（中国法規等の適用について）

A-1	<p>適用されている安全衛生管理に関する法規には、安全生産法、建築法と建設工程安全生産管理条例がある。</p> <p>GB スタANDARDには保護具、足場材料など多くの基準がある。</p> <p>中国の法規は行政当局の通達の中で引用されている。</p>
A-2	<p>基本的には国際基準を適用している。</p> <p>足場材料は GB スタANDARDに従っている。</p>
B-1	<p>中国の法規等整備されてきた。労働安全衛生も整備されつつあり、日本と同じ位になってきた。制定されるたびに段々厳しくなっている。</p> <p>安全生産条例に沿って、安全管理をしている。各項目に安全管理制度がありそれに基づいて書類を作成している。</p> <p>項目毎にファイルに閉じ保管している。</p> <p>下記 5 ファイル整備して現場に保管が義務付けられている。省・市によって若干名称が変わるが、中味はほぼ同じ。</p> <p>①安全制度－書式決まっている。それに沿って管理制度を各社で作成。</p> <p>②安全教育</p> <p>③安全日報－業者に書かせている</p> <p>④安全資料－ライセンス、法規類</p> <p>⑤安全交底－各社間の打合せ記録</p>
B-2	<p>安全生産条例に沿って、安全管理をしている。各項目に安全管理制度がありそれに基づいて書類を作成している。</p> <p>項目毎にファイルに閉じ保管している。</p> <p>下記 4 ファイル整備して現場に保管。</p> <p>①文件－管理</p> <p>②策バツ－保証計画、企画書のこと</p> <p>③実施－協力会社が作成</p> <p>④検査改善－日常検査</p>

表 5.6.2 現場安全衛生管理（安全衛生管理体制について）

A-1	安全衛生管理組織はシンガポール人の HSE Manager、3 名の中国人 HSE Supervisor、1 名の中国人 Secretary の計 5 名で構成している。
A-2	安全管理体制についてはオーストラリア人の HSE Manager の下にシンガポール人の HSE Officer、3 名の中国人 HSE Supervisor 及び 1 名の中国人 HSE Secretary の 6 名体制である。
B-1	安全管理責任者（兼務）と担当者計 2 名を置いて常時管理している。安全担当者は常駐しパトロールしている。安全管理者の配置する人数については、延べ床面積 10,000 m ² 以内に 1 人。床面積が超えると 10,000 m ² 以内毎に一人追加
B-2	安全管理責任者（兼務）と担当者計 2 名を置いて常時管理している。安全担当者は常駐しパトロールしている。健康診断書はチェックしない（労働法に規定されていない）

表 5.6.3 現場安全衛生管理（安全衛生管理活動について）

A-1	<p>SDM(Shut Down Maintenance) 工事期間中は全体朝礼を行っていたが、現在は各グループ別に TBM(Tool Box Meeting)/KYK(Kiken Yochi Kunren)を実施している。ラジオ体操は行っていない。</p> <p>建設現場内に赤い横断幕を掲示し、納期、品質、安全のスローガンを掲げ安全意識の高揚を図っている。</p> <p>安全衛生協議会を月 1 回開催している。また週 1 回の Weekly Meeting を行っている。</p> <p>安全衛生協議会メンバーによる安全パトロールを週 1 回実施している。</p>
A-2	<p>安全衛生及び環境に関する基本計画及び各種の管理要領書を作成し実施・運用している。</p> <p>月毎に安全衛生管理計画表を作成し実施・運用している。</p> <p>月毎の安全衛生管理目標をたてている。ちなみに、11 月は整理・整頓・清掃、12 月は閉所作業管理強化である。</p> <p>毎月 1 回、労働者全員参加の安全大会を朝礼場で 8 時から開催している。</p> <p>現場入り口に掲示板を、また、建設現場に横断幕を設けて月毎の安全スローガンを掲示し安全意識の高揚を図っている。</p> <p>毎日、新規入構者教育を行っている。また、教育終了後確認テストを行い理解度を確認している。入構者教育受講者には ID バッチを交付し個人毎の管理をしている。ちなみに、現在までに約 4,600 人が受講した。</p> <p>希望者に対して、足場組立て・解体、重量物取扱、閉所作業、高所作業、電気作業についての特別安全教育を実施している。なお、多くの参加を促すため受講者にはインセンティブとしてタオルを与えている。</p> <p>安全衛生協議会を週 1 回開催している。</p> <p>安全パトロールは安全衛生協議会のメンバーにて週 2 回実施している。また、毎日、安全管理担当者によるパトロールを実施している。</p> <p>写真入の KY ボードを現場入り口に設置し作業員の危険予知意識の高揚を図っている。</p> <p>OHSAS18001 に従って、リスクアセスメントを実施し、危険有害要因の特定とその対策を工事要領書に反映している。</p> <p>熱中症、高血圧症等の疾病予防のため健康診断を実施している。</p> <p>閉所作業等の危険作業については作業許可制度を適用し毎日作業開始前に作業許可申請をさせ作業許可を出している。</p> <p>安全衛生意識の高揚を図るため報奨制度を設けている。毎月、安全大会の席で安全に功労のあった作業員を表彰し記念品を与えている。</p>

B-1	安全については毎日朝礼でワーカーに、週一回は全員集めて安全朝礼。 安全大会も行っている。 新規入場するワーカーには1週間の安全教育をしている。身元証明書も提出させている。 日本と同等な安全遵守項目の看板も掲げてある。
B-2	同上

表 5.6.4 現場安全衛生管理（職場環境について）

A-1	<p>毎日の就業時間は事務所については 8:00 である。7:00 頃から作業を開始する場合もあるし夜は 22:00 頃までやる場合もある。</p>
A-2	<p>現場の就業時間は 8:00 から 17:00 まで。ただし、7:00 頃から作業を開始する場合もあるし残業も行っている。 週 6 日で日曜日は全休。 現場内に宿舎はない。</p>
B-1	<p>作業員の多くは、内陸部からの人員であり、熟練工は少ない。作業は 2 交代または 3 交代で昼も夜も行うことが多い。作業員は、現場に隣接した宿舎で寝泊りする。 作業を 6 時頃からしている。作業内容によっては 24 時間働いている。工期が日本の半分以下である。 職人の出入りが激しく、長期雇用は難しい。ワーカーは賃金の高い業者に流れる傾向にある。 下請業者の職人への賃金は 12 時間／日＋出来高であり、工事中は休みはなしで、春節（旧正月）の 15 日間のみ休み。 作業場がクレーン下にある場合は、作業場の上に落下防止屋根を設置している。</p>
B-2	<p>作業員の多くは、内陸部からの人員であり、熟練工は少ない。作業員は、市内の宿舎に寝泊りする。 作業時間は 6 時～21 時または 22 時迄。 全体朝礼は 8 時、職長に対しては 8:30 より行っている。</p>

表 5.6.5 現場安全衛生管理（労災保険について）

A-1	建設会社が保険を付保している。 事故・災害の処理は建設会社が行う。
A-2	労災保険は各建設会社が掛けている
B-1	国の保険（労働災害用）と外来民工総合保険に入っている。掛けるのは当社で別途負担金を貰っている。 建築主は強制的に加入させられる。
B-2	国の保険（労働災害用）、上海だけにある「外来勤労働災害保険」（上海以外の作業員にかける保険）と言って、プロジェクト開始前に建設局が確認し、工事着工前（安全と品質監督所の登録前に・・・約2W）建築主が強制的に支払う。 (述べ作業人工数×@ 67.1/人) 上海人は当社が支払う

表 5.6.6 現場安全衛生管理（分電盤・ケーブル類及び建設機械の管理について）

A-1	重機の持込管理については持込時に検査申請をさせてチェックしている。
A-2	<p>電動工具類の検査については、検査合格後にステッカーを交付し貼付させている。なお、検査は3ヶ月ごとに行いステッカーの色を変えている。</p> <p>分電盤の検査を実施し記録を保管している。</p> <p>クレーンの使用許可については、持込時に所定の検査に合格していることを検査証で確認するとともに、顧客検査員による検査に合格後、安全管理責任者が使用許可を与えている。また、クレーンオペレーターの資格について資格証を確認している。</p>
B-1	重機もよく使っている。重機、クレーンおよび人海戦術で物上げ作業を行っている。
B-2	仮設盤も「CCC」（中国の規準）が入ってないと認めない。分電盤、ブレーカー、漏電防止コンセントは3芯でないと駄目である。

表 5.6.7 現場安全衛生管理（足場等の管理について）

A-1	
A-2	足場の検査実施後記録を作成、保管している。
B-1	足場の主流は、単管足場プラス竹製の足場板である。脚立は木製も使用。
B-2	高所作業はローリングタワー。脚立は木製も使用。使用業者が解る様に看板を取り付け管理している。

表 5.6.8 現場安全衛生管理（保護具の管理について）

A-1	ヘルメット、安全帯は着用するが保護メガネ、手袋については自分が必要と思わないとなかなか使用しない。
A-2	1999年から2001年にかけて実施した中国 JOB では作業員のほとんどがボロボロのシューズを履いていた。しかし、最近は全員が安全靴を着用している。 高所作業中における安全帯（ハーネスタイプ）使用は定着してきた。
B-1	安全整備の対策が取られていた。（ヘルメット、安全帯、手袋等）職種によりワーカーが必要だと思えば保護メガネも使用している。
B-2	同上

表 5.6.9 現場安全衛生管理（4S（整理・整頓・清潔・清掃）について）

A-1	現場の整理・整頓は粘り強い指導が必要である。
A-2	日々作業終了後の清掃に加えて、毎週 1 回全員で現場の一斉清掃を実施している。 現場の清掃がなかなか行き届かない事が多いことから、あらかじめ各建設会社の動員数に応じた清掃員を配員し直接指揮下に置いて実施している。
B-1	室内、屋上及び構内通路は整理整頓が行届いていて、現場がきれいである。
B-2	室内や構内通路は整理整頓が行届いていて、現場がきれいである。 毎日清掃、1 週間に一回一斉清掃。自分が出したゴミは自分で処理させている。

表 5.6.10 現場安全衛生管理（コミュニケーションについて）

A-1	複雑な申請業務による長期化が懸念されたが、行政当局、監理会社と良好な関係を維持することで建設許可をスムーズに取得することができた。
A-2	毎月の Monthly Safety Meeting、毎週の HSE Committee Meeting、毎日の工事調整会議等を通じてコミュニケーションの維持、向上を図っている。
B-1	作業員は直接の上司以外の指示をなかなか聞かない。
B-2	

表 5.6.11 現場安全衛生管理（不安全行動について）

A-1	足場解体時に足場材を投げ下ろす、クレーンで物を吊っているときに下方を通過する。このようなショートカット行動が多く見受けられた。
A-2	
B-1	コンクリートがらを足場板に置いていた。
B-2	視察中、ローリングタワー作業時安全带使わず。足場板 1 枚しかなく、移動も乗ったままであり、安全を守られていなかったため、安全管理者がワーカーに対して注意していた。

表 5.6.12 現場安全衛生管理（具体的な安全指導について）

A-1	
A-2	
B-1	<p>当社では、安全を守らないと給料に響くシステムになっている。 国が違って安全についてはやることは同じである。 安全に関しては、同じことを何回も指導し根気を持って説得することが重要と感じた。</p>
B-2	<p>現場安全組織表（顔写真入り）を作り、かつ安全掲示板も掲げている。 脚立木製が使われており、そのため 2 人／組で作業を指導。脚立に安全注意書き取り付けてあった。 高所作業 2m 以上は安全帯使用を指導。 ローリングタワーには手すり足場板 2 枚（指導）あり。 絵を多くして分かり易い安全規則を作業員全員に配る計画をしている。 重度の違反に対して高額な罰金を設けているが、今のところ徴収はしていない。</p>

表 5.6.13 現場安全衛生管理（事故・災害発生事例について）

A-1	
A-2	
B-1	報告の必要な大きな事故はなし。軽微な怪我は、ローカルな業者やワーカーより連絡はない。
B-2	事故はなし。

表 5.6.14 現場安全衛生管理（事故・災害対応について）

A-1	
A-2	
B-1	死亡事故などの重大事故を起こした場合は、被害者の家族の了解が先ず最初で、原因を調査して対策たて、処置してから火葬の許可が出る。（補償費数十万円／人。年々高くなっている） そのとき個人ライセンスは取り上げられ、すべてが解決するまで個人ライセンスは、返してくれない。また資質証の更新時にも、影響がでる可能性がある。
B-2	

表 5.6.15 現場安全衛生管理（中国建設会社について）

A-1	<p>建設会社も分社化が進んでいる。すべての下請の建設会社が同じパフォーマンスを持っているとは限らない。したがって下請の建設会社の選択により大きくパフォーマンスが異なる。</p>
A-2	<p>各建設会社は資質証をもち建設許可を受けている。彼らは下請の建設会社を抱えておりどこを使うかによって管理状況が変わる。</p> <p>建設会社への発注は、オープンビッド、PQ、入札を経て価格と技術能力を評価して発注する。なお、安全管理能力の事前評価のためプロポーザル資料としてHSE PLANを提出させている。</p> <p>安全管理については安全管理計画を立て毎日粘り強い安全管理活動を継続している。</p>
B-1	<p>競争原理が働いてきているからか、安全衛生管理能力が高いサブコンが増えてきている。入札時に安全衛生管理状況を評価してサブコンを選定することができるようになった。</p> <p>下請業者との契約に罰則規定設けている。</p>
B-2	<p>同上</p>

表 5.6.16 現場安全衛生管理（安全衛生管理の留意点について）

A-1	<p>建設会社に安全の重要性を理解させることが一番重要。</p> <p>コミュニケーションの問題が一番大きい。東南アジアと違って英語がほとんど通じない。中国人スタッフには英語を話せる人が少なく、話せても英語を介してのコミュニケーションでは真意が伝わらないことが多い。日本語と中国語で直接会話ができる人は5人しかいないが、今後は日本人も中国語を使って仕事ができるようにすることが重要と考える。命令・服従の関係ではなくコンセンサスをとることが重要である。</p> <p>各行政当局（建設局、共電局（ユーティリティー供給）、公安、イミグレーション、消防等）、顧客、監理公司、設計院と日頃からよいコミュニケーションを図ることが重要である。</p>
A-2	<p>報奨制度と罰則制度を設けてアメとムチの政策が有効である。</p> <p>契約時に作業人数に応じ清掃工の供出を義務付ける条項を設け、現場の清掃業務を実施することが4Sを維持する上で有効である。</p> <p>作業開始前に作業員を集めてキックオフミーティングを行い基本的な安全ルールの周知・徹底を図る。</p> <p>重層下請け構造を避ける。また建設会社との安全に係わるスコープを明確に把握しておく。</p>
B-1	<p>根気負けしないように安全を言い続け、守っていなければ注意し続けることが重要である。</p>
B-2	<p>同上</p>

表 5.7.1 中国社会全般（労働意識及び安全意識について）

A-1	
A-2	
B-1	労働意識は高く、損をする仕事はしない。ドライである。安全についても法律を守らせるために、法整備が強化され、法・規準改訂毎に厳しくなっている。
B-2	同上

表 5.7.2 中国社会全般（インフラ整備について）

A-1	
A-2	
B-1	工業団地にはインフラ設備（電気、給排水、道路）整っている。時々停電はある。
B-2	保税区内に新築のため、インフラ設備（電気、給排水、道路）整っている。時々停電はある。

第6章 日本エンジニアリング企業の中国における建設工事への指針

第4章と第5章で述べてきたように、中国における建設現場の労働安全管理状況は多様である。また、急激な経済発展の段階にあることから、法令も現場の管理も今後の変化が予想される。しかしその変化は欧米先進国や日本の水準に近づくだけで、それより大きく異なる状況は予想できない。したがって、中国の法令に関する知見を保有する必要はあるが恐れる必要はなく、当面は日本や欧米の水準で建設現場の安全管理を遂行すれば組織としては問題ないであろう。一方、中国の建設現場では「けがと弁当は自分もち」と言われるように、事故が発生した場合の責任が個人や下請け業者に帰せられる傾向があった。しかし今後は急速に元請責任に移行する可能性が高いため、安易な扱いは避けるべきである。過去に許容されていた状況から、日本や欧米の水準以下の責任転換や安全管理が許されるという考えは非常に危険で、厳に慎まなければならない。なお、現場の安全管理体制をいくら日本や欧米の水準に保とうとしても、事故の発生確率は日本より高いであろう。主な原因は下記の5項目であろう。

- ① 作業従事者に訓練の浅い出稼ぎ労働者が多く安全意識が低い。
- ② 空調ダクトやコンクリート部品など、建設現場での内作作業が多い。
- ③ PPE や足場類、工具類や建設機械の安全性が低い。
- ④ 作業従事者の宿舎が敷地内にあることが多く、生活環境との分離が厳密でない。
- ⑤ サブコンとの契約や作業従事者の雇用が一過性で、継続性や安定性が低い。

とくに作業従事者の安全意識が問題で、多少の危険回避より迅速性を重視するショートカット作業が珍しくない。このような状況でも事故の発生を防ぎ、より高い水準の安全管理を遂行するには、表6.1に示す方策を実施するのが好ましいであろう。これらの対策は現地の実態調査と、実務経験者とのインタビューで得られた示唆をもとにまとめたものである。

表 6.1 中国の建設現場における労働安全衛生対策

進捗段階		労働災害問題対策
設計院との調整		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務外の円滑なコミュニケーションによる友好関係の維持。 ・ 化学プラント分野は技術水準が高くないので、必要な要求は明確に主張する。 ・ 設計者のプライドは高い。押し付けるのではなく説明し納得させる。 ・ 民営化前は行政機関だったので、承認所要期間や納期に関心が薄い。工程管理に要注意。 ・ 土木は問題ないがコンサバティブの傾向。過剰設計の抑制を主張する。 ・ 配管と計装は施工性の配慮が不得意。要確認。 ・ プラントは制御システム設計が不得意。日本側で設計し承認してもらう方法を考慮。 ・ 中国では工事に入ったら変更や修正が非常に困難なので、設計の完成度を高めるよう考慮。 ・ 全般的に設計要件の要求は明示するが妥協も必要。
サブコントラクター	選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生管理能力の高いサブコントラクターを採用する： (事例) ①仕様書に合理的な安全管理体制を要求し、実行計画を提案してもらい評価する。 ②当然だが労災加入を要求。 ③PQで候補サブコンを限定(たとえば5社程度に)。 ③3社程度で入札、最終決定。安全管理体制も重要な評価要件。
	契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当する現場所長が、互いにどうすれば安全衛生管理をうまく実施できるか本音で話し合う。
工事監理会社	調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施主が発注。機能と責任が不明確。品質管理を担うのだが、進捗管理程度でよい場合が多い。 ・ 工事監理会社が作業を禁止(高温時期など)したら遵守する。 遵守せずに作業をさせると、事故が発生した時に責任を問われるので要注意。

現場建設工事管理	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理体制（組織と役務の明確化）を整備し、必要な安全管理担当者を確保する。 顧客が欧米系メジャーの場合は、英語と中国語のわかる管理者を起用するとよい。 顧客が中国側や日系の場合は、英語を介さない方が好ましい。 ・顧客がメジャー系の場合、工事全般に本社基準の高い安全管理水準を求められる。 本社から派遣されてくるH S E マネジャーの指示にしたがって、仕様書通りに忠実に実行する。 ・T B M、T Y K、日常安全パトロール、定期的H S E ミーティングの実施。 ・作業員の宿舎をなるべく敷地内に設置せず、外部近隣に確保。
	教育啓蒙	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育、新規入構者教育の実施。受講者のインセンティブを用意する（簡単な景品など）。 ・安全大会、安全表彰、賞金支給など安全活動インセンティブの導入。
	入出門	<ul style="list-style-type: none"> ・入構者と出構者の確認、搬入/搬出機材の確認。
	設備確保	<ul style="list-style-type: none"> ・サブコンへの安全設備・工具・機械類の充足指示と事前点検および修理の指示。 電動工具、電気溶接機、クレーン、足場材、高所作業車、ポンプ車、ロリップなど。 ・足場の仕様基準（材料、幅、ラダーなど）遵守指示。 ・足場設置計画書の作成指示。必要なら支給。足場業者を採用するのが好ましい場合もある。 ・移動足場の必要数量確保指示と、フレームと板の組立て基準明示。 ・サブコンに安全基準に適合するP P E の充足指示。 ヘルメット、手袋、安全靴、保護メガネ、ハーネスタイプ安全帯。必要なら支給。 ・サブコンへの安全ネットの確保指示。
	設備使用	<ul style="list-style-type: none"> ・P P E 使用条件の明示と指示。 保護メガネ着用時条件、ハーネスタイプ安全帯着用時条件（高さ要件など）。 ・P P E インセンティブの導入（アメとムチ）：違反者は即刻退場。

	危険作業	<ul style="list-style-type: none"> 危険作業事前許可制の導入。 足場設置、閉所作業、電気工事、掘削工事、クレーン作業のルール化と、ルール遵守の指示。 有資格者の配置、熟練工と未熟練工の作業区別指示、作業手順書の作成。 現場作業前の施工要領書作成（必須）と、施工に付随する危険性の予測および予防策の採用。 クレーン作業中の上下作業禁止。リフティング中の荷物への乗降禁止。 部材の高所からの投下禁止。投げ上げも禁止。 火の粉の落下場所の養生シート設置指示。必要なら養生シート支給。
	巡回パトロール	<ul style="list-style-type: none"> 危険作業やショートカット作業の指摘と改善指示。 安全パトロールで見たら、ただ怒るのではなく納得させる。 繰り返しの指摘と指示が必要。根気のよい継続が必要と覚悟する。 危険箇所（通路への足場の突き出し、鉄筋先端の露出、無防護掘削穴など）の改善指示。 安全パトロールで見たら指摘事項を記録に残す。日本流の安全管理に必ずしも固執しない。 任せられるところは任せる。バランス感覚が必要。 サブコンとの円滑な業務外コミュニケーションに留意し、友好関係を維持する。
	作業環境	<ul style="list-style-type: none"> 輻輳場所に多数のサブコンを投入する場合は、効率的で安全な作業計画（段取り）を作成。 作業エリアの整理整頓（4S）指示、必要なら清掃担当の設置。 残材の迅速な搬出と安全通路の確保、廃棄物処理事業者との契約締結。 型枠など利用可能資材の処理方式をルール化。 現場での煮炊きや飲食の禁止。
関連機関の指導 <ul style="list-style-type: none"> 監督行政官庁 地域行政機関 消防 ユティリティー供給者 		<ul style="list-style-type: none"> 指導内容、打合せ内容は必ず記録しておく。 業務外の円滑なコミュニケーションと友好関係の維持。 定期的な「あいさつ」の励行。
その他		

おわりに

本調査は開始時期が早くなかったし、委員会の規模も始めに想定したより小規模になった。このため工数は決して十分ではなかったが、各委員および事務局の効率的な情報収集と、エンジニアリング振興協会加盟会社の協力で、所期の調査目的を達成することができた。感想を述べるなら、中国の労働安全衛生に関する法規や基準は予想以上に完成度が高かったが、実効性は十分ではなかった。いわば、「形」は一応できていても、「中身」が追いついていない状況ではないだろうか。しかし、中国の現在の発展速度から考えると、労働安全衛生の仕組みも技術も日本や欧米の水準に達するのに多くの時間はかからないであろう。本調査が、これから中国で建設工事を遂行する会員企業の役に立てば幸甚である。なお、本調査では下記の企業・団体の協力を頂いたことを感謝する。謝々。

協力企業・団体リスト

株式会社荏原製作所
JFE エンジニアリング株式会社
清水建設株式会社
株式会社タクマ
株式会社竹中工務店
千代田化工建設株式会社
東洋エンジニアリング株式会社
日揮株式会社
日立造船株式会社
三井造船株式会社
三菱化学エンジニアリング株式会社
国際安全衛生センター
財団法人日中経済協会

(50 音順)

資料集

資料集

資料-1-1	中華人民共和国	労働法（和文）	105
資料-1-2	中華人民共和国	労働法（中文）	127
資料-2-1	中華人民共和国	建築法（和文抜粋）	139
資料-2-2	中華人民共和国	建築法（中文）	143
資料-3-1	中華人民共和国	安全生産法（和文）	163
資料-3-2	中華人民共和国	安全生産法（中文）	185
資料-4-1		建設工程安全生産管理条例（和文）	199
資料-4-2		建設工程安全生産管理条例（中文）	215
資料-5		建設工事重大事故報告と調査手順に関する規定 （1989年9月30日建設部第3号令発）	229

出典

資料-1-1	国際安全衛生センターのHP（ホームページ）
資料-1-2	中国法制出版社
資料-2-1	社団法人 海外建設協会 「中国建設事情調査団報告書 （平成11年3月）」
資料-2-2	中国法制出版社
資料-3-1	国際安全衛生センターのHP
資料-3-2	中国法制出版社
資料-4-1	千代田化工建設（株）上海事務所
資料-4-2	国際安全衛生センターのHP
資料-5	国際安全衛生センターのHP

中華人民共和国労働法

(仮訳 国際安全衛生センター)

1994年7月5日公布

(主席令第28号)

1995年1月1日施行

第1章 総 則

第1条

労働者の合法的な権益を保護し、労働関係を調整し、社会主義市場経済に適応した労働制度を建設・保護し、経済の発展と社会の進歩を促進する為、憲法に基づき本法を制定する。

第2条

中華人民共和国国内の企業、個人経営者(以下「使用者」という)及びこれと労働関係を結ぶ労働者については本法を適用する。

国家機関、事業組織、社会団体及びこれらと労働契約関係を締結する労働者に対しては本法に従って処理する。

第3条

労働者は平等に就業する権利及び職業選択の権利、労働の報酬を受ける権利、休息及び休暇の権利、労働安全衛生の保護を受ける権利、職業技能訓練を受ける権利、社会保険と福利を享受する権利、労働争議処理を提起する権利並びに法律の定めるその他の労働上の権利を有する。

労働者は労働の任務を完遂し、職業技能を向上させ、労働安全衛生規定を実行し、労働規律及び職業道徳を遵守しなければならない。

第4条

使用者は法に従って規則と制度を制定整備し、労働者の労働の権利の享有と労働の義務の履行を保障しなければならない。

第 5 条

国家は各種の措置を採って、就業を促進し、職業教育を発展させ、労働基準を制定し、社会収入を調整し、社会保険を完備し、労働関係を調和させ、徐々に労働者の生活水準を向上させるものとする。

第 6 条

国家は、労働者が社会義務労働に参加し、また労働競技及び合理化に関する提案活動を展開するよう提唱し、労働者が科学研究、技術革新及び創意工夫を行うよう奨励・保護し、労働規範及び先進勤務者を表彰し、奨励する。

第 7 条

労働者は法により労働組合を組織し、それに加入する権利を有する。
労働組合は労働者の合法的な権益を代表・擁護し、法により自主独立の活動を展開する。

第 8 条

労働者は法律の規定に従い、職工大会、職工代表大会及びその他の形式により民主管理に参加し、或いは労働者の合法的な権益の保護に関し使用者と平等な立場で協議することができる。

第 9 条

国務院労働行政部門は全国の労働活動を主管する。
県レベル以上の地方人民政府の労働行政部門は当該行政区域の労働活動を主管する。

第 2 章 就業の促進

第 10 条

国家は経済の発展と社会発展の促進を通じて就業の条件を創造し、就業機会を拡大する。

国家は企業、事業組織、社会団体が法律・行政法規の規定する範囲内で経営活動を開始し、また産業を振興することにより就業を増加させるよう奨励する。

国家は労働者が自由意志により組織することにより就職したり、個人経営に就業することを支持する。

第 11 条

地方の各レベルの人民政府は、各種の職業紹介機関を発展させ、就業のためのサービスを提供するための措置を講じなければならない。

第 12 条

労働者の就業に当たっては、民族、種族、性別、宗教の信仰の違いにより差別されない。

第 13 条

女性は男性と平等の就業の権利を有する。労働者を採用する際に国家の規定により女性に適応しないと定められた職種又はポストを除いては性別を理由に女性の採用を拒絶し又は女性の採用基準を引き上げてはならない。

第 14 条

身体障害者、少数民族に属する者、退役軍人の就業につき法律、法規に特別の規定がある場合にはその規定に従うものとする。

第 15 条

使用者が満16歳未満の年少者を採用することを禁止する。
文芸、体育及び特種工芸機関が満16歳未満の年少者を採用するときには、国家の関係規定に従い、審査批准手続きに従い許可を得るとともに義務教育を受ける権利を保障しなければならない。

第 3 章 労働契約及び労働協約

第 16 条

労働契約とは、労働者と使用者との間に労働関係を確立し、双方の権利及び義務を明確にする協定を言う。

労働関係を結ぶに当たっては労働契約を締結しなければならない。

第 17 条

労働契約の締結及び変更に当たっては、平等・自由意志、協議一致の原則に従うべきであり、法律又は行政法規の規定に違反してはならない。

労働契約が法に基づき締結されれば直ちに法的拘束力を有することとなり、当事者は労働契約に規定した義務を履行しなければならない。

第 18 条

下記の労働契約は無効とする。

- (1) 法律、行政法規に違反した労働契約
- (2) 詐欺、脅迫等の手段により締結された労働契約

無効な労働契約は締結の時から法的拘束力を有しない。労働契約の一部が無効であると確認された場合、他の部分の効力に影響がなければ、その他の部分は依然有効とする。

労働契約の無効は、労働争議仲裁委員会又は人民裁判所が確認する。

第 19 条

労働契約は書面形式で締結し、且つ以下の条項をそなえなければならない。

- (1) 労働契約の期間
- (2) 業務の内容
- (3) 労働保護及び労働条件
- (4) 労働報酬
- (5) 労働規律
- (6) 労働契約終了の条件
- (7) 労働契約違反の責任

労働契約には前項に規定する必要的記載事項の外、当事者が協議により定めたその他の内容を記載することができる。

第 20 条

労働契約の期間は期間の定めのあるもの、期間の定めのないもの、一定業務完成期間のものに分けられるものとする。

労働者が同一の使用者のもとで勤続満10年以上に達し、且つ当事者双方が契約の延長に同意した場合に、労働者が期間の定めのない労働契約を締結することを提示した場合には、期間の定めのない労働契約を締結しなければならない。

第 21 条

労働契約には試用期間を取り定めることができる。試用期間は最長 6 ヶ月を越えてはならない。

第 22 条

労働契約の当事者は労働契約の中に使用者の業務上の秘密の保護に関する事項を約定することができる。

第 23 条

労働契約は労働契約の期間が満了したとき又は当事者の定めた労働契約終了条件が成就したとき直ちに終了する。

第 24 条

労働契約の当事者が協議のうえ合意に達したときには労働契約を解除することができる。

第 25 条

労働者が下記のいずれかに該当する場合には、使用者は労働契約を解除することができる。

- (1) 試用期間中に採用条件に適合しないことが証明された場合
- (2) 労働規律又は使用者の規則制度に嚴重な違反があった場合
- (3) 職責を著しく怠慢し、又は私利を図ることにより、使用者の利益に重大な損害を与えた場合
- (4) 法に基づき刑事責任を追及された場合

第 26 条

下記のいずれかに該当する場合は、使用者は労働契約を解除すること

ができる。但し、30日以前に書面を持って労働者本人に通知しなければならない。

(1) 労働者が疾病又は業務外の負傷により治療期間満了後も元の業務に従事することができず、且つ使用者が別に配属した業務に従事することもできない場合

(2) 労働者が職場に不適格であり、訓練又は職務の変更にかかわらず職務に不適確な場合

(3) 労働契約締結の際締結の条件とされていた客観的事情に重大な変化が発生し、労働契約の履行が不可能となった場合に、当事者が協議によって労働契約の変更について合意が得られない場合

第 27 条

使用者が破産に瀕し、法定の整理を行う期間、又は生産経営状況に重大な困難が発生し人員削減が確定的に必要な場合、30日前に労働組合又は労働者全体に事情を説明し、労働組合又は労働者の意見を聴取しなければならない。労働行政部門に報告した後、人員を削減することができる。

使用者が本規定に基づき人員を削減した場合で、6ヶ月以内に新たに人員を採用する場合には削減の対象となった者を優先的に採用しなければならない。

第 28 条

使用者は本法第24条、第26条、第27条の規定に従って労働契約を解除する場合には国家の関係規定に従い経済補償をしなければならない。

第 29 条

労働者が下記のいずれかに該当する場合、使用者は本法第26条、第27条の規定に基づき労働契約を解除してはならない。

(1) 職業性疾病又は業務上の負傷により労働能力の喪失又は一部喪失が確認された場合

- (2) 疾病又は負傷により規定された医療期間中の場合
- (3) 女性労働者が妊娠、出産、授乳期間中の場合
- (4) 法律、行政法規に規定されたその他の事情がある場合

第 30 条

使用者が労働契約を解除し、労働組合はこれを不相当と認めた場合には意見を提出する権利を有する。使用者が法律、法規又は労働契約に違反した場合には労働組合は再審査を要求する権利を有する。労働者が仲裁を申立又は訴訟を提起した場合には労働組合はこれを支持し援助しなければならない。

第 31 条

労働者が労働契約を解除する場合、30日前に書面を持って使用者に通知しなければならない。

第 32 条

下記のいずれかに該当する場合、労働者は随時使用者に通知して労働契約を解除することができる。

- (1) 試用期間中の場合
- (2) 使用者が暴力、威嚇または身体的自由を不法に拘束する手段により労働を強制した場合
- (3) 使用者が労働契約に従った俸給を支払わず又は労働条件を提供しない場合

第 33 条

企業の労働者側は企業と、労働報酬、労働時間、休息休暇、労働安全衛生、保険福利等の事項について労働協約を締結することができる。

労働協約案は労働者代表会議又は全労働者の討議を経て採択しなければならない。

労働協約は労働組合が労働者を代表し、企業と締結する。労働組合が設立されていない企業においては労働者の推薦した代表が企業と締結

する。

第 34 条

労働協約を締結したときは労働行政部門に報告送付しなければならない。労働行政部門が労働協約書を受理した日から 15 日以内に異議を提出しなかったときは、労働協約は効力を生じる。

第 35 条

法律の定めるところに従い締結された労働協約は企業及び企業の全労働者に対して拘束力を有する。労働者個人と企業が締結する労働契約の労働条件及び労働報酬の基準は労働協約の規定を下回ってはならない。

第 4 章 労働時間及び休息・休暇

第 36 条

国家は労働者の一日の労働時間が8時間を越えず、週平均労働時間が44時間を越えない労働時間制度を実施する。

第 37 条

出来高払制で使用する労働者に対し、使用者は本法第36条の規定する労働時間制度に基づき合理的に労働割当量及び出来高あたりの報酬基準を確定しなければならない。

第 38 条

使用者は労働者に毎週少なくとも 1 日の休日を保障しなければならない。

第 39 条

企業が業務上の特殊な理由により本法第36条、第38条の規定に従うことができないときは労働行政部門の許可を得てその他の勤務方法及び休息方法を採用することができる。

第 40 条

使用者は下記の祭日の期間、法に基づき労働者に休暇を与えなければならない。

- (1) 元旦
- (2) 春節
- (3) メーデー
- (4) 国慶節
- (5) 法律、法規の規定するその他の休暇・祭日

第 41 条

使用者は生産経営の必要により、労働組合及び労働者と協議した上で、労働時間を延長することができる。この場合、通常1日1時間を越えてはならない。特殊な理由により労働時間を延長する必要がある場合には労働者の健康を保障する条件の下で1日3時間を越えない範囲で延長することができる。但し1ヶ月当たり36時間を越えてはならない。

第 42 条

下記のいずれかに該当する場合には、労働時間の延長は本法第41条の規定の制限を受けない。

- (1) 自然災害の発生、事故又はその他の原因により労働者の生命、健康及び財産の安全が脅かされ、緊急に処理する必要がある場合
- (2) 生産設備、交通運輸路線、公共施設が故障し、生産及び公共の利益に影響があるため、速やかに応急処理をする必要がある場合
- (3) 法律、行政法規に定めるその他の事由がある場合

第 43 条

使用者は本法に違反して労働者の労働時間を延長してはならない。

第 44 条

下記のいずれかに該当する場合には、使用者は下記の支払基準に従い労働者の通常の時間給を上回る報酬を支給しなければならない。

(1) 労働者に勤務時間を延長させる場合、賃金の150%を下らない報酬を支給する。

(2) 休日に勤務させ、代休を与えることができなかつた場合、賃金報酬の200%を下らない報酬を支給する。

(3) 法定休暇日に労働者を勤務させた場合、賃金の300%を下らない報酬を支給する。

第 45 条

国家は年次有給休暇制度を実施する。

連続して一年以上勤務した労働者は年次有給休暇をとることができる。
具体的な規則は国務院が制定する。

第 5 章 賃 金

第 46 条

賃金配分は労働に応じて配分する原則及び、同一労働同一賃金の原則を実施しなければならない。

賃金水準は経済の発展を基礎として逐次引き上げなければならない。
国家は賃金の総額に対しマクロコントロールを実施する。

第 47 条

使用者は、使用者の生産経営の特殊性及び経済効率により、法に従い自主的に賃金分配方式及び賃金水準を確定する。

第 48 条

国家は最低賃金保障制度を実施する。最低賃金の具体的基準は省、自治区、直轄市の人民政府が規定し国務院に報告する。

使用者が労働者に給付する賃金は当該地区の最低賃金を下回ってはならない。

第 49 条

最低賃金標準を確定し又は調整する場合には、下記の要因を総合して考慮する。

- (1) 労働者本人及び平均扶養者数の最低生活費用
- (2) 社会平均賃金水準
- (3) 労働生産性
- (4) 就業状況
- (5) 地区毎の経済発展水準の差

第 50 条

賃金は貨幣を以って毎月労働者本人に支給しなければならない。労働者の賃金を控除し又は故なく遅配してはならない。

第 51 条

労働者が法定の休暇、婚姻又は葬儀のための休暇又は法に従って社会活動に参加する期間については使用者は法律によって賃金を支払わなければならない。

第 6 章 労働安全衛生

第 52 条

使用者は、労働安全衛生制度を設立・完備し、国家の定める労働安全衛生規定及び基準を遵守し、労働者に対し労働安全衛生教育を実施し、労働作業中の事故を防止し、業務上の危険を減少しなければならない。

第 53 条

労働安全衛生施設は国家の規定する基準に適合しなければならない。
新築、改築、拡張工事に際し設けられる労働安全施設は本体工事と同時に設計し、同時に施行し、同時に生産に投入し使用しなければならない。

第 54 条

使用者は労働者のために国家の定める規定に適合する労働安全衛生条件及び必要な個人用保護具を提供し、危険を伴う作業に従事する労働者に対し定期的に健康診断を行わなければならない。

第 55 条

特殊作業に従事する労働者は専門訓練を受け、特殊作業資格を取得しなければならない。

第 56 条

労働者は作業中は安全操作規定を厳格に遵守しなければならない。
労働者は使用者の派遣した管理者が違法な指揮をし、危険を犯して作業することを強要した場合には拒絶する権利を有する。生命の安全又は身体の健康に危険を及ぼす行為については、批判し告訴及び告発する権利を有する。

第 57 条

国家は労働災害及び職業性疾病につき統計を取り、報告し及び処理する制度を設ける。県レベル以上の各レベル人民政府の労働行政部門、関係部門及び使用者は労働者について作業中発生した死傷災害及び労働者の職業性疾病の状況に対して統計を取り、報告し、処理しなければならない。

第 7 章 女性労働者及び年少者である労働者 に対する保護

第 58 条

国家は女性労働者及び年少者である労働者に対して特別の労働保護を行う。

年少者である労働者とは満16歳以上18歳未満の労働者をいう。

第 59 条

女性労働者を、坑内労働、国家の規定する肉体労働強度第4級の労働又はその他従事することを禁忌とされる労働に従事させることを禁止する。

第 60 条

女性労働者を生理日に高所、低温、冷水作業及び国家の規定する肉体労働強度第3級の労働に従事させてはならない。

第 61 条

女性労働者を妊娠中に国家の規定する肉体労働強度第3級の労働に従事させ又は妊娠中に従事させることを禁忌とされる労働に従事させてはならない。妊娠7ヶ月以上の女性労働者には、労働時間を延長させまた夜間労働に従事させてはならない。

第 62 条

女性労働者は出産に当たり少なくとも90日の休暇をとることができる。

第 63 条

女性労働者が満1歳未満の嬰兒に授乳する期間には国家の規定する肉体労働強度第3級の労働に従事させ又は授乳期間に従事させることを禁忌とされる労働に従事させてはならず、勤務時間を延長し又は夜間労働に従事させてはならない。

第 64 条

年少者である労働者を、坑内労働、有害有毒な業務、国家の規定する肉体労働強度第4級の労働又はその他従事することを禁忌とされる労働に従事させてはならない。

第 65 条

使用者は年少者である労働者に対し定期的に健康診断を行わなければならない。

第 8 章 職 業 訓 練

第 66 条

国家は各種の分野において各種の措置を講じることにより職業訓練事業を発展させ、労働者の職業技能を開発し、労働者の資質を向上させ、労働者の就業能力及び業務能力を強化する。

第 67 条

各レベル人民政府は職業訓練の発展を社会経済発展の計画に盛り込み、条件の整った企業、事業組織、社会团体及び個人が各種の形式による職業訓練を実施することを奨励し、支持しなければならない。

第 68 条

使用者が職業訓練制度を設け、国家の規定に従い、職業訓練経費を計上して支出し、使用者の実情に応じて計画的に労働者に対する職業訓練を実施しなければならない。

技術職種に従事する労働者は、業務に就く以前に訓練を受けなければならない。

第 69 条

国家は職業分類を定め、規定する職業につき職業技能基準を制定し、職業資格証書制度を実施する。政府の認可を受けた検定試験機構は労働者に対し職業技能検定試験を実施する責任を負う。

第 9 章 社会保険及び福利

第 70 条

国家は社会保険事業を発展させ、社会保険制度を樹立し、社会保険基金を設立し、労働者の老齢、疾病、業務上の負傷、失業、出産等に際し補助及び補償を与える。

第 71 条

社会保険の水準は社会経済の発展水準及び社会負担能力に応じたものでなければならない。

第 72 条

社会保険基金は保険の種類により資金源を定め、逐次社会全般の統一的調達を実施する。使用者及び労働者は法に従い社会保険に加入し、社会保険費を支払わねばならない。

第 73 条

労働者は下記のいずれかに該当するときは法に従い社会保険の給付を受ける。

- (1) 定年退職
- (2) 疾病、負傷
- (3) 業務上の負傷・障害又は職業性疾病
- (4) 失業
- (5) 出産

労働者が死亡したときは、その遺族は法に従い遺族手当を受ける。

労働者が社会保険給付を受ける条件及び基準は法律、法規により規定する。

労働者が受ける社会保険金は定められた期限に満額を支給しなければならない。

第 74 条

社会保険基金運営機構は法律の規定に従い社会保険基金の収支、管理及び運用を行い且つ社会保険基金の価値を維持し増加させる責任を負う。

社会保険基金監督機構は法律の規定に従い、社会保険の収支、管理及び運営に対し監督を実施する。

社会保険基金運営機構及び社会保険基金監督機構の設立及び機能は法律で定める。

いかなる組織又は個人も社会保険基金を流用してはならない。

第 75 条

国家は使用者がその実情に基づき労働者の為に補充的保険を設けることを奨励する。

国家は労働者個人が貯蓄性保険に加入することを提唱する。

第 76 条

国家は社会福利事業を発展し、公共福利施設を建設し、労働者の休息、休養及び療養のための環境を提供する。

使用者は、集団福利を改善し労働者の福利待遇を向上させるための環境を創出しなければならない。

第 10 章 労働争議

第 77 条

使用者と労働者との間に労働争議が発生した場合、当事者は法に従い調停、仲裁を申し立て、訴訟を提起することができ、又協議により解決を図ることもできる。

調停の原則は、仲裁及び訴訟手続きに適用される。

第 78 条

労働争議を解決するに当たっては、合法、公正、即時処理の原則に従い、法に従い労働争議当事者の合法権益を保護しなければならない。

第 79 条

労働争議が発生した場合当事者は当該企業に設置された労働争議調停委員会に調停を申請することができる。調停が不調に終わり、当事者の一方が仲裁を請求する場合には、労働争議仲裁委員会に仲裁を申請することができる。当事者の一方は直接労働争議仲裁委員会に仲裁を申請することもできる。仲裁裁定に不服があるときは人民裁判所に訴訟を提起することができる。

第 80 条

使用者はその企業内に労働争議調停委員会を設立することができる。労働争議調停委員会は労働者代表、使用者の代表及び労働組合代表から構成される。労働争議調停委員会の主任は労働組合の代表が担当する。

労働争議が調停により協議が成立した場合には、当事者は履行しなければならない。

第 81 条

労働争議仲裁委員会は、労働行政部門の代表、同級レベルの労働組合の代表、使用者側の代表から構成される。労働争議仲裁委員会の主任は行政部門の代表が担当する。

第 82 条

仲裁の要求を提出する一方の当事者は労働争議発生の日から60日以内に労働争議仲裁委員会に書面による申請を提出しなければならない。仲裁裁決は、原則として、仲裁申請受理の日から60日以内に行うべきである。仲裁裁決に異議がない場合当事者は履行しなければならない。

第 83 条

労働争議の当事者が仲裁裁定に不服がある場合には、仲裁裁定書を受け取った日から15日以内に人民裁判所に提訴することができる。当事者の一方が法定の期間内に提訴せず且つ仲裁裁定の履行もしないときには、他方の当事者は人民裁判所に強制執行を申請することができる。

第 84 条

労働協約の締結に関して争議が発生し、当事者が協議により解決することができない場合には、当該地区の人民政府の労働行政部門は調整して処理するよう関係各部門に働きかけることができる。

労働協約の履行に関して争議が発生し、当事者が協議により解決することができない場合には、労働争議仲裁委員会に仲裁を申請することができる。仲裁裁定に不服な場合には、仲裁裁定書を受理した日から15日以内に人民裁判所に提訴することができる。

第 11 章 監 督 検 査

第 85 条

県レベル以上の各レベル人民政府の労働行政部門は法により使用者に対し、労働法律法規の遵守状況について監督検査を実施し、労働法律法規に違反する行為に対し中止させ、改善を命ずる権限を有する。

第 86 条

県レベル以上の各レベル人民政府の労働行政部門の監督検査員は、公務を執行する場合、使用者の労働関係法律法規の遵守状況を調査する為、立ち入り、必要資料を閲覧し、作業場を検査する権限を有する。

県レベル以上の各レベル人民政府の労働行政部門の監督検査員が公務を執行する際には証明文書を提示し、公平に法を執行し、関係規定を遵守しなければならない。

第 87 条

県レベル以上の各レベル人民政府の関係部門はそれぞれの職責の範囲内で使用者に対し、労働法律、法規の遵守状況について監督を行う。

第 88 条

各レベル労働組合は法により労働者の合法權益を保護し、使用者の労働法律法規の遵守状況について監督する。

いかなる組織又は個人も労働法律法規に違反する行為について告訴及び告発を行う権利を有する。

第 12 章 法律責任

第 89 条

使用者が制定した労働規則制度が法律法規の規定に違反した場合には労働行政部門が警告し、改善を命じる。労働者に対して損害を与えた場合には賠償責任を負わなければならない。

第 90 条

使用者が本法の規定に違反して労働者の労働時間を延長した場合には、労働行政部門が警告し、改善を命じ、併せて罰金に処することができる。

第 91 条

使用者が、下記のいずれかに該当し労働者の合法的な權益を侵害する場合には、労働行政部門は労働者に賃金を支払い、経済補償を行うよ

う命ずる。併せて賠償金の支払いを命ずることができる。

- (1) 労働者の賃金を控除し又は故なく遅配した場合
- (2) 労働者に対し超過勤務に対する労働報酬の支払いを拒否した場合
- (3) 当該地区の最低賃金基準を下回る賃金を労働者に支給した場合
- (4) 労働契約解除後、本法の規定に従った経済補償を労働者にしなかった場合

第 92 条

使用者の労働安全施設及び労働安全衛生条件が国家の規定に適合せず又は労働者に対し必要な個人用保護具及び労働保護施設が提供されない場合、労働行政部門又は関係部門が改善を命じ、併せて罰金に処することができる。状況が悪質な場合には、県レベル以上の人民政府に改善のため生産停止を命じるよう要請する。事故のおそれがあるにも係わらず措置を講じなかったため重大事故が発生し、労働者の生命及び財産に損害を発生させた場合には、責任者に対し刑法第187条の規定により、刑事責任を追及する。

第 93 条

使用者が労働者に違法な危険作業を強制し、重大な死傷事故を発生させ、重大な結果が生じた場合には、責任者に対し法により刑事責任を追及する。

第 94 条

使用者が満16歳に満たない年少者を違法に使用したときは、労働行政部門が改善を命じ、罰金に処す。状況が悪質な場合には工商行政管理部門が営業許可を取り消す。

第 95 条

使用者が本法の女性労働者及び年少者である労働者の保護規定に違反してその合法的な権益を侵害したときは、労働行政部門が改善を命

じ、罰金に処する。女性労働者又は年少者である労働者に損害を与えたときは賠償責任を負わなければならない。

第 96 条

使用者が下記のいずれかに該当する場合、公安機関は責任者を15日以下の拘留、罰金又は警告に処する。犯罪を構成する場合は、責任者に対し法により刑事責任を追及する。

(1) 暴力、威嚇又は身体の一部を不法に拘束する手段により労働を強制した場合

(2) 労働者に対し、侮辱、体罰、殴打、違法な搜索又は拘禁を行った場合

第 97 条

使用者に帰すべき事由により無効の契約が締結され、労働者に損害が生じた場合、使用者は賠償責任を負わなければならない。

第 98 条

使用者は、本法の規定する条件に違反して労働契約を解除し又は故意に労働契約の締結を遅延させた場合には、労働行政部門が改善を命じる。労働者に与えた損害については賠償責任を負わなければならない。

第 99 条

使用者は労働契約未解除の労働者を採用し、現使用者に損害を与えたときは、当該使用者は法に従い連帯賠償責任を負わなければならない。

第 100 条

使用者が理由なく社会保険料を納入しなかったときは、労働行政部門は期限を定めて納入を命ずる。期限を越えて納入しなかったときは滞納金を加徴する。

第 101 条

使用者が理由なく労働行政部門、関係部門及びその職員の監督検査

権の行使を妨害し、通報者に報復したときは、労働行政部門又は関係部門が罰金に処する。犯罪を構成するときは、責任者に対し、法により刑事責任を追及する。

第 102 条

労働者が本法の規定する条件に違反して労働契約を解除し又は労働契約において定めた秘密保持条項に違反し使用者に損害を与えた場合には法に従い賠償責任を負わなければならない。

第 103 条

労働行政部門及び関係部門の職員は、職権を濫用し、職務を懈怠し、私利を図り、犯罪を構成する場合には法により刑事責任を追及される。犯罪を構成するに到らないときは行政処分を行われる。

第 104 条

国家機関職員及び社会保険基金運営機構の職員が、社会保険基金を流用し犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及される。

第 105 条

本法規定に違反して労働者の合法的権益を侵害したとき、他の法律又は行政法規に処罰規定がある場合には、当該法律又は行政法規の規定に従い処罰する。

第 13 章 附 則

第 106 条

省、自治区、直轄市人民政府は本法及び当該地区の実情に応じ、労働契約制度の実施細則を定め、國務院に報告する。

第 107 条

本法は1995年1月1日から施行する。

中华人民共和国劳动法

(1994年7月5日第八届全国人民代表大会常务委员会第八次会议通过)

目录

第一章 总则

第二章 促进就业

第三章 劳动合同和集体合同

第四章 工作时间和休息休假

第五章 工资

第六章 劳动安全卫生

第七章 女职工和未成年工特殊保护

第八章 职业培训

第九章 社会保险和福利

第十章 劳动争议

第十一章 监督检查

第十二章 法律责任

第十三章 附则

第一章 总则

第一条 为了保护劳动者的合法权益，调整劳动关系，建立和维护适应社会主义市场经济的劳动制度，促进经济发展和社会进步，根据宪法，制定本法。

第二条 在中华人民共和国境内的企业、个体经济组织（以下统称用人单位）和与之形成劳动关系的劳动者，适用本法。

国家机关、事业组织、社会团体和与之建立劳动合同关系的劳动者，依照本法执行。

第三条 劳动者享有平等就业和选择职业的权利、取得劳动报酬的权利、休息休假的权利、获得劳动安全卫生保护的权利、接受职业技能培训的权利、享受社会保险和福利的权利、提请劳动争议处理的权利以及法律规定的其他劳动权利。

劳动者应当完成劳动任务，提高职业技能，执行劳动安全卫生规程，遵守劳动纪律和职业道德。

第四条 用人单位应当依法建立和完善规章制度，保障劳动者享有劳动权利和履行劳动义务。

第五条 国家采取各种措施，促进劳动就业，发展职业教育，制定劳动标准，调节社会收入，完善社会保险，协调劳动关系，逐步提高劳动者的生活水平。

第六条 国家提倡劳动者参加社会义务劳动，开展劳动竞赛和合理化建议活动，鼓励和保护劳动者进行科学研究、技术革新和发明创造，表彰和奖励劳动模范和先进工作者。

第七条 劳动者有权依法参加和组织工会。

工会代表和维护劳动者的合法权益，依法独立自主地开展活动。

第八条 劳动者依照法律规定，通过职工大会、职工代表大会或者其他形式，参与民主管理或者就保护劳动者合法权益与用人单位进行平等协商。

第九条 国务院劳动行政部门主管全国劳动工作。

县级以上地方人民政府劳动行政部门主管本行政区域内的劳动工作。

第二章 促进就业

第十条 国家通过促进经济和社会发展，创造就业条件，扩大就业机会。

国家鼓励企业、事业组织、社会团体在法律、行政法规规定的范围内兴办产业或者拓展经营，增加就业。

国家支持劳动者自愿组织起来就业和从事个体经营实现就业。

第十一条 地方各级人民政府应当采取措施，发展多种类型的职业介绍机构，提供就业服务。

第十二条 劳动者就业，不因民族、种族、性别、宗教信仰不同而受歧视。

第十三条 妇女享有与男子平等的就业权利。在录用职工时，除国家规定的不适合妇女的工种或者岗位外，不得以性别为由拒绝录用妇女或者提高对妇女的录用标准。

第十四条 残疾人、少数民族人员、退出现役的军人的就业，法律、法规有特别规定的，从其规定。

第十五条 禁止用人单位招用未满十六周岁的未成年人。

文艺、体育和特种工艺单位招用未满十六周岁的未成年人，必须依照国家有关规定，履行审批手续，并保障其接受义务教育的权利。

第三章 劳动合同和集体合同

第十六条 劳动合同是劳动者与用人单位确立劳动关系、明确双方权利和义务的协议。

建立劳动关系应当订立劳动合同。

第十七条 订立和变更劳动合同，应当遵循平等自愿、协商一致的原则，不得违反法律、行政法规的规定。

劳动合同依法订立即具有法律约束力，当事人必须履行劳动合同规定的义务。

第十八条 下列劳动合同无效：

- (一) 违反法律、行政法规的劳动合同；
- (二) 采取欺诈、威胁等手段订立的劳动合同。

无效的劳动合同，从订立的时候起，就没有法律约束力。确认劳动合同部分无效的，如果不影响其余部分的效力，其余部分仍然有效。

劳动合同的无效，由劳动争议仲裁委员会或者人民法院确认。

第十九条 劳动合同应当以书面形式订立，并具备以下条款：

- (一) 劳动合同期限；
- (二) 工作内容；
- (三) 劳动保护和劳动条件；
- (四) 劳动报酬；
- (五) 劳动纪律；
- (六) 劳动合同终止的条件；
- (七) 违反劳动合同的责任。

劳动合同除前款规定的必备条款外，当事人可以协商约定其他内容。

第二十条 劳动合同的期限分为有固定期限、无固定期限和以完成一定的工作为期限。

劳动者在同一用人单位连续工作满十年以上，当事人双方同意延续劳动合同的，如果劳动者提出订立无固定期限的劳动合同，应当订立无固定期限的劳动合同。

第二十一条 劳动合同可以约定试用期。试用期最长不得超过六个月。

第二十二条 劳动合同当事人可以在劳动合同中约定保守用人单位商业秘密的有关事项。

第二十三条 劳动合同期满或者当事人约定的劳动合同终止条件出现，劳动合同即行终止。

第二十四条 经劳动合同当事人协商一致，劳动合同可以解除。

第二十五条 劳动者有下列情形之一的，用人单位可以解除劳动合同：

- (一) 在试用期间被证明不符合录用条件的；
- (二) 严重违反劳动纪律或者用人单位规章制度的；
- (三) 严重失职，营私舞弊，对用人单位利益造成重大损害的；
- (四) 被依法追究刑事责任的。

第二十六条 有下列情形之一的，用人单位可以解除劳动合同，但是应当提前三十日以书面形式通知劳动者本人：

- (一) 劳动者患病或者非因工负伤，医疗期满后，不能从事原工作也不能从事由用人单位另行安排的工作的；
- (二) 劳动者不能胜任工作，经过培训或者调整工作岗位，仍不能胜任工作的；
- (三) 劳动合同订立时所依据的客观情况发生重大变化，致使原劳动合同无法履行，经当事人协商不能就变更劳动合同达成协议的。

第二十七条 用人单位濒临破产进行法定整顿期间或者生产经营状况发生严重困难，确需裁减人员的，应当提前三十日向工会或者全体职工说明情况，听取工会或者职工的意见，经向劳动行政部门报告后，可以裁减人员。

用人单位依据本条规定裁减人员，在六个月内录用人员的，应当优先录用被裁减的人员。

第二十八条 用人单位依据本法第二十四条、第二十六条、第二十七条的规定解除劳动合同的，应当依照国家有关规定给予经济补偿。

第二十九条 劳动者有下列情形之一的，用人单位不得依据本法第二十六条、第二十七条的规定解除劳动合同：

- (一) 患职业病或者因工负伤并被确认丧失或者部分丧失劳动能力的；
- (二) 患病或者负伤，在规定的医疗期内的；
- (三) 女职工在孕期、产假、哺乳期内的；
- (四) 法律、行政法规规定的其他情形。

第三十条 用人单位解除劳动合同，工会认为不适当的，有权提出意见。如果用人单位违反法律、法规或者劳动合同，工会有权要求重新处理；劳动者申请仲裁或者提起诉讼的，工会应当依法给予支持和帮助。

第三十一条 劳动者解除劳动合同，应当提前三十日以书面形式通知用人单位。

第三十二条 有下列情形之一的，劳动者可以随时通知用人单位解除劳动合同：

- (一) 在试用期内的；
- (二) 用人单位以暴力、威胁或者非法限制人身自由的手段强迫劳动的；
- (三) 用人单位未按照劳动合同约定支付劳动报酬或者提供劳动条件的。

第三十三条 企业职工一方与企业可以就劳动报酬、工作时间、休息休假、劳动安全卫生、保险福利等事项，签订集体合同。集体合同草案应当提交职工代表大会或者全体职工讨论通过。

集体合同由工会代表职工与企业签订；没有建立工会的企业，由职工推举的代表与企业签订。

第三十四条 集体合同签订后应当报送劳动行政部门；劳动行政部门自收到集体合同文本之日起十五日内未提出异议的，集体合同即行生效。

第三十五条 依法签订的集体合同对企业和企业全体职工具有约束力。职工个人与企业订立的劳动合同中劳动条件和劳动报酬等标准不得低于集体合同的规定。

第四章 工作时间和休息休假

第三十六条 国家实行劳动者每日工作时间不超过八小时、平均每周工作时间不超过四十四小时的工时制度。

第三十七条 对实行计件工作的劳动者，用人单位应当根据本法第三十六条规定的工时制度合理确定其劳动定额和计件报酬标准。

第三十八条 用人单位应当保证劳动者每周至少休息一日。

第三十九条 企业因生产特点不能实行本法第三十六条、第三十八条规定的，经劳动行政部门批准，可以实行其他工作和休息办法。

第四十条 用人单位在下列节日期间应当依法安排劳动者休假：

- （一）元旦；
- （二）春节；
- （三）国际劳动节；
- （四）国庆节；
- （五）法律、法规规定的其他休假节日。

第四十一条 用人单位由于生产经营需要，经与工会和劳动者协商后可以延长工作时间，一般每日不得超过一小时；因特殊原因需要延长工作时间的，在保障劳动者身体健康的条件下延长工作时间每日不得超过三小时，但是每月不得超过三十六小时。

第四十二条 有下列情形之一的，延长工作时间不受本法第四十一条规定的限制：

- （一）发生自然灾害、事故或者其他原因，威胁劳动者生命健康和财产安全，需要紧急处理的；
- （二）生产设备、交通运输线路、公共设施发生故障，影响生产和公众利益，必须及时抢修的；
- （三）法律、行政法规规定的其他情形。

第四十三条 用人单位不得违反本法规定延长劳动者的工作时间。

第四十四条 有下列情形之一的，用人单位应当按照下列标准支付高于劳动者正常工作时间工资的工资报酬：

- (一) 安排劳动者延长工作时间的，支付不低于工资的百分之一百五十的工资报酬；
- (二) 休息日安排劳动者工作又不能安排补休的，支付不低于工资的百分之二百的工资报酬；
- (三) 法定休假日安排劳动者工作的，支付不低于工资的百分之三百的工资报酬。

第四十五条 国家实行带薪年休假制度。

劳动者连续工作一年以上的，享受带薪年休假。具体办法由国务院规定。

第五章 工资

第四十六条 工资分配应当遵循按劳分配原则，实行同工同酬。

工资水平在经济发展的基础上逐步提高。国家对工资总量实行宏观调控。

第四十七条 用人单位根据本单位的生产经营特点和经济效益，依法自主确定本单位的工资分配方式和工资水平。

第四十八条 国家实行最低工资保障制度。最低工资的具体标准由省、自治区、直辖市人民政府规定，报国务院备案。

用人单位支付劳动者的工资不得低于当地最低工资标准。

第四十九条 确定和调整最低工资标准应当综合参考下列因素：

- (一) 劳动者本人及平均赡养人口的最低生活费用；
- (二) 社会平均工资水平；
- (三) 劳动生产率；
- (四) 就业状况；
- (五) 地区之间经济发展水平的差异。

第五十条 工资应当以货币形式按月支付给劳动者本人。不得克扣或者无故拖欠劳动者的工资。

第五十一条 劳动者在法定休假日和婚丧假期间以及依法参加社会活动期间，用人单位应当依法支付工资。

第六章 劳动安全卫生

第五十二条 用人单位必须建立、健全劳动安全卫生制度，严格执行国家劳动安全卫生规程和标准，对劳动者进行劳动安全卫生教育，防止劳动过程中的事故，减少职业危害。

第五十三条 劳动安全卫生设施必须符合国家规定的标准。

新建、改建、扩建工程的劳动安全卫生设施必须与主体工程同时设计、同时施工、同时投入生产和使用。

第五十四条 用人单位必须为劳动者提供符合国家规定的劳动安全卫生条件和必要的劳动防护用品，对从事有职业危害作业的劳动者应当定期进行健康检查。

第五十五条 从事特种作业的劳动者必须经过专门培训并取得特种作业资格。

第五十六条 劳动者在劳动过程中必须严格遵守安全操作规程。

劳动者对用人单位管理人员违章指挥、强令冒险作业，有权拒绝执行；对危害生命安全和身体健康的行为，有权提出批评、检举和控告。

第五十七条 国家建立伤亡事故和职业病统计报告和处理制度。县级以上各级人民政府劳动行政部门、有关部门和用人单位应当依法对劳动者在劳动过程中发生的伤亡事故和劳动者的职业病状况，进行统计、报告和处理。

第七章 女职工和未成年工特殊保护

第五十八条 国家对女职工和未成年工实行特殊劳动保护。

未成年工是指年满十六周岁未满十八周岁的劳动者。

第五十九条 禁止安排女职工从事矿山井下、国家规定的第四级体力劳动强度的劳动和其他禁忌从事的劳动。

第六十条 不得安排女职工在经期从事高处、低温、冷水作业和国家规定的第三级体力劳动强度的劳动。

第六十一条 不得安排女职工在怀孕期间从事国家规定的第三级体力劳动强度的劳动和孕期禁忌从事的活动。对怀孕七个月以上的女职工，不得安排其延长工作时间和夜班劳动。

第六十二条 女职工生育享受不少于九十天的产假。

第六十三条 不得安排女职工在哺乳未满一周岁的婴儿期间从事国家规定的第三级体力劳动强度的劳动和哺乳期禁忌从事的其他劳动，不得安排其延长工作时间和夜班劳动。

第六十四条 不得安排未成年工从事矿山井下、有毒有害、国家规定的第四级体力劳动强度的劳动和其他禁忌从事的劳动。

第六十五条 用人单位应当对未成年工定期进行健康检查。

第八章 职业培训

第六十六条 国家通过各种途径，采取各种措施，发展职业培训事业，开发劳动者的职业技能，提高劳动者素质，增强劳动者的就业能力和工作能力。

第六十七条 各级人民政府应当把发展职业培训纳入社会经济发展的规划，鼓励和支持有条件的企业、事业组织、社会团体和个人进行各种形式的职业培训。

第六十八条 用人单位应当建立职业培训制度，按照国家规定提取和使用职业培训经费，根据本单位实际，有计划地对劳动者进行职业培训。

从事技术工种的劳动者，上岗前必须经过培训。

第六十九条 国家确定职业分类，对规定的职业制定职业技能标准，实行职业资格证书制度，由经过政府批准的考核鉴定机构负责对劳动者实施职业技能考核鉴定。

第九章 社会保险和福利

第七十条 国家发展社会保险事业，建立社会保险制度，设立社会保险基金，使劳动者在年老、患病、工伤、失业、生育等情况下获得帮助和补偿。

第七十一条 社会保险水平应当与社会经济发展水平和社会承受能力相适应。

第七十二条 社会保险基金按照保险类型确定资金来源，逐步实行社会统筹。用人单位和劳动者必须依法参加社会保险，缴纳社会保险费。

第七十三条 劳动者在下列情形下，依法享受社会保险待遇：

- (一) 退休；
- (二) 患病、负伤；
- (三) 因工伤残或者患职业病；
- (四) 失业；
- (五) 生育。

劳动者死亡后，其遗属依法享受遗属津贴。

劳动者享受社会保险待遇的条件和标准由法律、法规规定。

劳动者享受的社会保险金必须按时足额支付。

第七十四条 社会保险基金经办机构依照法律规定收支、管理和运营社会保险基金，并负有使社会保险基金保值增值的责任。

社会保险基金监督机构依照法律规定，对社会保险基金的收支、管理和运营实施监督。

社会保险基金经办机构和社会保险基金监督机构的设立和职能由法律规定。

任何组织和个人不得挪用社会保险基金。

第七十五条 国家鼓励用人单位根据本单位实际情况为劳动者建立补充保险。

国家提倡劳动者个人进行储蓄性保险。

第七十六条 国家发展社会福利事业，兴建公共福利设施，为劳动者休息、休养和疗养提供条件。

用人单位应当创造条件，改善集体福利，提高劳动者的福利待遇。

第十章 劳动争议

第七十七条 用人单位与劳动者发生劳动争议，当事人可以依法申请调解、仲裁、提起诉讼，也可以协商解决。

调解原则适用于仲裁和诉讼程序。

第七十八条 解决劳动争议，应当根据合法、公正、及时处理的原则，依法维护劳动争议当事人的合法权益。

第七十九条 劳动争议发生后，当事人可以向本单位劳动争议调解委员会申请调解；调解不成，当事人一方要求仲裁的，可以向劳动争议仲裁委员会申请仲裁。当事人一方也可以直接向劳动争议仲裁委员会申请仲裁。对仲裁裁决不服的，可以向人民法院提起诉讼。

第八十条 在用人单位内，可以设立劳动争议调解委员会。劳动争议调解委员会由职工代表、用人单位代表和工会代表组成。劳动争议调解委员会主任由工会代表担任。

劳动争议经调解达成协议的，当事人应当履行。

第八十一条 劳动争议仲裁委员会由劳动行政部门代表、同级工会代表、用人单位方面的代表组成。劳动争议仲裁委员会主任由劳动行政部门代表担任。

第八十二条 提出仲裁要求的一方应当自劳动争议发生之日起六十日内向劳动争议仲裁委员会提出书面申请。仲裁裁决一般应在收到仲裁申请的六十日内作出。对仲裁裁决无异议的，当事人必须履行。

第八十三条 劳动争议当事人对仲裁裁决不服的，可以自收到仲裁裁决书之日起十五日内向人民法院提起诉讼。一方当事人在法定期限内不起诉又不履行仲裁裁决的，另一方当事人可以申请人民法院强制执行。

第八十四条 因签订集体合同发生争议，当事人协商解决不成的，当地人民政府劳动行政部门可以组织有关各方协调处理。

因履行集体合同发生争议，当事人协商解决不成的，可以向劳动争议仲裁委员会申请仲裁；对仲裁裁决不服的，可以自收到仲裁裁决书之日起十五日内向人民法院提起诉讼。

第十一章 监督检查

第八十五条 县级以上各级人民政府劳动行政部门依法对用人单位遵守劳动法律、法规的情况进行监督检查，对违反劳动法律、法规的行为有权制止，并责令改正。

第八十六条 县级以上各级人民政府劳动行政部门监督检查人员执行公务，有权进入用人单位了解执行劳动法律、法规的情况，查阅必要的资料，并对劳动场所进行检查。

县级以上各级人民政府劳动行政部门监督检查人员执行公务，必须出示证件，秉公执法并遵守有关规定。

第八十七条 县级以上各级人民政府有关部门在各自职责范围内，对用人单位遵守劳动法律、法规的情况进行监督。

第八十八条 各级工会依法维护劳动者的合法权益，对用人单位遵守劳动法律、法规的情况进行监督。

任何组织和个人对于违反劳动法律、法规的行为有权检举和控告。

第十二章 法律责任

第八十九条 用人单位制定的劳动规章制度违反法律、法规规定的，由劳动行政部门给予警告，责令改正；对劳动者造成损害的，应当承担赔偿责任。

第九十条 用人单位违反本法规定，延长劳动者工作时间的，由劳动行政部门给予警告，责令改正，并可以处以罚款。

第九十一条 用人单位有下列侵害劳动者合法权益情形之一的，由劳动行政部门责令支付劳动者的工资报酬、经济补偿，并可以责令支付赔偿金：

- （一）克扣或者无故拖欠劳动者工资的；
- （二）拒不支付劳动者延长工作时间工资报酬的；
- （三）低于当地最低工资标准支付劳动者工资的；
- （四）解除劳动合同后，未依照本法规定给予劳动者经济补偿的。

第九十二条 用人单位的劳动安全设施和劳动卫生条件不符合国家规定或者未向劳动者提供必要的劳动防护用品和劳动保护设施的，由劳动行政部门或者有关部门责令改正，可以处以罚款；情节严重的，提请县级以上人民政府决定责令停产整顿；对事故隐患不采取措施，致使发生重大事故，造成劳动者生命和财产损失的，对责任人员比照刑法第一百八十七条的规定追究刑事责任。

第九十三条 用人单位强令劳动者违章冒险作业，发生重大伤亡事故，造成严重后果的，对责任人员依法追究刑事责任。

第九十四条 用人单位非法招用未满十六周岁的未成年人的，由劳动行政部门责令改正，处以罚款；情节严重的，由工商行政管理部门吊销营业执照。

第九十五条 用人单位违反本法对女职工和未成年工的保护规定，侵害其合法权益的，由劳动行政部门责令改正，处以罚款；对女职工或者未成年工造成损害的，应当承担赔偿责任。

第九十六条 用人单位有下列行为之一，由公安机关对责任人员处以十五日以下拘留、罚款或者警告；构成犯罪的，对责任人员依法追究刑事责任：

- (一) 以暴力、威胁或者非法限制人身自由的手段强迫劳动的；
- (二) 侮辱、体罚、殴打、非法搜查和拘禁劳动者的。

第九十七条 由于用人单位的原因订立的无效合同，对劳动者造成损害的，应当承担赔偿责任。

第九十八条 用人单位违反本法规定的条件解除劳动合同或者故意拖延不订立劳动合同的，由劳动行政部门责令改正；对劳动者造成损害的，应当承担赔偿责任。

第九十九条 用人单位招用尚未解除劳动合同的劳动者，对原用人单位造成经济损失的，该用人单位应当依法承担连带赔偿责任。

第一百条 用人单位无故不缴纳社会保险费的，由劳动行政部门责令其限期缴纳；逾期不缴的，可以加收滞纳金。

第一百零一条 用人单位无理阻挠劳动行政部门、有关部门及其工作人员行使监督检查权，打击报复举报人员的，由劳动行政部门或者有关部门处以罚款；构成犯罪的，对责任人员依法追究刑事责任。

第一百零二条 劳动者违反本法规定的条件解除劳动合同或者违反劳动合同中约定的保密事项，对用人单位造成经济损失的，应当依法承担赔偿责任。

第一百零三条 劳动行政部门或者有关部门的工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊，构成犯罪的，依法追究刑事责任；不构成犯罪的，给予行政处分。

第一百零四条 国家工作人员和社会保险基金经办机构的工作人员挪用社会保险基金，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第一百零五条 违反本法规定侵害劳动者合法权益，其他法律、行政法规已规定处罚的，依照该法律、行政法规的规定处罚。

第十三章 附则

第一百零六条 省、自治区、直辖市人民政府根据本法和本地区的实际情况，规定劳动合同制度的实施步骤，报国务院备案。

第一百零七条 本法自1995年1月1日起施行。

中華人民共和國建築法（和文抜粋）

第1章 総則

第3条 建築活動は、建築工事の品質及び安全を確保し、国の建築工事の安全基準に適合しなければならぬ。

第2章 建築許可

第1節 建築工事施工許可

第8条 施工許可証を受領する申請には、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 既に当該建築工事用地の許可手続きがされていること
- (2) 都市計画区画内の建築工事において、既に計画許可証が取得されていること
- (3) 除却移転が必要とする場合において、その除却進捗が施工要求に適合していること
- (4) 建築施工企業が既に確定されていること
- (5) 施工に必要な施工図面及び技術資料が満たされていること
- (6) 工物品質及び安全を保障する具体的な措置を有すること
- (7) 建設資金が既に具体化されていること
- (8) 法律、行政法規の規定しているその他の条件に適合していること

2.建設行政主管部門は申請書を受領して15日以内に、条件に適合している申請に対しては施工許可証を交付しなければならない。

第2節 従業資格

第3章 建築工事の発注及び受注

第1節 一般規定

第2節 発注

第3節 受注

第4章 建築工事監理

第5章 建築安全生産管理

第36条 建築工事安全生産管理は、必ず安全第一、未然防止を主とする方針を堅持し、安全生産の責任制度及び全員防止体制を樹立し、健全なものにする。

第37条 建築工事設計は、国が規定し制定した建築安全規約及び技術規範に従い、工事の安全性能を保証しなければならない。

第38条 建築施工企業が施行組織設計を作成するとき、建築工事の特徴に基づき、相応な安全技術対策を制定しなければならない。専門性の強い工事プロジェクトについては、専門プロジェクト安全施工組織設計を作成し、かつ、安全技術対策を講じなければならない。

第39条 建築施工企業は施工現場において安全を維持し、危険を防止し、火災を予防するなどの対策を講じなければならない。条件を有する場合は、施工現場に対し密閉管理を行わなければならない。

2.施工現場が隣接する建築物に、構築物及び特殊作業の環境によって損害をもたらす可能性を有する場合、建築施工企業は安全防護対策を講じなければならない。

第40条 建設単位は、建築施工企業に対し施工現場と関連のある地下管路資料を提供しなければならない。建築施工企業は対策を講じて保護しなければならない。

第41条 建築施工企業は環境保護及び安全生産に関する法律、法規の規定を遵守し、施工現場の各種粉塵、廃気、廃水、及び固形廃棄物並びに騒音、振動など環境に対する汚染及び危害に対して規制と処理の対策を講じなければならない。

第42条 次に掲げる状況の一に該当する場合、建設単位は国の関連規定に従い許可手続きを申請しなければならない。

- (1) 一時的に計画許可範囲以外の敷地を占有する必要があるとき
- (2) 道路、管路、電力、郵政通信など公共設備を損傷する可能性があるとき
- (3) 一時的に断水、停電、道路の遮断を行う必要があるとき
- (4) 爆破作業を行う必要があるとき
- (5) 法律、法規において規定されている許可申請手続きをする必要があるその他の事由があるとき

第43条 建設行政主管部門は建築安全生産の管理に責任を負い、かつ、法により労働行政主管部門の建築安全生産に対する指導及び監督を受ける。

第44条 建築施工企業は必ず法により、建築安全生産の管理を強化し、安全生産責任制度を施行し、有効な対策を講じて、死傷及びその他安全生産事故の発生を防止しなければならない。

2.建築施工企業の法人代表は当該企業の安全生産に責任を負う。

第45条 施工現場の安全は、建築施工企業が責任を負う。施工が元請けで実施する場合は、元請単位が責任を負う。下請け単位は元請単位に責任を負い、元請単位の施工現場に対する安全生産管理に従う。

第46条 建築施工企業は、健全な労働安全生産教育育成制度を樹立し、従業員への安全生産の教育育成を強化しなければならない。安全生産教育育成を受けていない者は、現場に立入り作業をしてはならない。

第47条 建築施工企業及び作業員は施工過程において、安全生産に関する法律、法規及び建築業の安全規約、規則を遵守しなければならない。規約に違反した指揮、または規約に違反した作業を行ってはならない。作業員は人体の健康に影響を及ぼす作業手順及び作業条件に対し改善意見を提出する権利を有し、安全生産に必要な防護用品を獲得する権利を有する。

作業員は生命の安全と人体の健康に危害を及ぼす行為に対し批判、検挙及び告訴する権利を有する。

第48条 建築施工企業は、必ず危険作業に従事する従業員のために傷害保険加入手続をし、保険料を支払わなければならない。

第49条 建築本体及び荷重により構造変動を及ぼす内装工事について、建設単位は施工前に原設計単位、または相応の資質条件を有する設計単位に、設計案の提出を委託しなければならない。設計案がない場合、施工してはならない。

第50条 家屋の除却は安全条件を具備する建築施工単位が引き受け、建築施工単位の責任者が安全に対し責任を負わなければならない。

第51条 施工中に事故が発生したとき、建築施工企業は緊急処置を講じ死傷者及び事故損失を減少させ、かつ、国の関係規定に従い遅滞なく関係部門に報告しなければならない。

第6章 建築工事品質管理

第52条 建築工事の探査、設計、施工の品質は、必ず国の建築工事に関する安全基準の要求に適合しなければならない。具体的な管理弁法は国务院が定める。

2.建築工事の安全に関する国の基準が、建築安全の要求に係わる確保に適切でなくなったときは、速やかに改正しなければならない。

第54条 建設単位は如何なる理由を以ても建築設計単位、または建築施工企業に対し工事設計、または施工作业中において、法律、行政法規及び建築工事品質、安全基準に違反し工事品質を低下させる要求をしてはならない。

2.建築設計単位及び建築施工企業は、建設単位が前項所定に違反して工事品質を低下させる要求を提出したときは、拒絶しなければならない。

第7章 法律責任

第71条 建築施工企業がこの法の規定に違反し、建築安全上事故の潜在的な弊害に対し、対策を講じて除去しないときは、改正を命じ、罰金を科することができる。事案が重大である場合は、休業、整頓を命じ、資質等級を下げ、または資質証書を抹消する。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

2.建築施工企業の管理者が規約に違反して指揮し、従業員に危険を冒し作業を強制させたことにより、重大な死傷事故、またはその他の重大な結果をもたらした場合は、法により刑

事責任を追及する。

第72条 建設単位がこの法の規定に違反し、建築設計単位または建築施工企業に対し、建築工事の品質、及び安全基準に違反した要求をし、工事の品質を低下させた場合は、改正を命じ、罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第73条 建築設計単位が建築工事品質及び安全基準に従わず設計を行った場合は、改正を命じ、罰金を科する。工事品質事故をもたらした場合は、休業・整頓を命じ、資質等級を下げ、または資質証書を抹消する。違法所得は没収し、かつ罰金を科する。損失をもたらした場合は、賠償責任を負うものとする。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第8章 附 則

中华人民共和国建筑法

(1997年11月1日第八届全国人民代表大会常务委员会第二十八次会议通过 自1998年3月1日起施行)

目 录

- 第一章 总 则
- 第二章 建筑许可
 - 第一节 建筑工程施工许可
 - 第二节 从业资格
- 第三章 建筑工程发包与承包
 - 第一节 一般规定
 - 第二节 发 包
 - 第三节 承 包
- 第四章 建筑工程监理
- 第五章 建筑安全生产管理
- 第六章 建筑工程质量管理
- 第七章 法律责任
- 第八章 附 则

第一章 总 则

第一条 为了加强对建筑活动的监督管理，维护建筑市场秩序，保证建筑工程的质量和安全，促进建筑业健康发展，制定本法。

第二条 在中华人民共和国境内从事建筑活动，实施对建筑活动的监督管理，应当遵守本法。

本法所称建筑活动，是指各类房屋建筑及其附属设施的建造和与其配套的线路、管道、设备的安装活动。

第三条 建筑活动应当确保建筑工程质量和安全，符合国家的建筑工程安全标准。

第四条 国家扶持建筑业的发展，支持建筑科学技术研究，提高房屋建筑设计水平，鼓励节约能源和保护环境，提倡采用先进技术、先进设备、先进工艺、新型建筑材料和现代管理方式。

第五条 从事建筑活动应当遵守法律、法规，不得损害社会公共利益和他人的合法权益。

任何单位和个人都不得妨碍和阻挠依法进行的建筑活动。

第六条 国务院建设行政主管部门对全国的建筑活动实施统一监督管理。

第二章 建筑许可

第一节 建筑工程施工许可

第七条 建筑工程开工前，建设单位应当按照国家有关规定向工程所在地县级以上人民政府建设行政主管部门申请领取施工许可证；但是，国务院建设行政主管部门确定的限额以下的小型工程除外。

按照国务院规定的权限和程序批准开工报告的建筑工程，不再领取施工许可证。

第八条 申请领取施工许可证，应当具备下列条件：

- (一) 已经办理该建筑工程用地批准手续；
- (二) 在城市规划区的建筑工程，已经取得规划许可证；
- (三) 需要拆迁的，其拆迁进度符合施工要求；
- (四) 已经确定建筑施工企业；
- (五) 有满足施工需要的施工图纸及技术资料；
- (六) 有保证工程质量和安全的具体措施；
- (七) 建设资金已经落实；
- (八) 法律、行政法规规定的其他条件。

建设行政主管部门应当自收到申请之日起 15 日内，对符合条件的申请颁发施工许可证。

第九条 建设单位应当自领取施工许可证之日起 3

个月内开工。因故不能按期开工的，应当向发证机关申请延期；延期以两次为限，每次不超过3个月。既不开工又不申请延期或者超过延期时限的，施工许可证自行废止。

第十条 在建的建筑工程因故中止施工的，建设单位应当自中止施工之日起1个月内，向发证机关报告，并按照规定做好建筑工程的维护管理工作。

建筑工程恢复施工时，应当向发证机关报告；中止施工满1年的工程恢复施工前，建设单位应当报发证机关核验施工许可证。

第十一条 按照国务院有关规定批准开工报告的建筑工程，因故不能按期开工或者中止施工的，应当及时向批准机关报告情况。因故不能按期开工超过6个月的，应当重新办理开工报告的批准手续。

第二节 从业资格

第十二条 从事建筑活动的建筑施工企业、勘察单位、设计单位和工程监理单位，应当具备下列条件：

- (一) 有符合国家规定的注册资本；
- (二) 有与其从事的建筑活动相适应的具有法定执业资格的专业技术人员；
- (三) 有从事相关建筑活动所应有的技术装备；
- (四) 法律、行政法规规定的其他条件。

第十三条 从事建筑活动的建筑施工企业、勘察单

位、设计单位和工程监理单位，按照其拥有的注册资本、专业技术人员、技术装备和已完成的建筑工程业绩等资质条件，划分为不同的资质等级，经资质审查合格，取得相应等级的资质证书后，方可在其资质等级许可的范围内从事建筑活动。

第十四条 从事建筑活动的专业技术人员，应当依法取得相应的执业资格证书，并在执业资格证书许可的范围内从事建筑活动。

第三章 建筑工程发包与承包

第一节 一般规定

第十五条 建筑工程的发包单位与承包单位应当依法订立书面合同，明确双方的权利和义务。

发包单位和承包单位应当全面履行合同约定的义务。不按照合同约定履行义务的，依法承担违约责任。

第十六条 建筑工程发包与承包的招标投标活动，应当遵循公开、公正、平等竞争的原则，择优选择承包单位。

建筑工程的招标投标，本法没有规定的，适用有关招标投标法律的规定。

第十七条 发包单位及其工作人员在建筑工程发包中不得收受贿赂、回扣或者索取其他好处。

承包单位及其工作人员不得利用向发包单位及其工作人员行贿、提供回扣或者给予其他好处等不正当手段承揽工程。

第十八条 建筑工程造价应当按照国家有关规定，由发包单位与承包单位在合同中约定。公开招标发包的，其造价的约定，须遵守招标投标法律的规定。

发包单位应当按照合同的约定，及时拨付工程款项。

第二节 发 包

第十九条 建筑工程依法实行招标发包，对不适于招标发包的可以直接发包。

第二十条 建筑工程实行公开招标的，发包单位应当依照法定程序和方式，发布招标公告，提供载有招标工程的主要技术要求、主要的合同条款、评标的标准和方法以及开标、评标、定标的程序等内容的招标文件。

开标应当在招标文件规定的时间、地点公开进行。开标后应当按照招标文件规定的评标标准和程序对标书进行评价、比较，在具备相应资质条件的投标者中，择优选定中标者。

第二十一条 建筑工程招标的开标、评标、定标由建设单位依法组织实施，并接受有关行政主管部门的监督。

第二十二条 建筑工程实行招标发包的，发包单位应当将建筑工程发包给依法中标的承包单位。建筑工程

实行直接发包的，发包单位应当将建筑工程发包给具有相应资质条件的承包单位。

第二十三条 政府及其所属部门不得滥用行政权力，限定发包单位将招标发包的建筑工程发包给指定的承包单位。

第二十四条 提倡对建筑工程实行总承包，禁止将建筑工程肢解发包。

建筑工程的发包单位可以将建筑工程的勘察、设计、施工、设备采购一并发包给一个工程总承包单位，也可以将建筑工程勘察、设计、施工、设备采购的一项或者多项发包给一个工程总承包单位；但是，不得将应当由一个承包单位完成的建筑工程肢解成若干部分发包给几个承包单位。

第二十五条 按照合同约定，建筑材料、建筑构配件和设备由工程承包单位采购的，发包单位不得指定承包单位购入用于工程的建筑材料、建筑构配件和设备或者指定生产厂、供应商。

第三节 承 包

第二十六条 承包建筑工程的单位应当持有依法取得的资质证书，并在其资质等级许可的业务范围内承揽工程。

禁止建筑施工企业超越本企业资质等级许可的业务范围或者以任何形式用其他建筑施工企业的名义承揽工

程。禁止建筑施工企业以任何形式允许其他单位或者个人使用本企业的资质证书、营业执照，以本企业的名义承揽工程。

第二十七条 大型建筑工程或者结构复杂的建筑工程，可以由两个以上的承包单位联合共同承包。共同承包的各方对承包合同的履行承担连带责任。

两个以上不同资质等级的单位实行联合共同承包的，应当按照资质等级低的单位的业务许可范围承揽工程。

第二十八条 禁止承包单位将其承包的全部建筑工程转包给他人，禁止承包单位将其承包的全部建筑工程肢解以后以分包的名义分别转包给他人。

第二十九条 建筑工程总承包单位可以将承包工程中的部分工程发包给具有相应资质条件的分包单位；但是，除总承包合同中约定的分包外，必须经建设单位认可。施工总承包的，建筑工程主体结构的施工必须由总承包单位自行完成。

建筑工程总承包单位按照总承包合同的约定对建设单位负责；分包单位按照分包合同的约定对总承包单位负责。总承包单位和分包单位就分包工程对建设单位承担连带责任。

禁止总承包单位将工程分包给不具备相应资质条件的单位。禁止分包单位将其承包的工程再分包。

第四章 建筑工程监理

第三十条 国家推行建筑工程监理制度。

国务院可以规定实行强制监理的建筑工程的范围。

第三十一条 实行监理的建筑工程，由建设单位委托具有相应资质条件的工程监理单位监理。建设单位与其委托的工程监理单位应当订立书面委托监理合同。

第三十二条 建筑工程监理应当依照法律、行政法规及有关的技术标准、设计文件和建筑工程承包合同，对承包单位在施工质量、建设工期和建设资金使用等方面，代表建设单位实施监督。

工程监理人员认为工程施工不符合工程设计要求、施工技术标准和合同约定的，有权要求建筑施工企业改正。

工程监理人员发现工程设计不符合建筑工程质量标准或者合同约定的质量要求的，应当报告建设单位要求设计单位改正。

第三十三条 实施建筑工程监理前，建设单位应当将委托的工程监理单位、监理的内容及监理权限，书面通知被监理的建筑施工企业。

第三十四条 工程监理单位应当在其资质等级许可的监理范围内，承担工程监理业务。

工程监理单位应当根据建设单位的委托，客观、公

正地执行监理任务。

工程监理单位与被监理工程的承包单位以及建筑材料、建筑构配件和设备供应单位不得有隶属关系或者其他利害关系。

工程监理单位不得转让工程监理业务。

第三十五条 工程监理单位不按照委托监理合同的约定履行监理义务，对应当监督检查的项目不检查或者不按照规定检查，给建设单位造成损失的，应当承担相应的赔偿责任。

工程监理单位与承包单位串通，为承包单位谋取非法利益，给建设单位造成损失的，应当与承包单位承担连带赔偿责任。

第五章 建筑安全生产管理

第三十六条 建筑工程安全生产管理必须坚持安全第一、预防为主的方针，建立健全安全生产的责任制度和群防群治制度。

第三十七条 建筑工程设计应当符合按照国家规定制定的建筑安全规程和技术规范，保证工程的安全性能。

第三十八条 建筑施工企业在编制施工组织设计时，应当根据建筑工程的特点制定相应的安全技术措施；对专业性较强的工程项目，应当编制专项安全施工组织设计，并采取安全技术措施。

第三十九条 建筑施工企业应当在施工现场采取维护安全、防范危险、预防火灾等措施；有条件的，应当对施工现场实行封闭管理。

施工现场对毗邻的建筑物、构筑物和特殊作业环境可能造成损害的，建筑施工企业应当采取安全防护措施。

第四十条 建设单位应当向建筑施工企业提供与施工现场相关的地下管线资料，建筑施工企业应当采取措施加以保护。

第四十一条 建筑施工企业应当遵守有关环境保护和安全生产的法律、法规的规定，采取控制和处理施工现场的各种粉尘、废气、废水、固体废物以及噪声、振动对环境的污染和危害的措施。

第四十二条 有下列情形之一的，建设单位应当按照国家有关规定办理申请批准手续：

- （一）需要临时占用规划批准范围以外场地的；
- （二）可能损坏道路、管线、电力、邮电通讯等公共设施的；
- （三）需要临时停水、停电、中断道路交通的；
- （四）需要进行爆破作业的；
- （五）法律、法规规定需要办理报批手续的其他情形。

第四十三条 建设行政主管部门负责建筑安全生产的管理，并依法接受劳动行政主管部门对建筑安全生产的指导和监督。

第四十四条 建筑施工企业必须依法加强对建筑安

全生产的管理，执行安全生产责任制度，采取有效措施，防止伤亡和其他安全生产事故的发生。

建筑施工企业的法定代表人对本企业的安全生产负责。

第四十五条 施工现场安全由建筑施工企业负责。实行施工总承包的，由总承包单位负责。分包单位向总承包单位负责，服从总承包单位对施工现场的安全生产管理。

第四十六条 建筑施工企业应当建立健全劳动安全生产教育培训制度，加强对职工安全生产的教育培训；未经安全生产教育培训的人员，不得上岗作业。

第四十七条 建筑施工企业和作业人员在施工过程中，应当遵守有关安全生产的法律、法规和建筑行业安全规章、规程，不得违章指挥或者违章作业。作业人员有权对影响人身健康的作业程序和作业条件提出改进意见，有权获得安全生产所需的防护用品。作业人员对危及生命安全和人身健康的行为有权提出批评、检举和控告。

第四十八条 建筑施工企业必须为从事危险作业的职工办理意外伤害保险，支付保险费。

第四十九条 涉及建筑主体和承重结构变动的装修工程，建设单位应当在施工前委托原设计单位或者具有相应资质条件的设计单位提出设计方案；没有设计方案的，不得施工。

第五十条 房屋拆除应当由具备保证安全条件的建筑施工企业承担，由建筑施工企业负责人对安全负责。

第五十一条 施工中发生事故时，建筑施工企业应当采取紧急措施减少人员伤亡和事故损失，并按照国家有关规定及时向有关部门报告。

第六章 建筑工程质量管理

第五十二条 建筑工程勘察、设计、施工的质量必须符合国家有关建筑工程安全标准的要求，具体管理办法由国务院规定。

有关建筑工程安全的国家标准不能适应确保建筑安全的要求时，应当及时修订。

第五十三条 国家对从事建筑活动的单位推行质量体系认证制度。从事建筑活动的单位根据自愿原则可以向国务院产品质量监督管理部门或者国务院产品质量监督管理部门授权的部门认可的认证机构申请质量体系认证。经认证合格的，由认证机构颁发质量体系认证证书。

第五十四条 建设单位不得以任何理由，要求建筑设计单位或者建筑施工企业在工程设计或者施工作业中，违反法律、行政法规和建筑工程质量、安全标准，降低工程质量。

建筑设计单位和建筑施工企业对建设单位违反前款规定提出的降低工程质量的要求，应当予以拒绝。

第五十五条 建筑工程实行总承包的，工程质量由工程总承包单位负责，总承包单位将建筑工程分包给其他单位的，应当对分包工程的质量与分包单位承担连带责任。分包单位应当接受总承包单位的质量管理。

第五十六条 建筑工程的勘察、设计单位必须对其勘察、设计的质量负责。勘察、设计文件应当符合有关法律、行政法规的规定和建筑工程质量、安全标准、建筑工程勘察、设计技术规范以及合同的约定。设计文件选用的建筑材料、建筑构配件和设备，应当注明其规格、型号、性能等技术指标，其质量要求必须符合国家规定的标准。

第五十七条 建筑设计单位对设计文件选用的建筑材料、建筑构配件和设备，不得指定生产厂、供应商。

第五十八条 建筑施工企业对工程的施工质量负责。

建筑施工企业必须按照工程设计图纸和施工技术标准施工，不得偷工减料。工程设计的修改由原设计单位负责，建筑施工企业不得擅自修改工程设计。

第五十九条 建筑施工企业必须按照设计要求、施工技术标准和合同的约定，对建筑材料、建筑构配件和设备进行检验，不合格的不得使用。

第六十条 建筑物在合理使用寿命内，必须确保地基基础工程和主体结构的质量。

建筑工程竣工时，屋顶、墙面不得留有渗漏、开裂

等质量缺陷；对已发现的质量缺陷，建筑施工企业应当修复。

第六十一条 交付竣工验收的建筑工程，必须符合规定的建筑工程质量标准，有完整的工程技术经济资料 and 经签署的工程保修书，并具备国家规定的其他竣工条件。

建筑工程竣工验收合格后，方可交付使用；未经验收或者验收不合格的，不得交付使用。

第六十二条 建筑工程实行质量保修制度。

建筑工程的保修范围应当包括地基基础工程、主体结构工程、屋面防水工程和其他土建工程，以及电气管线、上下水管线的安装工程，供热、供冷系统工程等项目；保修的期限应当按照保证建筑物合理寿命年限内正常使用，维护使用者合法权益的原则确定。具体的保修范围和最低保修期限由国务院规定。

第六十三条 任何单位和个人对建筑工程的质量事故、质量缺陷都有权向建设行政主管部门或者其他有关部门进行检举、控告、投诉。

第七章 法律责任

第六十四条 违反本法规定，未取得施工许可证或者开工报告未经批准擅自施工的，责令改正，对不符合开工条件的责令停止施工，可以处以罚款。

第六十五条 发包单位将工程发包给不具有相应资质条件的承包单位的，或者违反本法规定将建筑工程肢解发包的，责令改正，处以罚款。

超越本单位资质等级承揽工程的，责令停止违法行为，处以罚款，可以责令停业整顿，降低资质等级；情节严重的，吊销资质证书；有违法所得的，予以没收。

未取得资质证书承揽工程的，予以取缔，并处罚款；有违法所得的，予以没收。

以欺骗手段取得资质证书的，吊销资质证书，处以罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第六十六条 建筑施工企业转让、出借资质证书或者以其他方式允许他人以本企业的名义承揽工程的，责令改正，没收违法所得，并处罚款，可以责令停业整顿，降低资质等级；情节严重的，吊销资质证书。对因该项承揽工程不符合规定的质量标准造成的损失，建筑施工企业与使用本企业名义的单位或者个人承担连带赔偿责任。

第六十七条 承包单位将承包的工程转包的，或者违反本法规定进行分包的，责令改正，没收违法所得，并处罚款，可以责令停业整顿，降低资质等级；情节严重的，吊销资质证书。

承包单位有前款规定的违法行为的，对因转包工程或者违法分包的工程不符合规定的质量标准造成的损失，与接受转包或者分包的单位承担连带赔偿责任。

第六十八条 在工程发包与承包中索贿、受贿、行贿，构成犯罪的，依法追究刑事责任；不构成犯罪的，分别处以罚款，没收贿赂的财物，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予处分。

对在工程承包中行贿的承包单位，除依照前款规定处罚外，可以责令停业整顿，降低资质等级或者吊销资质证书。

第六十九条 工程监理单位与建设单位或者建筑施工企业串通，弄虚作假、降低工程质量的，责令改正，处以罚款，降低资质等级或者吊销资质证书；有违法所得的，予以没收；造成损失的，承担连带赔偿责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

工程监理单位转让监理业务的，责令改正，没收违法所得，可以责令停业整顿，降低资质等级；情节严重的，吊销资质证书。

第七十条 违反本法规定，涉及建筑主体或者承重结构变动的装修工程擅自施工的，责令改正，处以罚款；造成损失的，承担赔偿责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第七十一条 建筑施工企业违反本法规定，对建筑安全事故隐患不采取措施予以消除的，责令改正，可以处以罚款；情节严重的，责令停业整顿，降低资质等级或者吊销资质证书；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

建筑施工企业的管理人员违章指挥、强令职工冒险

作业,因而发生重大伤亡事故或者造成其他严重后果的,依法追究刑事责任。

第七十二条 建设单位违反本法规定,要求建筑设计单位或者建筑施工企业违反建筑工程质量、安全标准,降低工程质量的,责令改正,可以处以罚款;构成犯罪的,依法追究刑事责任。

第七十三条 建筑设计单位不按照建筑工程质量、安全标准进行设计的,责令改正,处以罚款;造成工程质量事故的,责令停业整顿,降低资质等级或者吊销资质证书,没收违法所得,并处罚款;造成损失的,承担赔偿责任;构成犯罪的,依法追究刑事责任。

第七十四条 建筑施工企业在施工中偷工减料的,使用不合格的建筑材料、建筑构配件和设备的,或者有其他不按照工程设计图纸或者施工技术标准施工的行为的,责令改正,处以罚款;情节严重的,责令停业整顿,降低资质等级或者吊销资质证书;造成建筑工程质量不符合规定的质量标准的,负责返工、修理,并赔偿因此造成的损失;构成犯罪的,依法追究刑事责任。

第七十五条 建筑施工企业违反本法规定,不履行保修义务或者拖延履行保修义务的,责令改正,可以处以罚款,并对在保修期内因屋顶、墙面渗漏、开裂等质量缺陷造成的损失,承担赔偿责任。

第七十六条 本法规定的责令停业整顿、降低资质等级和吊销资质证书的行政处罚,由颁发资质证书的机

关决定；其他行政处罚，由建设行政主管部门或者有关部门依照法律和国务院规定的职权范围决定。

依照本法规定被吊销资质证书的，由工商行政管理部门吊销其营业执照。

第七十七条 违反本法规定，对不具备相应资质等级条件的单位颁发该等级资质证书的，由其上级机关责令收回所发的资质证书，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第七十八条 政府及其所属部门的工作人员违反本法规定，限定发包单位将招标发包的工程发包给指定的承包单位的，由上级机关责令改正；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第七十九条 负责颁发建筑工程施工许可证的部门及其工作人员对不符合施工条件的建筑工程颁发施工许可证的，负责工程质量监督检查或者竣工验收的部门及其工作人员对不合格的建筑工程出具质量合格文件或者按合格工程验收的，由上级机关责令改正，对责任人员给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任；造成损失的，由该部门承担相应的赔偿责任。

第八十条 在建筑物的合理使用寿命内，因建筑工程质量不合格受到损害的，有权向责任者要求赔偿。

第八章 附 则

第八十一条 本法关于施工许可、建筑施工企业资质审查和建筑工程发包、承包、禁止转包，以及建筑工程监理、建筑工程安全和管理的规定，适用于其他专业建筑工程的建筑活动，具体办法由国务院规定。

第八十二条 建设行政主管部门和其他有关部门在对建筑活动实施监督管理中，除按照国务院有关规定收取费用外，不得收取其他费用。

第八十三条 省、自治区、直辖市人民政府确定的小型房屋建筑工程的建筑活动，参照本法执行。

依法核定作为文物保护的纪念建筑物和古建筑等的修缮，依照文物保护的有关法律规定执行。

抢险救灾及其他临时性房屋建筑和农民自建低层住宅的建筑活动，不适用本法。

第八十四条 军用房屋建筑工程建筑活动的具体管理办法，由国务院、中央军事委员会依据本法制定。

第八十五条 本法自 1998 年 3 月 1 日起施行。

中華人民共和國 安全生産法

(資料出所:石炭工業出版社 発行「中華人民共和國安全生産法」)

(仮訳 国際安全衛生センター)

中華人民共和國主席令

第七十号

「中華人民共和國安全生産法」は、中華人民共和國第九回全国人民代表大会常務委員会第二十八次会議で2002年6月29日に採択、公布され、2002年11月1日から施行される。

中華人民共和國主席 江澤民

2002年6月29日

目次

中華人民共和國主席令

第一章 総則

第二章 生産経営事業者の安全生産についての保障

第三章 従業員の権利と義務

第四章 安全生産の監督管理

第五章 生産安全事故の応急救助と調査処理

第六章 法的責任

第七章 付則

第一章 総則

第一条 安全生産活動の監督管理を強化し、生産安全事故を防止、減少し、大衆の生命と財産の安全を守って、経済発展を促進するため、この法律を制定する。

第二条 中華人民共和国領域内で生産経営活動に従事する事業者(以下生産経営事業者と言う)が行う安全生産活動にこの法律が適用される。法律、行政法規で、消防安全と道路交通安全、鉄道交通安全、水路交通安全、民間用航空安全に別の定めがある場合、その規定が適用される。

第三条 安全生産管理は、安全第一で、予防を主にする方針を堅持する。

第四条 生産管理事業者は必ずこの法律と他の安全生産に関する法規を遵守し、安全生産管理を強化し、安全生産責任制度を作り、また完備し、安全生産の条件を整え、安全生産を確保しなければならない。

第五条 生産経営事業者の主な責任者は本事業の安全生産を全面的に担当する。

第六条 生産経営事業所の従業員は法律により安全生産についての保障を獲得する権利があるとともに、法律により安全生産面の義務を履行しなければならない。

第七条 労働組合は、法律に従って職員と労働者を集め、本事業の安全生産の民主管理及び民主監督に参加し、職員と労働者の安全生産面の合法的權益を守る。

第八条 国務院と地方の各級人民政府は安全生産業務の指導を強化し、関係する各事業者が法律によって安全生産監督管理の職務を履行することを支持、督促しなければならない。

県級以上の人民政府は、安全生産監督管理に存在する重大な問題を直ちに協議、解決しなければならない。

第九条 国务院の安全生産監督管理担当部門は、この法律に従って、全国の安全生産業務を総合的に監督管理し、県級以上の地方各級人民政府の安全生産監督管理担当部門はこの法律に従って、各自の行政区域内の安全生産業務を監督管理する。

国务院関係部門はこの法律と他の関係法律、行政法規の規定に従って、各自の職務範囲内で、関係する安全生産業務を監督管理し、県級以上の地方各級人民政府の関係部門はこの法律と他の関係法規に従って、各自の職責の範囲内で関係する安全生産業務を監督管理する。

第十条 国务院関係部門は安全生産についての保障の要求に基づいて、直ちに関係する国家基準或いは業界基準を法律に従って制定するとともに、科学技術の進歩と経済発展に基づいて、直ちに修正しなければならない。

生産経営事業者は必ず法律に従って制定した安全生産についての保障の国家基準或いは業界基準を実行しなければならない。

第十一条 各級人民政府及び関係部門は、多様な形式を採用して、安全生産に関わる法規及び安全生産知識の宣伝を強化し、職員と労働者の安全生産意識を高めなければならない。

第十二条 法律により設立された安全生産のために技術サービスを提供する中間機関は、法律、行政法規及び業務執行準則に従って、生産経営事業者からの委託を受け、その安全生産業務のために技術サービスを提供する。

第十三条 国家は生産安全事故の責任を追及する制度を実施し、この法律と関係法規の規定により、生産安全事故責任者の法的責任を追及する。

第十四条 国家は安全生産科学技術の研究と安全生産先進技術の普及と応用を奨励、支持し、安全生産水準を高める。

第十五条 国家は安全生産条件の改善、生産安全事故の防止、応急救助の参加などに顕著な成績をあげた部門及び個人に褒賞を与える。

第二章 生産経営事業者の安全生産についての保障

第十六条 生産経営事業者はこの法律と関係法律、行政法規及び国家基準
或いは業界基準に規定した安全生産条件を整えなければならず、この安全生
産条件を整えなければ、生産経営活動に従事してはならない。

第十七条 生産経営事業者の主要責任者は本事業の安全生産業務につい
て以下の職責を負う：

- (一) 本事業の安全生産責任制を設立し、健全化させること
- (二) 本事業の安全生産規則制度と操作規程の制定を組織すること
- (三) 本事業の安全生産活動の有効的实施を保証すること
- (四) 本事業の安全生産業務を監督、検査し、直ちに生産安全潜在的危険
を解決すること
- (五) 本事業の生産安全事故応急救援計画を制定し、実施すること
- (六) 直ちに、かつ実情のままに生産安全事故を報告すること

第十八条 生産経営事業者が整えるべき安全生産条件に必要な投資資金は、
生産経営事業者の政策決定機関、主要責任者、或いは個人経営の投資家
が保証するとともに、安全生産に必要な投資資金の不足により惹起する結果
への責任を負う。

第十九条 鉱山、建築施工部門及び危険物の生産、経営、保管部門は安全
生産管理機関を設置するか、或いは専任の安全生産管理者を配置しなけれ
ばならない。

前項の規定以外の生産経営事業者で、従業員人数が三百人を超
えていれば、安全生産管理機関を設置するか、或いは専任の安全生産管理
人員を配置しなければならない。また、従業員人数が三百人を超えてい
れば、専任或いは兼任の安全生産管理者を配置するか、或いは国家が規定した関

係する専門技術資格を有する工事技術者に安全生産管理サービスの提供を委託しなければならない。

前項規定に従って、生産経営事業者が工事技術者に安全生産管理サービスを委託する場合も、この事業者が安全生産についての保障の責任を負う。

第二十条 生産経営事業者の主要責任者と安全生産管理者は、必ず本事業の生産経営活動に応じた安全生産知識と管理能力を備えなければならない。

危険物の生産、経営、保管事業者及び鉱山、建築施工事業者の主要責任者と安全生産管理者は、関係する主管部門がその安全生産知識と管理能力を審査し、合格後に始めて任命される。審査は料金を徴収してはならない。

第二十一条 生産経営事業者は、従業員に安全生産教育と訓練を行い、従業員が必要な安全生産知識を備え、関係する安全生産規定制度と安全操作規程を熟知し、本職場の安全操作技能を把握することを保障しなければならない。安全生産教育と訓練に合格できなかった従業員は、職に就いてはならない。

第二十二条 生産経営事業所が新労働方法、新技術、新材料或いは新設備を採用する際、必ずその安全技術特性を理解、把握し、有効な安全防備と保護措置を講ずるとともに、従業員に対し専門的な安全生産教育と訓練を行わなければならない。

第二十三条 生産経営事業所の特殊作業員は、必ず関係する国家规定により、専門的な安全作業訓練を受け、特殊作業操作資格証を取得した後にはじめて、職に就いて作業しなければならない。

特殊作業員の範囲は、国务院安全生産監督管理の担当部門が国务院関係部門と連携・共同して確定する。

第二十四条 生産経営事業者の新築、改築、増築の工事事項(以下建設事項と言う)の安全施設は、必ず主題工程と同時に設計、工事し、同時に生産、使用しなければならない。安全施設の投資は建設事項概算に入れる。

第二十五条 鉱山建設事項と危険物の生産、保管用の建設事項は、それぞれ関係する国家規定により、安全条件の論証及び安全評価を行わなければならない。

第二十六条 建設事項の安全施設の設計者、設計事業者は安全施設の設計に責任を負わなければならない。

鉱山建設事項と危険物の生産、保管用の建設事項の安全施設設計は、関係する国家規定により、関係部門に報告し審査を受けなければならないし、審査部門及びその審査の責任者は審査結果に責任を負う。

第二十七条 鉱山建設事項と危険物の生産、保管用の建設事項の施行事業者は、必ず認可された安全施設設計により施行するとともに、安全施設の工程、品質に責任を負わなければならない。

鉱山建設事項と危険物の生産、保管用の建設事項が完成し、生産或いは使用する前に、必ず関係する法律、行政法規の規定に従って、安全施設の検収を受け、検収に合格した後にはじめて生産或いは使用することができる。検収部門及びその検収者は検収結果の責任を負う。

第二十八条 生産経営事業者は比較的危険要素が大きい生産経営場所と関係する施設、設備に、明解な安全警告標識を設置しなければならない。

第二十九条 安全設備の設計、製造、据付、使用、検査、補修、改造及び廃棄処分は、国家基準或いは業界基準に適合しなければならない。

生産経営事業者は、必ず安全設備を経常的に維持・保護、手入れし、定期的に検査し、正常な運転を保障しなければならない。維持・保護、手入れ、検査は記録を付け、関係者がサインしなければならない。

第三十条 生産経営事業者が使用する生命の安全に係わる、危険性が比較的大きい特殊設備、及び危険物の容器、運送手段は、必ず関係する国家規定に従って、専門の生産者が生産し、専門的資質のある検査・測定機関の検査・測定で合格し、安全使用証或いは安全標章を取得した後にはじめて使用できる。検査・測定機関は検査・測定の結果に責任を負う。

生命の安全に係わる危険性の比較的大きい特殊設備の目録は、国務院の特殊設備の安全監督管理を担当する部門が制定し、国務院に報告し認可を受けてから執行される。

第三十一条 国家は生産安全に嚴重な危険を与える労働・方法・技術と設備について、淘汰制度を実施する。

生産経営事業者は国家が明記に淘汰、使用禁止を命じた、生産安全に危険を与える労働・方法・技術や設備を使用してはならない。

第三十二条 危険物の生産、経営、運送、保管、使用或いは廃棄処分は、関係主管部門がそれらに対応する法規の規定と国家基準或いは業界基準によって審査許可するとともに、監督管理する。

危険物を生産、経営、運送、保管、使用或いは廃棄処分する生産経営事業者は、必ず関係する法規と国家基準或いは業界基準を執行し、専門の安全管理制度を設立し、確実な安全措置を講じ、関係する主管部門が法律に基づいて実施する監督管理を受けなければならない。

第三十三条 生産経営事業者は重大な危険源を記録し、保存書類を作り、定期的に検査、評価、監督・規制するとともに、応急の予備計画を制定し、従業員と関係者に、緊急の場合講ずるべき応急措置を知らせなければならない。

生産経営事業者は関係する国家の規定に従って、本事業者の重大な危険源及びそれへの安全措置、応急措置を、関係する地方人民政府の安全生産監督管理の担当部門と関係部門が記録するために、申告しなければならない。

第三十四条 危険物を生産、経営、保管、使用する作業場、商店、倉庫は、従業員の宿舎と同じ建物内にあってはならないし、従業員の宿舎から安全な距離を保たなければならない。

生産経営場所と従業員の宿舎には、緊急避難指示に適合する、標識が明解で、滞りなく通じる出口を設置しなければならない。生産経営場所と従業員の宿舎の出口を封鎖、断することを禁止する。

第三十五条 生産経営事業者は爆破や、人力或いは機械で成形部材を持ち上げて組み立てる等の危険作業を行う際に、専門者を現場に配置し、安全管理を行い、操作規程の遵守と安全措置の遂行を確保しなければならない。

第三十六条 生産経営事業者は従業員に本事業の安全生産規定制度と安全操作規程を厳格に実行するように教育、督促しなければならない。従業員に作業場と業務で存在する危険要素、防備措置及び事故の応急措置を実情のまま告知しなければならない。

第三十七条 生産経営事業者は従業員に、国家基準或いは業界基準に符号する労働安全衛生保護具を必ず提供するとともに、従業員が使用規則によって着用、使用することを監督し、教育しなければならない。

第三十八条 生産経営事業所の安全生産管理者は、本事業の生産経営特徴に基づいて、安全生産状況を経常的に検査し、検査中発見した安全問題は直ちに処理しなければならない。処理できないのは、直ちに本事業者の関係する責任者に報告しなければならない。検査及び処理状況は記録を付けて書類として保存しなければならない。

第三十九条 生産経営事業者は労働安全衛生保護具の配置と安全生産訓練に必要な経費を整えなければならない。

第四十条 二つ以上の生産経営事業者が一つの作業区域内で生産経営活動を行う際、相手の生産安全に危険を与える恐れがある場合、安全生産管理協定を締結し、それぞれの安全生産管理の職責と講ずるべき安全措置を明確にし、また専門の安全生産管理者を指定して、安全検査と協議を行わなければならない。

第四十一条 生産経営事業者は、生産経営事項、場所、設備を安全生産条件或いは応じる資質のない事業者、或いは個人に請負若しくは貸し出してはならない。

生産経営事項や、場所について下請け業者、借り受け業者が多数である場合、生産経営事業者は、下請け業者、借り受け業者と専門的な安全生産管理協定を締結するか、或いは下請け契約、賃借契約の中で、それぞれの安全生産管理の職責を締結しなければならない。生産経営事業者は下請け業者、借り受け業者の安全生産活動を統一的に協議、管理する。

第四十二条 生産経営事業所で重大な生産安全事故が発生した際、事業の主要責任者は直ちに緊急救助しなければならず、事故の調査処理期間中、無断で職場を離れてはならない。

第四十三条 生産経営事業者は法律により、労働災害保険に加入し、従業員のため保険料を納付しなければならない。

第三章 従業員の権利と義務

第四十四条 生産経営事業者と従業員が締結する労働契約には、従業員の労働安全の保障、職業危険の防止に関する事項、及び法律に従って従業員の労働災害保険を取り扱う事項を明記しなければならない。

生産経営事業者は従業員と、いかなる形式であれ、協定を締結して、生産経営事業者が従業員の安全生産死亡事故で法律により負うべき責任を免除或いは軽減してはならない。

第四十五条 生産経営事業所の従業員は作業場と職場に存在する危険要素、防備措置及び事故の応急措置を尋ねる権利があるとともに、本事業者の安全生産業務に意見を提出する権利がある。

第四十六条 従業員は本事業の安全生産業務に存在する問題を指摘、通告、告発する権利があるし、法規に違反する指揮や、冒険的な作業の強制命令を拒絶する権利がある。

生産経営事業者は従業員が本事業の安全生産業務を指摘、通告、告発し、或いは法規に違反する指揮と冒険的作業の強制命令を拒絶するという理由で、その従業員の給料、福祉等の待遇を減したり、或いは従業員と締結した労働契約を解除してはならない。

第四十七条 従業員は人身の安全に直接的危険を与える緊急状況を発見した場合、作業を停止するか、或いは可能な応急措置を採った後、作業場を退避する権利がある。

生産経営事業者は従業員が前項の緊急状況にある場合、作業を停止するか、或いは応急退避措置を採ったことを理由に、従業員の給料、福祉

等の待遇を減らしたり、或いは従業員と締結した労働契約を解除してはならない。

第四十八条 生産安全事故で損害を受けた従業員は、法律により労働災害保険を受ける以外に、関係する民事法律により賠償を求める権利がある場合には、本事業者に賠償を要求する権利がある。

第四十九条 従業員は作業中、本事業者の安全生産の規定制度と操作規程を厳格に遵守し、管理に従い、労働安全衛生保護具を正確に着用、使用しなければならない。

第五十条 従業員は安全生産教育と訓練を受け、担当の職務作業に必要な安全生産知識を習熟し、安全生産技能を高め、事故防止と応急処理能力を高めなければならない。

第五十一条 従業員は事故の潜在的危険やその他の不安全要素を発見したら、直ちに現場の安全生産管理者、或いは本事業者の責任者に報告しなければならないし、この報告を受けた者は直ちに処理しなければならない。

第五十二条 労働組合は建設事項の安全施設と主題工程を同時に設計し、同時に施工、同時に生産と使用することを監督し、意見を提出する権利がある。

労働組合は生産経営事業者が、安全生産法規に違反して、従業員の合法的権益を侵す行為を正すように要求する権利があるし、生産経営事業者が法規に違反する指揮と冒険的作業を強制命令することを発見、或いは事故の潜在的危険を発見した場合、解決の提案を行う権利があるし、これにたいして、生産経営事業者は直ちに研究応答しなければならない。労働組合は従業員の生命安全に危険を及ぼす情況を発見した場合、生産経営事業者に従業員を誘導し危険場所から退避させる提案をする権利があるし、生産経営事業者は必ず直ちに処理しなければならない。

労働組合は法律により事故調査に参加し、関係部門に処理の提案を提出し、また関係者の責任追及を要求する権利がある。

第四章 安全生産の監督管理

第五十三条 県級以上の地方の各級人民政府は、本行政区域内の安全生産状況に基づいて、関係する部門の業務を職責により分担させ、本行政区域内で重大な生産安全事故が起り易い生産経営事業者について、厳格な検査を行い、また事故の潜在的危険を発見したら、直ちに処理しなければならない。

第五十四条 この法律の第九条の規定により、安全生産について監督管理の職責を負う部門（以下安全生産監督管理の職責を負う部門という）は、関係する法規の規定に基づいて、安全生産に関わる事項の審査や許可（批准、認可、許可、登記、認証、証書免状の交付等を含む、以下同じ）、或いは検収が必要な際には、必ず厳格に関係法規と国家規準、或いは業界基準で規定された安全生産条件と順序に基づいて審査を行い、また関係法規と国家基準、或いは業界基準に規定された安全生産条件に適合しなければ許可或いは検収を通してはならない。法律による許可の取得或いは検収に合格しなかったにも関わらず、無断で関係する活動に従事する者にたいしては、行政審査許可部門が発見するか、或いは告発を受けた後に、直ちに取り締まり、法律によって処理しなければならない。法律によりすでに許可を取得した事業者に対し、安全生産条件を整えていないことを行政審査許可部門が発見した場合は、元の許可を取り消さなければならない。

第五十五条 安全生産監督管理の職責を負う部門は安全生産に関わる事項を審査、検収する際、料金を徴収してはならないし、審査、検収を受ける事業者に自分が指定するメーカー或いは指定する生産、販売事業者の安全設備、機材或いは他の製品を購入するように要求してはならない。

第五十六条 安全生産監督管理の職責を負う部門は、法律により生産経営事業者の安全生産に関する法規と国家基準、或いは業界基準の執行状況を監督、検査し、以下の職務上の権利を行使する：

（一） 生産経営事業所に入り、検査を行い、関係資料を取り寄せて読み、関係事業者と人員に状況を尋ねる。

（二） 検査で発見した安全生産違法行為は、その場で正すか、或いは期限付きでの改正を要求する。法律により行政処罰を与えるべき行為には、この法律と他の関係法律、行政法規の規定に基づいて行政処罰を決定する。

(三) 検査で事故の潜在的な危険を発見した場合、直ちに排除するよう命じなければならないし、重大な事故の潜在的な危険の排除以前、或いは排除の過程で安全を確保できなければ、危険区域内の作業員を退避させ、一時的に生産停止、営業停止或いは使用停止を命じなければならない。重大な事故の潜在的な危険を排除した後に、審査の同意を得た上、生産経営活動と使用を回復することができる。

(四) 根拠に基づいて安全生産についての保障の国家基準或いは業界基準に適合していないと思われる施設、設備、機材を差し押さえ、封印するか、或いは押収するとともに、十五日以内に法律による処理を決定しなければならない。

監督検査は検査される事業者の正常な生産経営活動に影響を与えてはならない。

第五十七条 生産経営事業者は安全生産監督管理の職責を負う部門の監督検査員(以下安全生産監督検査員という)の法律に基づく監督検査職務の履行に協力しなければならないし、これを拒絶したり、妨害してはならない。

第五十八条 安全生産監督検査員は職務に忠実に、原則を堅持し、公平に法律を執行しなければならない。

安全生産の監督検査員は監督検査任務を執行する際、必ず有効な監督法律の執行であることの証明書を提出し、また検査を受ける事業者の技術的秘蔵と業務上の秘蔵を保たなければならない。

第五十九条 安全生産監督検査員は検査の時間、場所、内容、発見した問題とその処理状況について、記録書類を作り、これに検査員と検査を受ける事業者の責任者がサインしなければならないし、検査を受ける事業者の責任者がサインを拒否する場合には、検査員は状況を記録して保存するとともに、安全生産監督管理の職責を負う部門に報告しなければならない。

第六十条 安全生産監督管理の職責を負う部門は、監督検査でお互いに協力し、共同で検査を実施し、また明確に分別して検査する必要があるれば、お互いの状況を通報し合わなければならない。発見した安全問題を他の関係部門が処理すべきであれば、直ちに他の関係部門に移送し、記録を付けて参考に備え、移送を受けた部門は直ちに処理しなければならない。

第六十一条 監査機関は行政監査法の規定に基づいて、安全生産監督管理の職責を負う部門及びその勤務員が安全生産監督管理の職責を履行することを監査する。

第六十二条 安全評価、認証、検査測定、検定を引き受ける機関は、国家が規定する資質条件を整えなければならないし、自らが出した安全評価、認証、検査測定、検定の結果に責任を負う。

第六十三条 安全生産監督管理の職責を負う部門は、通告制度を設立し、通告の電話番号、ポスト或いはメールアドレスを公開し、安全生産に関する通告を受理しなければならない。受理した通告事項は調査で確かめ、書面資料を作り、整理と改善措置が必要であれば、関係責任者に報告しサインをもらって、実行を監督しなければならない。

第六十四条 いかなる事業者、或いは個人も、事故の潜在的な危険、若しくは安全生産の違法行為について、安全生産監督管理の職責を負う部門に報告或いは通告する権利がある。

第六十五条 住民委員会、村民委員会は、その所在区域内の生産経営事業者に事故の潜在的な危険があるか、或いは安全生産違法行為があることを発見した場合、その地方の人民政府或いは関係部門に報告しなければならない。

第六十六条 県級以上の各級人民政府及びその関係部門は、重大事故につながる潜在的な危険の報告或いは安全生産違法行為の通告に、功労を挙げた者に褒賞を与える。具体的な褒賞方法は国务院の安全生産監督管理の担当部門が国务院財政部門と連携・共同して制定する。

第六十七条 新聞、出版、放送、映画、テレビなどの事業者は、安全生産宣伝教育を行う義務があり、安全生産法規に違反する行為を輿論監督する権利がある。

第五章 生産安全事故の応急救助と調査処理

第六十八条 県級以上の地方各級人民政府は、関係部門を集め、本行政区域内の特別に重大な生産安全事故の応急救助予備計画を制定し、応急救助システムを設立する。

第六十九条 危険物の生産、経営、保管事業者及び鉱山、建築施工事業者は応急救助組織を設立しなければならないし、生産経営規模が比較的小さくて、応急救助組織を設立しなくてもよい場合は、兼任の応急救助員を指定しなければならない。

危険物の生産、経営、保管事業者及び鉱山、建築施工事業者は必要な応急救助機材、設備を配置するとともに、経常的に維持・保護、補修をし、正常な運転を確保しなければならない。

第七十条 生産経営事業所の生産安全事故発生後、事故現場の関係者は直ちに本事業者の責任者に報告しなければならない。

事業者の責任者は事故の報告を受けた後、迅速に有効な措置を採り、緊急救助の作業を手配し、事故の拡大を防止し、死亡者と財産の損失を減少させるとともに、国家の関係する規定に従って、直ちに、実情のままその地方の安全生産監督管理の職責を負う部門に報告しなければならない。隠蔽して報告しなかったり、偽って報告したり或いは期日を延ばして報告しないことをしてはならないし、故意に事故現場を破壊し、関係証拠を隠滅してはならない。

第七十一条 安全生産監督管理の職責を負う部門は、事故の報告を受けた後、直ちに国家の関係する規定により事故状況を上級部門へ報告しなければならない。安全生産監督管理の職責を負う部門と関係地方人民政府は、事故の状況を隠して報告しなかったり、偽って報告したり、期日を延ばして報告しなかったりしてはならない。

第七十二条 関係する地方人民政府と安全生産監督管理の職責を負う部門の責任者は、重大な生産安全事故の報告を受けた後、直ちに事故現場に駆けつけ、事故緊急救助を手配しなければならない。

第七十三条 事故の調査処理は事実に基づいて正しく行動するという原則と、科学を尊重するという原則に基づいて、直ちに、正確に事故原因を調査し、事故の原因と責任を明確にし、事故の教訓を総括し、整理と改善の措置を提出

するとともに、事故の責任者に処理についての意見を提出しなければならない。事故調査と処理の具体的な方法は国务院が制定する。

第七十四条 生産経営事業所で生産安全事故が発生した後、調査により責任ある事故である確定したら、事故発生事業者の責任を調査し、明確にし、法律により追及するだけでなく、安全生産の事項に関して審査許可と監督の職責を負う行政部門の責任も調査、明確にし、職責を尽くさなかったか、或いは汚職行為があれば、この法律の第七十七条の規定に基づいて法的責任を追及する。

第七十五条 いかなる事業者、個人も、法律に基づく事故の調査処理を妨害、干渉してはならない。

第七十六条 県級以上の地方各級人民政府の安全生産監督管理を担当する部門は、定期的に本行政区域内の生産安全事故の発生状況の統計を作成し、定期的に社会に公布しなければならない。

第六章 法的責任

第七十七条 安全生産監督管理の職責を負う部門に勤務する者は、以下の行為のいずれかある場合、降格するか或いは免職の行政処分を行い、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定に従って、刑事責任を追及する。

- (一) 法律で定められた安全生産条件に適合していない、安全生産に関わる事項を許可、或いは検収を通すこと
- (二) 法律による許可、検収を通していない事業者が、無断で関係する活動に従事することを発見したり、或いは通告を受けたにもかかわらず、取り締まらないか、或いは法律による処理をしないこと
- (三) 法律によってすでに許可を受けた事業者にたいし、監督管理の職責を履行せず、その事業者が安全生産条件を整えていないのを発見したにもかかわらず、元の許可を取り消さないか、或いは安全違法行為を発見したにもかかわらず、調査処理を行わないこと

第七十八条 安全生産監督管理の職責を負う部門が、審査、検収を受ける事業者に、指定した安全設備、機材或いは他の製品を購入するように要求するか、或いは安全生産事項の審査や、検収の費用を受け取った場合は、その上級機関或いは監査機関は是正と受け取った費用の返還を命じ、状況が重大であれば、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対し、法律による行政処分を行う。

第七十九条 安全評価、認証、検査測定、検定の機構が、偽りの証明を行い、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により刑事責任を追及するか、刑事処罰に当たらない場合には、違法所得を没収し、違法所得が五千元以上の場合、没収とともに違法所得の二倍以上、五倍以下の罰金を課し、違法所得がないか或いは違法所得が五千元未満の場合、五千元以上、二万元以下の罰金だけを課するか、或いは違法所得の没収とともに五千元以上、二五万元以下の罰金を課する。他人に損害を与えた場合、生産経営事業者と共に、連帯賠償責任を負う。

前項の違法行為を行った機関にたいしては、応ずる資格を撤回し取り消す。

第八十条 生産経営事業者の政策決定機関、主要責任者、個人経営の投資家が、この法律に定められた安全生産に必要な投資資金を保証せず、生産経営事業者が安全生産条件を整えられなかった場合、期限付きで改正して、必要な資金を提供することを命じ、期限が過ぎでも改正しない場合には、生産経営事業者に生産停止、営業停止、整理を命ずる。

前項の違法行為により、生産安全事故を起こし、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により刑事責任を追及し、刑事処罰に当たらない場合には、生産経営事業者の主要責任者には免職処分にし、個人経営の投資者を二万元以上、二十万元以下の罰金を課する。

第八十一条 生産経営事業者の主要責任者がこの法律に定められた安全生産管理の職責を履行しなかった場合、期限付きに改正することを命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産経営事業者に生産停止、営業停止、整理を命ずる。

生産経営事業者の主要責任者が前項の違法行為により、生産安全事故を起こし、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により、刑事責任

を追及し、刑事処罰にならない場合には、免職、或いは二万元以上、二十万元以下の罰金を課する。

生産経営事業者の主要責任者が前項の規定による、刑事罰或いは免職処分を受けた場合、刑罰の執行完了日或いは処分を受ける日から、五年内は、いかなる生産経営事業者の主要責任者を担当してはならない。

第八十二条 生産経営事業者に以下のいずれかの行為があれば、期限付きで改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産停止、営業停止、整理を命じるとともに、二万元以下の罰金を課することができる

(一) 規定による安全生産管理機関を設置、或いは安全生産管理者を配置しないこと

(二) 危険物の生産、経営、保管事業者及び鉱山、建築施工事業者の主要責任者と安全生産管理者が規定による審査に合格しないこと

(三) この法律の第二十一条、第二十二条の規定に定められた、従業員に対する安全生産教育と訓練を行わないこと、或いはこの法律の第三十六条に規定による、従業員に安全生産に関する事項を実情のまま知らせないこと

(四) 特殊作業員が規定に定めてある専門の安全作業訓練を受け、特殊作業の操作資格証明書を取得せずに、職に就いて作業すること

第八十三条 生産経営事業者に以下のいずれかの行為があれば、期限付きの改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、建設の停止、或いは生産停止、営業停止、整理を命ずると共に、五万元以下の罰金を課することができるし、重大な結果を引き起こし、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により刑事責任を追及する。

(一) 鉱山建設事項或いは危険物の生産、保管用の建設事項に安全施設の設計がないこと、若しくは安全施設の設計が規定による関係部門の審査の同意を受けてないこと

(二) 鉱山建設事項或いは危険物の生産、保管用の建設事項の施工事業者が、許可を受けた安全施設設計に基づいて施工をしていないこと

- (三) 鉱山建設事項或いは危険物の生産、保管用の建設事項が完成し、生産或いは使用の前に、安全施設の検収合格を受けてないこと
- (四) 比較的大きい危険要素のある生産経営場所、或いは関係する施設、設備に明解な安全警告標識を設置しないこと
- (五) 安全設備の据付、使用、検定、改造や廃棄が、国家基準或いは業界基準に適合しないこと
- (六) 安全設備について、経常的な維持・保護、補修と定期検定をしていないこと
- (七) 従業員に国家基準或いは業界基準に適合する労働安全衛生保護具を提供しないこと
- (八) 特殊設備及び危険物の容器、運送手段を、専門資質のある機関の検査、検定の合格を取得しておらず、安全使用証或いは安全標章を取得せず、使用すること
- (九) 国家が淘汰、使用禁止を明確に命じた、生産安全に危険を与える労働・方法・技術や設備を使用すること

第八十四条 法律による許可を受けず、無断で危険物を生産、経営、保管すれば、その違法行為の停止を命ずるか、或いは閉鎖し、違法所得を没収する。違法所得が十万元以上であれば、違法所得の没収とともに、違法所得の一倍以上、五倍以下の罰金を課し、違法所得がないか、或いは違法所得が十万元未満であれば、二万元以上、十万元以下の罰金だけを課するか、或いは違法所得の没収とともに、二万元以上、十万元以下の罰金を課する。重大な結果を引き起こし、犯罪になれば、刑法の関係する規定に従って、刑事責任を追及する。

第八十五条 生産経営事業者には以下のいずれかの行為がある場合には、期限付きで改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産停止、営業停止、整理を命ずると共に、二万元以上、十万元以下の罰金を課することができる。重大な結果を引き起こし、犯罪になれば、刑法の関係する規定に従って、刑事責任を追及する。

(一) 危険物の生産、経営、保管、使用で、専門の安全管理制度を設立せず、確実な安全措置を講じてない、あるいは関係主管部門が法律により実施する監督管理を受けないこと

(二) 重大な危険源を記録して保存書類を作っていないか、或いは評価、監督・規制を行っていない、或いは応急予備計画を制定していないこと

(三) 爆発や、人力或いは機械で成形部材を持ち上げて組み立てる等の危険作業をする際、専門的管理者を手配し、現場の安全管理をしないこと

第八十六条 生産経営事業者が生産経営事項、場所、設備を安全生産条件、或いは相応する資質を備えてない事業者や、個人に請け負わせたり、或いは貸し出す場合、期限付きの改正を命じ、違法所得を没収する。違法所得が五万元以上であれば、違法所得を没収するとともに、違法所得の一倍以上、五倍以下の罰金を課し、違法所得がないか、或いは違法所得が五万元未満であれば、違法所得を没収するか、或いは違法所得を没収するとともに一万元以上、五万元以下の罰金を課する。生産安全事故を引き起こし、他人に損害を与えた場合、下請け事業者、借り受け事業者と連帯賠償責任を負う。

生産経営事業者が下請け事業者、借り受け事業者と専門的な安全生産管理協定を締結してないか、或いは下請け契約、貸し出し契約で各自の安全生産管理職責を明記していない、或いは下請け事業者、借り受け事業者の安全生産を統一的に協議、管理していない場合、期限付きでの改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産停止、営業停止、整理を命ずる。

第八十七条 二つ以上の生産経営事業者が一つの作業区域内で、相手の安全生産に危険を及ぼす可能性のある生産経営活動を行う際、安全生産管理協議を締結せず、或いは専任の安全生産管理者を指定して安全検査と協議を行ってない場合、期限付きでの改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産停止、営業停止を命ずる。

第八十八条 生産経営事業者に以下のいずれかの行為があれば、期限付きで改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産停止、営業停止、整理を命ずるし、重大な結果を引き起こし、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により刑事責任を追及する。

(一) 危険物を生産、経営、保管、使用する現場、商店、倉庫と従業員の宿舍が同じ建物内にあるか、或いは従業員の宿舍との距離が安全要求に適合していないこと

(二) 生産経営場所と従業員の宿舍に緊急避難指示に適合する、標識が明解な、滞りなく通じる出口を設置していない、或いは生産経営場所と従業員の宿舍の出口を封鎖たり、断すること

第八十九条 生産経営事業者が従業員と協定を締結して、従業員が生産安全事故で死亡した場合に負うべき責任を、免除或いは軽減すれば、その協定は無効であり、また生産経営事業者の主要責任者、個人経営の投資家に二十万元以上、十万元以下の罰金を課する。

第九十条 生産経営事業者の従業員が管理に従わず、安全生産規定制度若しくは操作規程に違反した場合、生産経営事業者が指摘、教育し、関係する規定制度により、処分をする。重大な事故を引き起こし、犯罪になれば、刑法の関係する規定により刑事責任を追及する。

第九十一条 生産経営事業者の主要責任者が本事業所で重大な生産安全事故が起きた際、直ちに緊急救助を手配せず、事故の調査処理期間中に無断で職務を離れたり、或いは逃亡して行方をくらませば、降格、免職の処分を与え、逃亡して行方をくらます者にたいしては、十五日以下の拘留をし、犯罪に当たる場合には、刑法の関係する規定により、刑事責任を追及する。

生産経営事業者の主要責任者が生産安全事故を隠蔽し報告せず、偽って報告するか或いは期日を延ばして報告しなければ、前項の規程により処罰する。

第九十二条 関係する地方人民政府、安全生産監督管理の職責を負う部門が、生産安全事故を隠蔽して報告せず、偽って報告するか或いは期日を延ばして報告しない場合、直接責任を負う主管者と他の直接責任者にたいし、法律による行政処分を与え、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定に従って刑事責任を追及する。

第九十三条 生産経営事業者がこの法律と他の関係する法律、行政法規と国家基準或いは業界基準で定める安全生産条件を整えず、生産停止、営業

停止、整理の後でも安全生産条件を整えなければ、閉鎖し、関係部門は法律に基づいて、関係する書類・許可証を取り消さなければならない。

第九十四条 この法律で定められた行政処罰は、安全生産監督管理の担当部門が決定し、閉鎖の行政処罰については、安全生産監督管理の担当部門が県級以上の人民政府に報告し、国务院で定められた権限により決定し、拘留の行政処罰は公安機関が、治安管理处罰条例の規定に従って決定する。行政処罰の決定機関について関係法律、行政法規に、別の定めがあれば、その規定が適用される。

第九十五条 生産経営事業所で生産安全事故が発生し、人員の死亡や、他人の財産の損失がある場合には、法律によって賠償責任を負わなければならないし、それを拒否或いは逃亡して行方をくらました者にたいしては、人民裁判所が法律に基づいて強制的に執行する。

生産安全事故の責任者が法律による責任を負わず、人民裁判所が法律による執行措置を採った後にも、被害者に十分な賠償ができない場合に、引き続き賠償の義務を履行しなければならないし、被害者が責任者に他の財産があることを発見し場合には、随時に人民裁判所に執行を求めることができる。

第七章 付則

第九十六条 この法律の以下の用語の意義：

危険物とは、爆発性の物質、発火性の物質、危険化学製品、放射性物質等、人身の安全と財産に危険を及ぼす恐れがあるものをいう。

重大危険源とは、長期的或いは臨時的に危険物を生産、運送、使用或いは保管し、かつ危険物の数が臨界量の単位と同じか、或いはそれを上回るものをいう(場所と施設を含む)。

第九十七条 この法律は 2002 年 11 月 1 日から施行される。

中华人民共和国安全生产法

(2002年6月29日第九届全国人民代表大会
常务委员会第二十八次会议通过 2002年6月29日
中华人民共和国主席令第70号公布
自2002年11月1日起施行)

目 录

第一章	总 则
第二章	生产经营单位的安全生产保障
第三章	从业人员的权利和义务
第四章	安全生产的监督管理
第五章	生产安全事故的应急救援与调查处理
第六章	法律责任
第七章	附 则

第一章 总 则

第一条 【立法目的】 为了加强安全生产监督管理,防止和减少生产安全事故,保障人民群众生命和财产安全,促进经济发展,制定本法。

第二条 【适用范围】 在中华人民共和国领域内从事生产经营活动的单位(以下统称生产经营单位)的安全生产,适用本法;有关法律、行政法规对消防安全和道路交通安全、铁路交通安全、水上交通安全、民用航空安全另有规定的,适用其规定。

第三条 【管理方针】 安全生产管理,坚持安全第一、预防为主的方针。

第四条 【安全生产要求】 生产经营单位必须遵守本法和其他有关安全生产的法律、法规,加强安全生产管理,建立、健全安全生产责任制度,完善安全生产条件,确保安全生产。

第五条 【安全生产责任制】生产经营单位的主要负责人对本单位的安全生产工作全面负责。

第六条 【从业人员安全生产的权利、义务】生产经营单位的从业人员有依法获得安全生产保障的权利，并应当依法履行安全生产方面的义务。

第七条 【工会职责】工会依法组织职工参加本单位安全生产工作的民主管理和民主监督，维护职工在安全生产方面的合法权益。

第八条 【安全生产监管】国务院和地方各级人民政府应当加强对安全生产工作的领导，支持、督促各有关部门依法履行安全生产监督管理职责。

县级以上人民政府对安全生产监督管理中存在的重大问题应当及时予以协调、解决。

第九条 【监管部门及职责】国务院负责安全生产监督管理的部门依照本法，对全国安全生产工作实施综合监督管理；县级以上地方各级人民政府负责安全生产监督管理的部门依照本法，对本行政区域内安全生产工作实施综合监督管理。

国务院有关部门依照本法和其他有关法律、行政法规的规定，在各自的职责范围内对有关的安全生产工作实施监督管理；县级以上地方各级人民政府有关部门依照本法和其他有关法律、法规的规定，在各自的职责范围内对有关的安全生产工作实施监督管理。

第十条 【安全生产标准】国务院有关部门应当按照保障安全生产的要求，依法及时制定有关的国家标准或者行业标准，并根据科技进步和经济发展适时修订。

生产经营单位必须执行依法制定的保障安全生产的国家标准或者行业标准。

第十一条 【安全生产宣传】各级人民政府及其有关部门应当采取多种形式，加强对有关安全生产的法律、法规和安全生产知识的宣传，提高职工的安全生产意识。

第十二条 【安全生产的技术服务中介机构】依法设立的为安全生产提供技术服务的中介机构，依照法律、行政法规和执业准则，接受生产经营单位的委托为其安全生产工作提供技术服务。

第十三条 【事故责任追究制度】国家实行生产安全事故责任追究制度，依照本法和有关法律、法规的规定，追究生产安全事故责任人员的法律责任。

第十四条 【支持发展】国家鼓励和支持安全生产科学研究和安全生产先进技术的推广应用，提高安全生产水平。

第十五条 【奖励】国家对在改善安全生产条件、防止生产安全事

故、参加抢险救护等方面取得显著成绩的单位和个人，给予奖励。

第二章 生产经营单位的安全生产保障

第十六条 【安全生产条件】生产经营单位应当具备本法和有关法律、行政法规和国家标准或者行业标准规定的安全生产条件；不具备安全生产条件的，不得从事生产经营活动。

第十七条 【单位负责人的职责】生产经营单位的主要负责人对本单位安全生产工作负有下列职责：

- (一) 建立、健全本单位安全生产责任制；
- (二) 组织制定本单位安全生产规章制度和操作规程；
- (三) 保证本单位安全生产投入的有效实施；
- (四) 督促、检查本单位的安全生产工作，及时消除生产安全事故隐患；
- (五) 组织制定并实施本单位的生产安全事故应急救援预案；
- (六) 及时、如实报告生产安全事故。

第十八条 【资金投入】生产经营单位应当具备的安全生产条件所必需的资金投入，由生产经营单位的决策机构、主要负责人或者个人经营的投资人予以保证，并对由于安全生产所必需的资金投入不足导致的后果承担责任。

第十九条 【安全生产管理人员】矿山、建筑施工单位和危险物品的生产、经营、储存单位，应当设置安全生产管理机构或者配备专职安全生产管理人员。

前款规定以外的其他生产经营单位，从业人员超过 300 人的，应当设置安全生产管理机构或者配备专职安全生产管理人员；从业人员在 300 人以下的，应当配备专职或者兼职的安全生产管理人员，或者委托具有国家规定的相关专业技术资格的工程技术人员提供安全生产管理服务。

生产经营单位依照前款规定委托工程技术人员提供安全生产管理服务的，保证安全生产的责任仍由本单位负责。

第二十条 【知识能力的要求】生产经营单位的主要负责人和安全生产管理人员必须具备与本单位所从事的生产经营活动相应的安全生产知识和管理能力。

危险物品的生产、经营、储存单位以及矿山、建筑施工单位的主要负责人和安全生产管理人员，应当由有关主管部门对其安全生产知识和管理能力考核合格后方可任职。考核不得收费。

第二十一条 【从业人员教育和培训】生产经营单位应当对从业人员进行安全生产教育和培训，保证从业人员具备必要的安全生产知识，熟悉

有关的安全生产规章制度和安全操作规程，掌握本岗位的安全操作技能。未经安全生产教育和培训合格的从业人员，不得上岗作业。

第二十二条 【技术更新的教育和培训】生产经营单位采用新工艺、新技术、新材料或者使用新设备，必须了解、掌握其安全技术特性，采取有效的安全防护措施，并对从业人员进行专门的安全生产教育和培训。

第二十三条 【特种作业人员的资格要求】生产经营单位的特种作业人员必须按照国家有关规定经专门的安全作业培训，取得特种作业操作资格证书，方可上岗作业。

特种作业人员的范围由国务院负责安全生产监督管理的部门会同国务院有关部门确定。

第二十四条 【建设项目的安全设施】生产经营单位新建、改建、扩建工程项目（以下统称建设项目）的安全设施，必须与主体工程同时设计、同时施工、同时投入生产和使用。安全设施投资应当纳入建设项目概算。

第二十五条 【特殊建设项目的安全要求】矿山建设项目和用于生产、储存危险物品的建设项目，应当分别按照国家有关规定进行安全条件论证和安全评价。

第二十六条 【设计和审查人员的责任】建设项目安全设施的设计人、设计单位应当对安全设施设计负责。

矿山建设项目和用于生产、储存危险物品的建设项目的安全设施设计应当按照国家有关规定报经有关部门审查，审查部门及其负责审查的人员对审查结果负责。

第二十七条 【特殊建设项目的安全设计和验收】矿山建设项目和用于生产、储存危险物品的建设项目的施工单位必须按照批准的安全设施设计施工，并对安全设施的工程质量负责。

矿山建设项目和用于生产、储存危险物品的建设项目竣工投入生产或者使用前，必须依照有关法律、行政法规的规定对安全设施进行验收；验收合格后，方可投入生产和使用。验收部门及其验收人员对验收结果负责。

第二十八条 【安全警示标志】生产经营单位应当在有较大危险因素的生产经营场所和有关设施、设备上，设置明显的安全警示标志。

第二十九条 【安全设备标准及护养、检测】安全设备的设计、制造、安装、使用、检测、维修、改造和报废，应当符合国家标准或者行业标准。

生产经营单位必须对安全设备进行经常性维护、保养，并定期检测，保证正常运转。维护、保养、检测应当作好记录，并由有关人员签字。

第三十条 【特种设备的生产使用】生产经营单位使用的涉及生命安

全、危险性较大的特种设备，以及危险物品的容器、运输工具，必须按照国家有关规定，由专业生产单位生产，并经取得专业资质的检测、检验机构检测、检验合格，取得安全使用证或者安全标志，方可投入使用。检测、检验机构对检测、检验结果负责。

涉及生命安全、危险性较大的特种设备的目录由国务院负责特种设备安全监督管理的部门制定，报国务院批准后执行。

第三十一条 【淘汰制度】国家对严重危及生产安全的工艺、设备实行淘汰制度。

生产经营单位不得使用国家明令淘汰、禁止使用的危及生产安全的工艺、设备。

第三十二条 【危险物品的监管】生产、经营、运输、储存、使用危险物品或者处置废弃危险物品的，由有关主管部门依照有关法律、法规的规定和国家标准或者行业标准审批并实施监督管理。

生产经营单位生产、经营、运输、储存、使用危险物品或者处置废弃危险物品，必须执行有关法律、法规和国家标准或者行业标准，建立专门的安全生产管理制度，采取可靠的安全措施，接受有关主管部门依法实施的监督管理。

第三十三条 【重大危险源的管理】生产经营单位对重大危险源应当登记建档，进行定期检测、评估、监控，并制定应急预案，告知从业人员和相关人员在紧急情况下应当采取的应急措施。

生产经营单位应当按照国家有关规定将本单位重大危险源及有关安全措施、应急措施报有关地方人民政府负责安全生产监督管理的部门和有关部门备案。

第三十四条 【生产经营场所和员工宿舍的安全要求】生产、经营、储存、使用危险物品的车间、商店、仓库不得与员工宿舍在同一座建筑物内，并应当与员工宿舍保持安全距离。

生产经营场所和员工宿舍应当设有符合紧急疏散要求、标志明显、保持畅通的出口。禁止封闭、堵塞生产经营场所或者员工宿舍的出口。

第三十五条 【危险作业的现场安全管理】生产经营单位进行爆破、吊装等危险作业，应当安排专门人员进行现场安全管理，确保操作规程的遵守和安全措施的落实。

第三十六条 【从业人员的安全管理】生产经营单位应当教育和督促从业人员严格执行本单位的安全生产规章制度和安全操作规程；并向从业人员如实告知作业场所和工作岗位存在的危险因素、防范措施以及事故应急措施。

第三十七条 【劳动防护用品】生产经营单位必须为从业人员提供符合国家标准或者行业标准的劳动防护用品，并监督、教育从业人员按照使

用规则佩戴、使用。

第三十八条 【安全生产检查】生产经营单位的安全生产管理人员应当根据本单位的生产经营特点，对安全生产状况进行经常性检查；对检查中发现的安全问题，应当立即处理；不能处理的，应当及时报告本单位有关负责人。检查及处理情况应当记录在案。

第三十九条 【经费保障】生产经营单位应当安排用于配备劳动防护用品、进行安全生产培训的经费。

第四十条 【生产经营单位间的安全生产管理协议】两个以上生产经营单位在同一作业区域内进行生产经营活动，可能危及对方安全生产的，应当签订安全生产管理协议，明确各自的安全生产管理职责和应当采取的安全措施，并指定专职安全生产管理人员进行安全检查与协调。

第四十一条 【生产经营单位内的安全生产管理协议】生产经营单位不得将生产经营项目、场所、设备发包或者出租给不具备安全生产条件或者相应资质的单位或者个人。

生产经营项目、场所有多个承包单位、承租单位的，生产经营单位应当与承包单位、承租单位签订专门的安全生产管理协议，或者在承包合同、租赁合同中约定各自的安全生产管理职责；生产经营单位对承包单位、承租单位的安全生产工作统一协调、管理。

第四十二条 【重大安全事故的处理】生产经营单位发生重大生产安全事故时，单位的主要负责人应当立即组织抢救，并不得在事故调查处理期间擅离职守。

第四十三条 【工伤保险】生产经营单位必须依法参加工伤保险，为从业人员缴纳保险费。

第三章 从业人员的权利和义务

第四十四条 【劳动合同的安全条款】生产经营单位与从业人员订立的劳动合同，应当载明有关保障从业人员劳动安全、防止职业危害的事项，以及依法为从业人员办理工伤保险的事项。

生产经营单位不得以任何形式与从业人员订立协议，免除或者减轻其对从业人员因生产安全事故伤亡依法应承担的责任。

第四十五条 【了解、建议权】生产经营单位的从业人员有权了解其作业场所和工作岗位存在的危险因素、防范措施及事故应急措施，有权对本单位的安全生产工作提出建议。

第四十六条 【批评、检举、控告权】从业人员有权对本单位安全生产工作中存在的问题提出批评、检举、控告；有权拒绝违章指挥和强令冒险作业。

生产经营单位不得因从业人员对本单位安全生产工作提出批评、检举、控告或者拒绝违章指挥、强令冒险作业而降低其工资、福利等待遇或者解除与其订立的劳动合同。

第四十七条 【紧急情况处置权】从业人员发现直接危及人身安全的紧急情况时，有权停止作业或者在采取可能的应急措施后撤离作业场所。

生产经营单位不得因从业人员在前款紧急情况下停止作业或者采取紧急撤离措施而降低其工资、福利等待遇或者解除与其订立的劳动合同。

第四十八条 【获得赔偿权】因生产安全事故受到损害的从业人员，除依法享有工伤社会保险外，依照有关民事法律尚有获得赔偿的权利的，有权向本单位提出赔偿要求。

第四十九条 【服从安全管理的义务】从业人员在作业过程中，应当严格遵守本单位的安全生产规章制度和操作规程，服从管理，正确佩戴和使用劳动防护用品。

第五十条 【接受教育和培训的义务】从业人员应当接受安全生产教育和培训，掌握本职工作所需的安全生产知识，提高安全生产技能，增强事故预防和应急处理能力。

第五十一条 【不安全因素报告义务】从业人员发现事故隐患或者其他不安全因素，应当立即向现场安全生产管理人员或者本单位负责人报告；接到报告的人员应当及时予以处理。

第五十二条 【工会监督】工会有权对建设项目的安全设施与主体工程同时设计、同时施工、同时投入生产和使用进行监督，提出意见。

工会对生产经营单位违反安全生产法律、法规，侵犯从业人员合法权益的行为，有权要求纠正；发现生产经营单位违章指挥、强令冒险作业或者发现事故隐患时，有权提出解决的建议，生产经营单位应当及时研究答复；发现危及从业人员生命安全的情况时，有权向生产经营单位建议组织从业人员撤离危险场所，生产经营单位必须立即作出处理。

工会有权依法参加事故调查，向有关部门提出处理意见，并要求追究有关人员的责任。

第四章 安全生产的监督管理

第五十三条 【政府职责】县级以上地方各级人民政府应当根据本行政区域内的安全生产状况，组织有关部门按照职责分工，对本行政区域内容易发生重大生产安全事故的生产经营单位进行严格检查；发现事故隐患，应当及时处理。

第五十四条 【安全生产事项的审批】依照本法第九条规定对安全生产负有监督管理职责的部门（以下统称负有安全生产监督管理职责的部

门)依照有关法律、法规的规定,对涉及安全生产的事项需要审查批准(包括批准、核准、许可、注册、认证、颁发证照等,下同)或者验收的,必须严格依照有关法律、法规和国家标准或者行业标准规定的安全生产条件和程序进行审查;不符合有关法律、法规和国家标准或者行业标准规定的安全生产条件的,不得批准或者验收通过。对未依法取得批准或者验收合格的单位擅自从事有关活动的,负责行政审批的部门发现或者接到举报后应当立即予以取缔,并依法予以处理。对已经依法取得批准的单位,负责行政审批的部门发现其不再具备安全生产条件的,应当撤销原批准。

第五十五条 【政府监管的限制】负有安全生产监督管理职责的部门对涉及安全生产的事项进行审查、验收,不得收取费用;不得要求接受审查、验收的单位购买其指定品牌或者指定生产、销售单位的安全设备、器材或者其他产品。

第五十六条 【监督检查的职权范围】负有安全生产监督管理职责的部门依法对生产经营单位执行有关安全生产的法律、法规和国家标准或者行业标准的情况进行监督检查,行使以下职权:

(一)进入生产经营单位进行检查,调阅有关资料,向有关单位和人员了解情况。

(二)对检查中发现的安全生产违法行为,当场予以纠正或者要求限期改正;对依法应当给予行政处罚的行为,依照本法和其他有关法律、行政法规的规定作出行政处罚决定。

(三)对检查中发现的事故隐患,应当责令立即排除;重大事故隐患排除前或者排除过程中无法保证安全的,应当责令从危险区域内撤出作业人员,责令暂时停产停业或者停止使用;重大事故隐患排除后,经审查同意,方可恢复生产经营和使用。

(四)对有根据认为不符合保障安全生产的国家标准或者行业标准的设施、设备、器材予以查封或者扣押,并应当在15日内依法作出处理决定。

监督检查不得影响被检查单位的正常生产经营活动。

第五十七条 【监督检查的配合】生产经营单位对负有安全生产监督管理职责的部门的监督检查人员(以下统称安全生产监督检查人员)依法履行监督检查职责,应当予以配合,不得拒绝、阻挠。

第五十八条 【监督检查的要求】安全生产监督检查人员应当忠于职守,坚持原则,秉公执法。

安全生产监督检查人员执行监督检查任务时,必须出示有效的监督执法证件;对涉及被检查单位的技术秘密和业务秘密,应当为其保密。

第五十九条 【监督检查的记录】安全生产监督检查人员应当将检查的时间、地点、内容、发现的问题及其处理情况,作出书面记录,并由检

查人员和被检查单位的负责人签字；被检查单位的负责人拒绝签字的，检查人员应当将情况记录在案，并向负有安全生产监督管理职责的部门报告。

第六十条 【联合检查与分别检查】负有安全生产监督管理职责的部门在监督检查中，应当互相配合，实行联合检查；确需分别进行检查的，应当互通情况，发现存在的安全问题应当由其他有关部门进行处理的，应当及时移送其他有关部门并形成记录备查，接受移送的部门应当及时进行处理。

第六十一条 【安全生产监察】监察机关依照行政监察法的规定，对负有安全生产监督管理职责的部门及其工作人员履行安全生产监督管理职责实施监察。

第六十二条 【检查机构的条件 and 责任】承担安全评价、认证、检测、检验的机构应当具备国家规定的资质条件，并对其作出的安全评价、认证、检测、检验的结果负责。

第六十三条 【举报制度】负有安全生产监督管理职责的部门应当建立举报制度，公开举报电话、信箱或者电子邮件地址，受理有关安全生产的举报；受理的举报事项经调查核实后，应当形成书面材料；需要落实整改措施的，报经有关负责人签字并督促落实。

第六十四条 【举报权】任何单位或者个人对事故隐患或者安全生产违法行为，均有权向负有安全生产监督管理职责的部门报告或者举报。

第六十五条 【举报义务】居民委员会、村民委员会发现其所在区域内的生产经营单位存在事故隐患或者安全生产违法行为时，应当向当地人民政府或者有关部门报告。

第六十六条 【奖励】县级以上各级人民政府及其有关部门对报告重大事故隐患或者举报安全生产违法行为的有功人员，给予奖励。具体奖励办法由国务院负责安全生产监督管理的部门会同国务院财政部门制定。

第六十七条 【舆论监督】新闻、出版、广播、电影、电视等单位有进行安全生产宣传教育的义务，有对违反安全生产法律、法规的行为进行舆论监督的权利。

第五章 生产安全事故的应急救援与调查处理

第六十八条 【政府职责】县级以上地方各级人民政府应当组织有关部门制定本行政区域内特大生产安全事故应急救援预案，建立应急救援体系。

第六十九条 【组织和设备要求】危险物品的生产、经营、储存单位

以及矿山、建筑施工单位应当建立应急救援组织；生产经营规模较小，可以不建立应急救援组织的，应当指定兼职的应急救援人员。

危险物品的生产、经营、储存单位以及矿山、建筑施工单位应当配备必要的应急救援器材、设备，并进行经常性维护、保养，保证正常运转。

第七十条 【生产经营单位的事故报告】生产经营单位发生生产安全事故后，事故现场有关人员应当立即报告本单位负责人。

单位负责人接到事故报告后，应当迅速采取有效措施，组织抢救，防止事故扩大，减少人员伤亡和财产损失，并按照国家有关规定立即如实报告当地负有安全生产监督管理职责的部门，不得隐瞒不报、谎报或者拖延不报，不得故意破坏事故现场、毁灭有关证据。

第七十一条 【安全监管部门的事故报告】负有安全生产监督管理职责的部门接到事故报告后，应当立即按照国家有关规定上报事故情况。负有安全生产监督管理职责的部门和有关地方人民政府对事故情况不得隐瞒不报、谎报或者拖延不报。

第七十二条 【事故抢救】有关地方人民政府和负有安全生产监督管理职责的部门的负责人接到重大生产安全事故报告后，应当立即赶到事故现场，组织事故抢救。

任何单位和个人都应当支持、配合事故抢救，并提供一切便利条件。

第七十三条 【事故调查和处理】事故调查处理应当按照实事求是、尊重科学的原则，及时、准确地查清事故原因，查明事故性质和责任，总结事故教训，提出整改措施，并对事故责任者提出处理意见。事故调查和处理的具体办法由国务院制定。

第七十四条 【事故责任】生产经营单位发生生产安全事故，经调查确定为责任事故的，除了应当查明事故单位的责任并依法予以追究外，还应当查明对安全生产的有关事项负有审查批准和监督职责的行政部门的责任，对有失职、渎职行为的，依照本法第七十七条的规定追究法律责任。

第七十五条 【事故调查处理不得干涉】任何单位和个人不得阻挠和干涉对事故的依法调查处理。

第七十六条 【事故信息公布】县级以上地方各级人民政府负责安全生产监督管理的部门应当定期统计分析本行政区域内发生生产安全事故的情况，并定期向社会公布。

第六章 法律责任

第七十七条 【审批监管工作人员违法】负有安全生产监督管理职责的部门的工作人员，有下列行为之一的，给予降级或者撤职的行政处分；构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任：

(一) 对不符合法定安全生产条件的涉及安全生产的事项予以批准或者验收通过的；

(二) 发现未依法取得批准、验收的单位擅自从事有关活动或者接到举报后不予取缔或者不依法予以处理的；

(三) 对已经依法取得批准的单位不履行监督管理职责，发现其不再具备安全生产条件而不撤销原批准或者发现安全生产违法行为不予查处的。

第七十八条 【监管部门违法】 负有安全生产监督管理职责的部门，要求被审查、验收的单位购买其指定的安全设备、器材或者其他产品的，在对安全生产事项的审查、验收中收取费用的，由其上级机关或者监察机关责令改正，责令退还收取的费用；情节严重的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

第七十九条 【检评机构违法】 承担安全评价、认证、检测、检验工作的机构，出具虚假证明，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，没收违法所得，违法所得在 5000 元以上的，并处违法所得 2 倍以上 5 倍以下的罚款，没有违法所得或者违法所得不足 5000 元的，单处或者并处 5000 元以上 2 万元以下的罚款，对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处 5000 元以上 5 万元以下的罚款；给他人造成损害的，与生产经营单位承担连带赔偿责任。

对有前款违法行为的机构，撤销其相应资格。

第八十条 【资金投入违法】 生产经营单位的决策机构、主要负责人、个人经营的投资人不依照本法规定保证安全生产所必需的资金投入，致使生产经营单位不具备安全生产条件的，责令限期改正，提供必需的资金；逾期未改正的，责令生产经营单位停产停业整顿。

有前款违法行为，导致发生生产安全事故，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，对生产经营单位的主要负责人给予撤职处分，对个人经营的投资人处 2 万元以上 20 万元以下的罚款。

第八十一条 【单位负责人违法】 生产经营单位的主要负责人未履行本法规定的安全生产管理职责的，责令限期改正；逾期未改正的，责令生产经营单位停产停业整顿。

生产经营单位的主要负责人有前款违法行为，导致发生生产安全事故，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，给予撤职处分或者处 2 万元以上 20 万元以下的罚款。

生产经营单位的主要负责人依照前款规定受刑事处罚或者撤职处分的，自刑罚执行完毕或者受处分之日起，5 年内不得担任任何生产经营单位的主要负责人。

第八十二条 【生产经营单位安全管理违法】 生产经营单位有下列行

为之一的，责令限期改正；逾期未改正的，责令停产停业整顿，可以并处2万元以下的罚款：

（一）未按照规定设立安全生产管理机构或者配备安全生产管理人员的；

（二）危险物品的生产、经营、储存单位以及矿山、建筑施工单位的主要负责人和安全生产管理人员未按照规定经考核合格的；

（三）未按照本法第二十一条、第二十二条的规定对从业人员进行安全生产教育和培训，或者未按照本法第三十六条的规定如实告知从业人员有关的安全生产事项的；

（四）特种作业人员未按照规定经专门的安全作业培训并取得特种作业操作资格证书，上岗作业的。

第八十三条 【生产经营单位建设项目违法】生产经营单位有下列行为之一的，责令限期改正；逾期未改正的，责令停止建设或者停产停业整顿，可以并处5万元以下的罚款；造成严重后果，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任：

（一）矿山建设项目或者用于生产、储存危险物品的建设项目没有安全设施设计或者安全设施设计未按照规定报经有关部门审查同意的；

（二）矿山建设项目或者用于生产、储存危险物品的建设项目的施工单位未按照批准的安全设施设计施工的；

（三）矿山建设项目或者用于生产、储存危险物品的建设项目竣工投入生产或者使用前，安全设施未经验收合格的；

（四）未在有较大危险因素的生产经营场所和有关设施、设备上设置明显的安全警示标志的；

（五）安全设备的安装、使用、检测、改造和报废不符合国家标准或者行业标准的；

（六）未对安全设备进行经常性维护、保养和定期检测的；

（七）未为从业人员提供符合国家标准或者行业标准的劳动防护用品的；

（八）特种设备以及危险物品的容器、运输工具未经取得专业资质的机构检测、检验合格，取得安全使用证或者安全标志，投入使用的；

（九）使用国家明令淘汰、禁止使用的危及生产安全的工艺、设备的。

第八十四条 【违法经营危险物品】未经依法批准，擅自生产、经营、储存危险物品的，责令停止违法行为或者予以关闭，没收违法所得，违法所得10万元以上的，并处违法所得1倍以上5倍以下的罚款，没有违法所得或者违法所得不足10万元的，单处或者并处2万元以上10万元以下的罚款；造成严重后果，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任。

第八十五条 【生产经营单位危险物品违法】生产经营单位有下列行为之一的，责令限期改正；逾期未改正的，责令停产停业整顿，可以并处2万元以上10万元以下的罚款；造成严重后果，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任：

（一）生产、经营、储存、使用危险物品，未建立专门安全管理制度、未采取可靠的安全措施或者不接受有关主管部门依法实施的监督管理的；

（二）对重大危险源未登记建档，或者未进行评估、监控，或者未制定应急预案的；

（三）进行爆破、吊装等危险作业，未安排专门管理人员进行现场安全管理的。

第八十六条 【生产经营单位内安全管理协议】生产经营单位将生产经营项目、场所、设备发包或者出租给不具备安全生产条件或者相应资质的单位或者个人的，责令限期改正，没收违法所得；违法所得5万元以上的，并处违法所得1倍以上5倍以下的罚款；没有违法所得或者违法所得不足5万元的，单处或者并处1万元以上5万元以下的罚款；导致发生生产安全事故给他人造成损害的，与承包方、承租方承担连带赔偿责任。

生产经营单位未与承包单位、承租单位签订专门的安全生产管理协议或者未在承包合同、租赁合同中明确各自的安全生产管理职责，或者未对承包单位、承租单位的安全生产统一协调、管理的，责令限期改正；逾期未改正的，责令停产停业整顿。

第八十七条 【生产经营单位间的安全管理协议】两个以上生产经营单位在同一作业区域内进行可能危及对方安全生产的生产经营活动，未签订安全生产管理协议或者未指定专职安全生产管理人员进行安全检查与协调的，责令限期改正；逾期未改正的，责令停产停业。

第八十八条 【生产经营场所和宿舍违法】生产经营单位有下列行为之一的，责令限期改正；逾期未改正的，责令停产停业整顿；造成严重后果，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任：

（一）生产、经营、储存、使用危险物品的车间、商店、仓库与员工宿舍在同一座建筑内，或者与员工宿舍的距离不符合安全要求的；

（二）生产经营场所和员工宿舍未设有符合紧急疏散需要、标志明显、保持畅通的出口，或者封闭、堵塞生产经营场所或者员工宿舍出口的。

第八十九条 【免责协议违法】生产经营单位与从业人员订立协议，免除或者减轻其对从业人员因生产安全事故伤亡依法应承担的责任的，该协议无效；对生产经营单位的主要负责人、个人经营的投资人处2万元以上10万元以下的罚款。

第九十条 【从业人员不服管理的责任】生产经营单位的从业人员不服从管理，违反安全生产规章制度或者操作规程的，由生产经营单位给予

批评教育，依照有关规章制度给予处分；造成重大事故，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任。

第九十一条 【单位负责人事故处理违法】生产经营单位主要负责人在本单位发生重大生产安全事故时，不立即组织抢救或者在事故调查处理期间擅离职守或者逃匿的，给予降职、撤职的处分，对逃匿的处15日以下拘留；构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任。

生产经营单位主要负责人对生产安全事故隐瞒不报、谎报或者拖延不报的，依照前款规定处罚。

第九十二条 【政府部门事故处理违法】有关地方人民政府、负有安全生产监督管理职责的部门，对生产安全事故隐瞒不报、谎报或者拖延不报的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分；构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任。

第九十三条 【不具备安全生产条件】生产经营单位不具备本法和其他有关法律、行政法规和国家标准或者行业标准规定的安全生产条件，经停产停业整顿仍不具备安全生产条件的，予以关闭；有关部门应当依法吊销其有关证照。

第九十四条 【行政处罚的决定】本法规定的行政处罚，由负责安全生产监督管理的部门决定；予以关闭的行政处罚由负责安全生产监督管理的部门报请县级以上人民政府按照国务院规定的权限决定；给予拘留的行政处罚由公安机关依照治安管理处罚条例的规定决定。有关法律、行政法规对行政处罚的决定机关另有规定的，依照其规定。

第九十五条 【赔偿责任】生产经营单位发生生产安全事故造成人员伤亡、他人财产损失的，应当依法承担赔偿责任；拒不承担或者其负责人逃匿的，由人民法院依法强制执行。

生产安全事故的责任人未依法承担赔偿责任，经人民法院依法采取执行措施后，仍不能对受害人给予足额赔偿的，应当继续履行赔偿义务；受害人发现责任人有其他财产的，可以随时请求人民法院执行。

第七章 附 则

第九十六条 【用语解释】本法下列用语的含义：

危险物品，是指易燃易爆物品、危险化学品、放射性物品等能够危及人身安全和财产安全的物品。

重大危险源，是指长期地或者临时地生产、搬运、使用或者储存危险物品，且危险物品的数量等于或者超过临界量的单元（包括场所和设施）。

第九十七条 【生效日期】本法自2002年11月1日起施行。

原文：<http://www.cin.gov.cn/law/admin/2003120901.htm>

建設工程安全生産管理条例
中華人民共和国国务院令
第 393 号

《建設工程安全生産管理条例》は 2003 年 11 月 12 日の国务院第 28 回常務會議にて採決され、ただちに公布し 2004 年 2 月 1 日から施行する。

総理 温家宝
二〇〇三年十一月二十四日

建設工程安全生産管理条例

第一章 総則

- 第一条 建設工程安全生産監督管理を強化し、人命と財産の安全を保障するために、《中華人民共和国建築法》と《中華人民共和国安全生産法》によって、本条例を制定した。
- 第二条 中華人民共和国国内で新築、増設、改造、解体等の活動を行う、あるいは建設プロジェクトに対して安全生産の監督管理を実施する場合、本条例に従わなければならない。
本条例が指す建設プロジェクトとは、土木工事、建築工事、ケーブル配管工事、設備据付工事、及び内装工事。
- 第三条 建設プロジェクトの安全生産管理は、安全第一と予防を重視する方針を堅持する。
- 第四条 施主、探察会社、設計会社、工事会社、工事の監理会社、及び其の他の工事安全生産に関係のある会社は、安全生産の法律・法規の規定を遵守し、建設工事の安全生産を保証し、法律に照らして建設工事の安全生産責任を負う。
- 第五条 国家は、建設工事安全生産の科学技術研究と先進技術の普及、及び建設工事安全生産の科学管理を推進することを奨励する。

第二章 施主の安全責任

- 第六条 施主は工事会社に対し、工事現場及び近隣エリアの給水・排水・供电・ガス・蒸気・通信・放送テレビなど地下配管配線資料、気象と水文観測資料、隣接の建築物と構造物、地下工事の関係資料を提供し、かつ、それらの資料が真実、正確、完備したものである事を保証する。
施主は建設工事に必要な上記資料を関係部門或は会社に問い合わせをした時、関係部門或は会社は速やかに提供すべき。
- 第七条 施主は探察、設計、施工、工事監理などの会社に建設工事安全生産法律・法規と強制的な標準規定に合致してない要求をしてはならない。契約に約定された工期を縮めてはいけない。
- 第八条 施主は工事概算を作るとき、建設工事の安全作業環境及び安全施工措置に必要な費用を確保すべき。
- 第九条 施主は工事会社に安全施工要求に合致しない安全保護用具、機械設備、施工建機、及びそれらの部品、消防設備と器材を直接指示或は暗示して購入・リース使用をさせてはいけない。
- 第十条 施主は施工許可証を申請するとき、建設工事に関する安全施工措置の資料を提供すべき。
法律に照らして着工申請を批准された建設プロジェクトの施主は、着工申請を批准された日から 15 日以内に安全施工の保証措置を建設工事所在地の県クラス以上の地方人民政府建設行政主管部門或は其の他関係部門へ報告して届出をする。
- 第十一条 施主は解体工事の相応資質を持っている工事会社に発注すべき。
施主は解体工事をする 15 日前に下記の資料を工事所在地の県クラス以上の地方人民政府建設行政主管部門或は其の他関係部門へ報告して届出をする：
（一） 施工会社の資質等級証明；
（二） 解体予定の建築物、構造物及び危険を及ぼす可能性がある隣接建築の説明；
（三） 解体工事の施工組織方案；
（四） 解体の廃棄物の置き場所と処理方法。
爆発作業を実施する場合、国家の関係民用爆発物品の管理規定に基づくべき。

第三章 探察、設計、工事監督、及び其の他関係会社の安全責任

- 第十二条 探察会社は法律・法規と工事建設の強制的な標準に基づき探察を行う。提供した探察資料は真実、正確であること、建設工事の安全生産の要求に満足できるものであること。
探察会社は探察作業を行う時、作業の手順を厳守し、保護措置を取って各種配線配管・施設と周辺建築物・構造物との安全を保証する。
- 第十三条 設計会社は法律・法規と工事建設の強制的な標準に基づき設計を行う。設計ミスによる生産安全事故の発生を防止すること。
設計会社は施工安全操作と保護の要求を考慮し、施工安全に関わる重点場所とポイントに対して設計資料に明記する事。かつ、生産安全事故の予防指導意見を提出すること。
新構造・新材料・新プロセスを採用して建設するプロジェクトと特種構造の建設プロジェクトに対して、設計会社は設計する時に施工作業者の安全保護と生産安全事故の予防措置を提案すること。
設計会社と登録建築士など登録された担当者が設計の責任を持つ。
- 第十四条 工事の監理会社は、施工組織設計中で計画する安全技術措置或は個別施工方案が工程建設の強制的な標準と合致しているかどうかを審査するべき。
工事の監理会社が監理業務を実施している時に安全事故の危険性を発見したら、工事会社には是正要求を出すべき。状況が重大であれば、工事会社に工事臨時停止の要求をするべき、かつ、速やかに施主に報告をする。工事会社が是正或は工事停止を拒否した場合、工事の監理会社は速やかに関係主管部門に報告をするべき。
工事監理会社と監理エンジニアは法律・法規と工事建設の強制的な標準に照らして監理を実施する、かつ、建設工事の安全生産に対して責任を負う。
- 第十五条 建設工事に機械設備と部品を提供する会社は、安全施工の要求に従い有効な保護・センサーなど安全施設と装置を装備するべき。
- 第十六条 リースの機械設備と建機及び部品は、生産（製造）許可証・製品合格証があるべき。
リース会社はリースした機械設備と建機及び部品の安全性能に対して、検査を行う。リース契約書を締結する時に検査合格書を出すべき。

検査不合格の機械設備と建機及び部品のリースは禁止。

第十七条 施工現場で組立・解体する工事用クレーン、一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造の施設は、相応資質を持たた会社により扱われるべき。

工事用クレーン、一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造の施設を現場で組立、解体するとき、組立と解体の方案及び安全施工措置を制定して、かつ、専門技術者が現場で監督をする。

工事用クレーンと一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造の施設を組立ててから、組立会社が自主検査を行い、自主検査合格証明を出す、かつ、工事会社に安全使用説明を行い検収手続きをしてサインをする。

第十八条 工事用クレーンと一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造の施設の使用期間が国家の規定する検査期限になった場合、専門資質を持っている検査機関による検査を行う。検査した結果が不合格であれば、使用禁止になる。

第十九条 検査機関は、検査し合格した工事用クレーンと一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造の施設に対して、安全合格証明資料をだすべき、かつ、検査結果の責任を持つ。

第四章 工事会社の安全責任

第二十条 工事会社は、新築、増設、改造、解体などの建設工事を行う時、国家が規定する登録資本、専門の技術者、技術装備、安全生産などの条件を持っていること。法律に照らして相応等級の資質証書を取得し、かつ、その資質等級に許可された範囲内で工事を請負う。

第二十一条 工事会社の主たる責任者は法律に照らして本会社の安全生産作業に全面的に責任を持つ。工事会社は安全生産責任制度と安全生産教育育成制度を健全なものにし、安全生産の規則制度と操作手順を制定し、本会社の安全生産条件に必要な資金投入を保証し、請負った建設プロジェクトに対して定期的に個別の安全検査を行う、かつ、安全検査の記録を残す。

工事会社のプロジェクト責任者は相応資質を取得している人が担当するべき。建設工事の安全施工に対して責任を持ち、安全生産責任制度・安全生産

規則制度と操作手順をはっきりさせ、安全生産費用の有効使用を確保する、かつ、工事の特徴に応じて安全施工措置を策定し、安全事故の危険を無くす。安全事故があった場合、速やかに如実に報告をする。

第二十二條 工事会社が建設工事概算に入れた安全作業環境及び安全施工措置に必要な費用は、施工安全の保護用具及び施設の購入と更新、安全施工措置を確実にするなど安全生産条件の改善をするために使うべき。それ以外に使ってはならない。

第二十三條 工事会社は安全生産管理機関を設立し、安全生産管理の専任を設けるべき。安全生産管理の担当者は安全生産に対して現場の監督と検査をする。安全事故の危険性を発見したら、速やかにプロジェクト責任者と安全生産管理機関に報告し、規定に違反する指揮と操作に対して直ぐに注意を発する。専任の安全生産管理者の配備方法については、國務院建設行政主管部門と國務院の其他の関係部門により制定する。

第二十四條 建設工事を施工総請負方式で遂行する場合、総請負会社が現場の安全生産総責任を負う。
総請負会社は建設工事の主体構造の施工を自社により完成させるべき。
総請負会社は法律に基づいて建設工事を其の他の会社に下請けさせる場合、下請会社との契約書には各自の安全生産に対する権利、義務を明確にする。総請負会社と下請会社は下請工事の安全生産に対して連帯責任を負う。
下請会社は総請負会社の安全生産管理に従うべき。下請会社が管理を無視して発生した生産安全事故は、下請会社が主に責任を負う。

第二十五條 クレーン機器の作業員、組立解体者、爆発作業員、クレーン下合図者、高所作業員などの特種作業員は、国家の関係規定に基づき専門の安全作業トレーニングを受けて、特種作業操作資格証書を取得してから作業が出来る。

第二十六條 工事会社は、施工組織設計資料に安全技術措置と施工現場臨時電源方案を組入れるべき。一定規模になる危険性の大きい下記の分部的工事に対して、個別の施工方案を策定するべき、かつ、安全計算の結果を添付し工事会社の技術責任者と総監理工程師がサインをしてから実施する。専任の安全生産管理者が現場の監督を行う。

- (一) 地下基礎工事の土砂崩れ防止と水の汲み上げ工事；
- (二) 土を掘る工事

- (三) 型枠工事
- (四) クレーン吊り上げ工事
- (五) 足場工事
- (六) 解体・爆発工事
- (七) 国務院の建設行政主管部門或は其の他の関係部門が規定する其の他の危険性が高い工事。

上記の深い基礎工事、地下トンネル工事、高くて大きい型枠工事の個別施工方案に対して、工事会社は専門家のチェックと審査を行うべき。

本条第一項目に規定した一定規模になる危険性の大きい工事の標準は、国務院建設行政主管部門と国務院の其の他の関係部門により制定する。

第二十七条 建設工事の施工前に、施工会社のプロジェクト管理を担当している技術者は、安全施工の技術要求について工事作業組・作業者に詳細説明を行い、双方のサインをして確認する。

第二十八条 工事会社は、工事現場の入口、施工用のクレーン機械、臨時電気施設、足場、廊下の出入口、階段口、エレベータホール、ホール、橋、トンネル口、地下基礎の周辺沿い、爆発物及び有害危険気体と液体の置き場所など危険なところに目立つ安全警告看板を設置する。安全警告看板は国家標準に合致するべき。

工事会社は工事の各段階と周囲環境及び季節・気候の変化によって、工事現場で相応の安全施工措置を取る。工事現場を工事臨時停止とする場合、工事会社は現場の保護作業を行い、発生した費用は責任側が負担する、或は契約書に約定された条項に従う。

第二十九条 工事会社は工事現場の事務所・生活エリアと作業エリアを分けて設置し、セットバック距離を確保する。事務所・生活エリアの選択は安全性の要求に合致するべき。作業者の食事・飲用水・休憩場所などは衛生標準に合致するべき。工事会社は竣工していない建築物内に作業者の寮を設置してはならない。工事現場の仮設は安全使用要求に合致すること。工事現場に使用した組立式の仮設は製品合格証があること。

第三十条 工事会社は、工事により損害を与えそうな隣接している建築物・構造物と地下配管配線などに対して相応の保護措置を取る事。

工事会社は環境保護法律・法規の規定を遵守するべき。工事現場の粉塵、廃気、廃水、固体廃棄物、騒音、振動、施工照明による人と環境への危害と汚

染を防止する、或は減らす措置を取る事。

都市中心部の建設工事は、工事会社が工事現場を密閉のフェンスで囲んで工事すること。

第三十一条 工事会社は工事現場で消防安全責任制度を立てて、消防安全責任者を確定し、火、電気、可燃性或いは爆発し易い材料などを使用する各作業の安全管理制度操作手順を策定すること。消防通路、消防用水源を設置し、消防施設と消火器材を配備する、かつ、工事現場の入口に目立つ看板を設置すること。

第三十二条 工事会社は作業者に安全保護用具と安全保護衣類を提供し、かつ、書面で危険場所の操作規程と違法操作の危険を知らせておく事。

作業者は工事現場の作業条件・作業手順と作業手順に存在している安全問題に批評・告発と告訴を提出する権利を持つ。規程に違反した指揮と強制的な冒険作業を拒否する権利を持つ。

工事中に人身安全上の緊急事態があったとき、作業者は直ぐ作業停止或は必要な応急措置を取ってから、危険エリアから撤退する権利を持つ。

第三十三条 作業者は安全施工の強制的な標準・規定制度と操作規程を遵守する事。安全労働保護用具、機械設備などを正確に使用すること。

第三十四条 工事会社が調達・リースした安全保護用具、機械設備、建機及び部品は、生産（製造）許可証、製品合格証を所有する事、かつ、現場搬入時に検査を行う。

工事現場の安全保護用具、機械設備、建機及び部品は専任の管理者が必要であり、定期的に検査・メンテナンスを行う。相応の資料を作って国家の関係規定に基づいて廃棄処分をする。

第三十五条 工事会社は、工事用クレーンと一体で持上げる足場・カタワクなど自動リフト式の施設を使用する前に、関係会社に検査を依頼し相応資質を持っている検査検測機関に検査の委託も出来る。リースの機械設備と建機及び部品は、工事の総請負会社、下請会社、リース会社、安装会社が共同で検査を行う。検査合格したら、使用が可能になる。

《特種設備安全監察条例》に規定された工事用クレーンは、検査する前に相応資質を持っている検査検測機関により監督検査合格するべき。

工事会社は、工事用クレーンと一体で持上げる足場・カタワクなど自動リフト式の施設の検査合格の日から 30 日以内に、建設行政主管部門或は其の他

の関係部門へ登録をする。登録した看板はこの設備の目立つところに付ける事。

第三十六条 工事会社の主たる責任者、プロジェクト責任者、安全生産管理の専任者は、建設行政主管部門或は其の他の関係部門の審査に合格してから赴任する事が出来る。

工事会社は管理者と作業者に対して、毎年一回以上の安全生産教育トレーニングを行う。この教育トレーニングの状況を個人の作業評価資料に入れる。安全生産教育トレーニングの審査に不合格であれば、仕事を与えてはならない。

第三十七条 作業者は新しい作業場或は新しい工事現場に入る前に、安全生産教育トレーニングを受ける。教育を受けていない或は教育審査に不合格の者は、仕事を与えてはならない。

工事会社は新技術、新プロセス、新設備、新材料を採用する時、作業者に相応の安全生産教育を行うべき。

第三十八条 工事会社は、工事現場で危険作業に従事している作業者に労災障害保険（原文は意外障害保険）をかけること。

労災障害保険費用は工事会社が負担する。工事総請負を実施するプロジェクトは、総請負会社が労災障害保険費用を負担する。労災障害保険の期限は建設工事の着工日から竣工検収合格までです。

第五章 監督管理

第三十九条 国務院の安全生産監督管理責任を持っている部門は《中華人民共和国安全生産法》の規定に基づいて、全国の建設工事の安全生産作業に対して総合的な監督管理を実施する。

県クラス以上の地方人民政府の安全生産監督管理責任を持っている部門は《中華人民共和国安全生産法》の規定に基づいて、本行政エリア内の建設工事の安全生産作業に対して総合的な監督管理を実施する。

第四十条 国務院建設行政主管部門は全国の建設工事安全生産の実施監督管理を行う。国務院・交通・水利など関係部門は国務院で規定された職責区分に基づいて、関係專業の建設工事安全生産監督管理の責任を負う。

県クラス以上の地方人民政府の建設行政主管部門は本行政エリア内の建設

工事安全生産の実施監督管理を行う。県クラス以上の地方人民政府の交通・水利など関係部門の各人は、職責範囲内で本行政エリア内の專業建設工事安全生産の監督管理責任を負う。

第四十一条 建設行政主管部門と関係部門は本条例の第十条と第十一条に規定された関係資料の主な内容を同級の安全生産監督部門へ転送する。

第四十二条 建設行政主管部門が施工許可証を審査し発行する時、建設工事の安全施工措置があるかどうかの審査を行うべき。安全施工措置がない場合、施工許可証を発行してはならない。
建設行政主管部門或は其の他の関係部門は安全施工措置があるかどうかの審査を行う時、費用を徴収してはならない。

第四十三条 県クラス以上の人民政府は、建設工事安全生産監督管理の責任部門が各自の職責範囲内で安全監督検査の職責を履行するとき、下記の措置をとる権利がある：

- (一) 検査を受ける会社に対し、関係建設工事の安全生産に関する文件と資料の提出要求をする；
- (二) 検査を受ける会社の工事現場に立入検査をする；
- (三) 工事中、安全生産の要求行為に違反していることを是正する；
- (四) 検査中に発見した安全事故の危険性あるものに対して、即時排除令を出す。重大安全事故の危険性あるものを排除する前或は排除中に安全の保証が出来ない場合、危険エリアから作業者を撤退させる、或は工事臨時停止令を出す。

第四十四条 建設行政主管部門或は其の他の関係部門は工事現場の監督検査の実施作業を建設工事安全監督機関に委託することが出来る。

第四十五条 国家は工事安全に重大な危険を及ぼすプロセス、設備、材料に対して、淘汰制度を実行する。この具体的な内容は國務院建設行政主管部門と國務院の其の他の関係部門が制定し公布する。

第四十六条 県クラス以上の人民政府の建設行政主管部門と其の他の関係部門は建設工事中安全生産安全事故及び安全事故の危険性の告発、告訴を速やかに受理する。

第六章 生産安全事故の緊急対応と調査処理

第四十七条 県クラス以上の地方人民政府の建設行政主管部門は同級クラス人民政府の要求に基づいて、本行政エリア内の建設工事特大生産安全事故の緊急対応プランを制定する。

第四十八条 工事会社は本会社の生産安全事故の緊急対応プランを制定し、緊急対応の組織を設立し、或は緊急対応者と必要な緊急対応器材・設備を配備して、定期的に演習を行う。

第四十九条 工事会社は建設工事の特徴、範囲によって、工事現場に重大事故が発生しやすい場所、ポイントに対して監視とコントロールを行う。工事現場の生産安全事故の緊急対応プランを制定する事。総請負形のプロジェクトは、総請負会社が建設工事生産安全事故の緊急対応プランを統一編成する。工事総請負会社と下請会社は緊急対応プランに基づいて、各自の緊急対応組織或は緊急対応者と救援器材、設備を配備して定期的に演習を行う。

第五十条 工事会社が生産安全事故を起こした場合、国家の関係死傷事故報告と調査処理の規定に基づき、速やかかつ正直に安全生産監督管理の部門、建設行政主管或は其の他の関係部門へ報告をする。特種設備の事故が発生した場合、特種設備安全監督管理部門へ同時に報告をするべき。報告を受領した部門は国家の関係規定に従い正直に上層部へ報告をする。
総請負形の建設プロジェクトは、総請負会社が事故の報告責任を持つ。

第五十一条 生産安全事故を起こしたら、工事会社は事故の拡大防止措置を取って、現場を保護する事。現場の物を移動する必要がある場合、印と書面記録を残して、関係物証を保管すること。

第五十二条 建設工事の生産安全事故の調査、事故の責任会社と責任者に対する処罰と処理は、関係法律・法規の規定に従う。

第七章 法律責任

第五十三条 本条例の規定に違反して、県クラス以上の人民政府建設行政主管部門或は其の他の関係行政管理部門の担当者下記の下記の行為の一つがあれば、格下げ或は免職の行政処分をする。犯罪になった場合、刑法の関係規定に基づき刑事責任を追及する：

- (一) 安全生産の条件が揃ってない工事会社に資質証を与える；
- (二) 安全施工措置がない建設プロジェクトに施工許可証を与える；
- (三) 違法行為を発見しても処置をしない；
- (四) 監督管理責任において法律に従わない

第五十四条 本条例の規定に違反して、投資会社（施主）が建設工事安全生産作業の環境及び安全施工措置に必要な費用を提供しない場合、期限内の是正を命令する。期限内に是正をしなかった場合、この建設プロジェクトの工事停止を命令する。
投資会社は安全施工を保証する措置或は解体工事の関係資料を関係部門に届け出なかった場合、期限内の是正命令を出して警告を与える。

第五十五条 本条例の規定に違反して、投資会社に下記の行為の一つがあれば、期限内の是正を命令し、20 万元以上 50 万元以下の罰金を課す。重大安全事故を起こして犯罪になった場合、直接の責任者に対して、刑法の関係規定に従う刑事責任を追及する。損失を及ぼした場合、法律に従った賠償責任を負う。

- (一) 探察、設計、施工、工事監理などの会社に安全生産の法律・法規と強制的な標準規定の要求に合致していない要求を提出する；
- (二) 工事会社に契約した工期の圧縮を要求する；
- (三) 解体工事を相応資質を持たない工事会社に発注する。

第五十六条 本条例の規定に違反して、探察会社と設計会社に下記の行為の一つがあれば、期限内の是正を命令し、かつ、10 万元以上 30 万元以下の罰金を課す。情況が重大であれば、営業停止整理を命令し、資質等級を下げる、資質証書を取り上げる。重大安全事故を起こして犯罪になった場合、直接の責任者に対して、刑法の関係規定に従った刑事責任を追及する。損失を及ぼした場合、法律に従った賠償責任を負う。

- (一) 法律・法規と工事建設の強制的な標準に従わないで行った探察、設計；
- (二) 新構造、新材料、新プロセスを採用した建設プロジェクトと特別構造の建設工事に対し、設計会社が設計資料に施工作業者の安全保証措置及び生産安全事故の予防措置を示した建議を提出しなかった。

第五十七条 本条例の規定に違反して、工事監理会社に下記の行為の一つがあれば、期限内の是正を命令し、かつ、10 万元以上 30 万元以下の罰金を課す。情況は重大であれば、営業停止整理を命令する、資質等級を下げる、資質証書を取り

上げる。重大安全事故を起こして犯罪になった場合、直接の責任者に対して、刑法の関係規定に従った刑事責任を追及する。損失を及ぼした場合、法律に従った賠償責任を負う。

- (一) 施工組織設計中の安全技術措置或は個別施工方案の審査を行わない；
- (二) 安全事故になりそうな事を発見しても、速やかに工事会社に是正或は工事臨時停止要求を出さなかった；
- (三) 工事会社が是正拒否或は工事を停止しなかった時、速やかに関係主管部門へ報告しない；
- (四) 法律・法規と工程建設の強制的な標準に従わないで監理を実施した。

第五十八条 登録された専門家が法律・法規と工程建設の強制的な標準に従わない場合、三ヶ月以上一年以下の業務停止命令を出す。状況は重大であれば、専門の資格証書を取り上げる、五年以内の再登録禁止。重大安全事故に至った場合、終身で再登録を禁止する。犯罪になった場合、刑法の関係規定に従った刑事責任を追及する。

第五十九条 本条例に違反し、建設工事に機械設備と部品を提供する会社が、安全施工の要求に従わないで保護装置、安全施設と装置を配備する場合、期限内の是正を命令し、かつ、契約金額の一倍以上三倍以下の罰金を課することができる。損失が出た場合、法律に基づいた賠償責任を負う。

第六十条 本条例に違反して、リース会社が安全性能検査を受けてない或は検査不合格の機械設備と建機及び部品を貸し出した場合、営業停止整理を命令し、かつ、5万元以上10万元以下の罰金を課す。損失が出た場合、法律に基づいた賠償責任を負う。

第六十一条 本条例に違反し、クレーン、一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造施設の据付・解体会社に下記の行為の一つがあれば、期限内の是正を命令し、5万元以上10万元以下の罰金を課する。状況は嚴重であれば、営業停止整頓を令する、資質等級を下げる、資質証書を取り上げるまで。損失を及ぼした場合、法律に従う賠償責任を負う。

- (一) 組立・解体方案を作成せず安全施工措置を制定していない；
- (二) 現場監督の専門技術者がいない；
- (三) 自社検査合格証を出せない或は偽証明を出す；
- (四) 工事会社に安全使用説明をして引渡しを行わない。

クレーン、一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造施設の据付・解体会社が上記規定の第(一)項・第(三)項の工事を行った場合、事故の危険性に対して関係部門或は会社社員により指摘されても措置を取らず重大死傷事故及び其の他の重大結果を及ぼして犯罪行為になった直接責任者は、刑法の関係規定に基づいて刑事責任を追及する。

第六十二条 本条例の規定に違反し、工事会社に下記の行為の一つがあれば、期限内の是正を命令する。期限内に是正をしない場合、営業停止整理を命令し、《中華人民共和国安全生産法》の関係規定に基づいて罰金を課す。重大安全事故に至り、犯罪になった場合、直接の責任者に対して刑法の関係規定に基づいて刑事責任を追及する：

- (一) 安全生産の管理機関を設置しない、安全生産の管理者或は分割個別工事に専任の安全生産監督者を配備しない；
- (二) 工事会社の主たる責任者、プロジェクト責任者、専任の安全生産管理者、作業員、或は特種作業員が、安全教育のトレーニングを受けず或はテストに不合格でも関係業務を担当している；
- (三) 工事現場の危険場所に安全警告看板を設置しない、或は工事現場に消防通路の設置、消防水源の確保、消防施設と消火器材の配備に関する国家関係規定に従わない；
- (四) 作業員に安全保護用具と安全保護衣服を提供しない；
- (五) クレーン、一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造施設の検査合格後の届出規定に従わない；
- (六) 国家が命令禁止した施工安全に危険を与えるプロセス、設備、材料を使用する。

第六十三条 本条例の規定に違反し、工事会社が安全生産作業の環境及び安全施工措置に必要な工事予算に組入れられた費用を其の他の項目に使う場合、期限内の是正を命令し、かつ、使われた費用の 20%以上 50%以下の罰金を課す。損失を及ぼした場合、法律に基づき賠償の責任を負う。

第六十四条 本条例の規定に違反し、工事会社に下記の行為の一つがあれば、期限内の是正を命令する。期限内に是正しない場合、5 万元以上 10 万元以下の罰金を課す；重大安全事故に至り犯罪になった場合、直接の責任者に刑法の関係規定に従った刑事責任を追及する：

- (一) 工事前に関係安全施工の技術要求の詳細説明を行わない；
- (二) 工事の各段階と周囲環境及び季節・気候の変化に応じて、工事現場

に相応の安全施工措置を取らない。或は、都市中心部の建設工事現場で密閉フェンスを設けずに作業する；

- (三) 竣工してない建築物内に作業者の寮を設置する；
- (四) 工事現場の仮設が安全使用要求に合致していない；
- (五) 工事による損害を与えそうな隣接している建築物・構造物と地下配管配線に専門の保護措置を取らない。

工事会社は、上記の第(四)項・第(五)項の行為があり損失を及ぼした場合、法律に従った賠償責任を負う。

第六十五条 本条例の規定に違反し、工事会社に下記の行為の一つがあれば、期限内の是正を命令する。期限内に是正しない場合、営業停止整理命令を出し、かつ、10万元以上30万円以上の罰金を課す。状況は重大であれば、資質等級を格下げ、資質証書を取り上げる。重大安全事故を起こして犯罪になった場合、直接責任者に対して刑法の関係規定に従った刑事責任を追究する。損失を及ぼした場合、法律に従った賠償の責任を負う。

- (一) 安全保護用具、機械設備、建機及び部品を現場搬入する時、検査をせず或は検査不合格のまま使用する；
- (二) クレーン、一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造施設を検査せず、或は検査不合格のまま使用する；
- (三) 相応資質を持たない会社に工事現場のクレーン、一体になって持上げる足場・かたわくなど自動リフト式フレーム構造施設の据付と解体工事を委託する；
- (四) 施工組織設計資料に安全技術措置、施工現場臨時電気方案、或は個別施工方案を組入れて作成しない。

第六十六条 本条例の規定に違反し、工事会社の主たる責任者、プロジェクト責任者が安全生産の管理職責を履行しない場合、期限内の是正を命令する。期限内に是正しない場合、工事会社に工事停止整理を命令する。重大安全事故、重大死傷事故、或は其の他の重大結果を起こし犯罪になった場合、刑法の関係規定に従った刑事責任を追究する。

作業者が管理に従わず、プロジェクト責任者に前項の違法行為があっても刑事処罰にまで至らない場合は、2万元以上20万元以下の罰金或は管理権限によって免職になる。刑罰実行完了或は処分日から五年以内は、工事会社の主たる責任者、プロジェクト責任者は全ての業務を担当することが出来ない。

第六十七条 工事会社が資質証書を取得後に安全生産条件を下げた場合、期限内の是正を

命令する。その資質等級に相応の安全生産条件を満足しない場合、営業停止整理を命令する、その資質等級を格下げする、資質証書を取り上げる。

第六十八条 本条例に規定された行政処罰は、建設行政主管部門或は其の他の関係部門が法令に定められた職権に基づいて決定する。
消防安全管理の規定に違反した場合、公安消防機関が法律に基づいて処罰する。
関係法律・行政法規の定める建設工程の安全生産違法行為に対する行政処罰に対して、其の他の規定があれば、それに従う。

第八章 附則

第六十九条 救済など応急修理と農民自身の平屋住宅の安全生産管理には、本条例を適用しない。

第七十条 軍事建設工事の安全生産管理は、中央軍事委員会の関係規定に従う。

第七十一条 本条例は 2004 年 2 月 1 日から施行する。

建设工程安全生产管理条例

中华人民共和国国务院令

第 393 号

《建设工程安全生产管理条例》已经 2003 年 11 月 12 日国务院第 28 次常务会议通过，现予公布，自 2004 年 2 月 1 日起施行。

总理 温家宝

二〇〇三年十一月二十四日

建设工程安全生产管理条例

第一章 总则

第一条 为了加强建设工程安全生产监督管理，保障人民群众生命和财产安全，根据《中华人民共和国建筑法》、《中华人民共和国安全生产法》，制定本条例。

第二条 在中华人民共和国境内从事建设工程的新建、扩建、改建和拆除等有关活动及实施对建设工程安全生产的监督管理，必须遵守本条例。

本条例所称建设工程，是指土木工程、建筑工程、线路管道和设备安装工程及装修工程。

第三条 建设工程安全生产管理，坚持安全第一、预防为主的方针。

第四条 建设单位、勘察单位、设计单位、施工单位、工程监理单位及其他与建设工程安全生产有关的单位，必须遵守安全生产法律、法规的规定，保证建设工程安全生产，依法承担建设工程安全生产责任。

第五条 国家鼓励建设工程安全生产的科学研究和先进技术的推广应用，推进建设工程安全生产的科学管理。

第二章 建设单位的安全责任

第六条 建设单位应当向施工单位提供施工现场及毗邻区域内供水、排水、供电、供气、供热、通信、广播电视等地下管线资料，气象和水文观测资料，相邻建筑物和构筑物、地下工程的有关资料，并保证资料的真实、准确、完整。

建设单位因建设工程需要，向有关部门或者单位查询前款规定的资料时，有关部门或者单位应当及时提供。

第七条 建设单位不得对勘察、设计、施工、工程监理等单位提出不符合建设工程安全生产法律、法规和强制性标准规定的要求，不得压缩合同约定的工期。

第八条 建设单位在编制工程概算时，应当确定建设工程安全作业环境及安全施工措施所需费用。

第九条 建设单位不得明示或者暗示施工单位购买、租赁、使用不符合安全施工要求的安全防护用具、机械设备、施工机具及配件、消防设施和器材。

第十条 建设单位在申请领取施工许可证时，应当提供建设工程有关安全施工措施的资料。

依法批准开工报告的建设工程，建设单位应当自开工报告批准之日起 15 日内，将保证安全施工的措施报送建设工程所在地的县级以上地方人民政府建设行政主管部门或者其他有关部门备案。

第十一条 建设单位应当将拆除工程发包给具有相应资质等级的施工单位。

建设单位应当在拆除工程施工 15 日前，将下列资料报送建设工程所在地的县级以上地方人民政府建设行政主管部门或者其他有关部门备案：

- (一) 施工单位资质等级证明；
- (二) 拟拆除建筑物、构筑物及可能危及毗邻建筑的说明；
- (三) 拆除施工组织方案；
- (四) 堆放、清除废弃物的措施。

实施爆破作业的，应当遵守国家有关民用爆炸物品管理的规定。

第三章 勘察、设计、工程监理及其他有关单位的安全责任

第十二条 勘察单位应当按照法律、法规和工程建设强制性标准进行勘察，提供的勘察文件应当真实、准确，满足建设工程安全生产的需要。

勘察单位在勘察作业时，应当严格执行操作规程，采取措施保证各类管线、设施和周边建筑物、构筑物的安全。

第十三条 设计单位应当按照法律、法规和工程建设强制性标准进行设计，防止因设计不合理导致生产安全事故的发生。

设计单位应当考虑施工安全操作和防护的需要，对涉及施工安全的重点部位和环节在设计文件中注明，并对防范生产安全事故提出指导意见。

采用新结构、新材料、新工艺的建设工程和特殊结构的建设工程，设计单位应当在设计中提出保障施工作业人员安全和预防生产安全事故的措施建议。

设计单位和注册建筑师等注册执业人员应当对其设计负责。

第十四条 工程监理单位应当审查施工组织设计中的安全技术措施或者专项施工方案是否符合工程建设强制性标准。

工程监理单位在实施监理过程中，发现存在安全事故隐患的，应当要求施工单位整改；情况严重的，应当要求施工单位暂时停止施工，并及时报告建设单位。施工单位拒不整改或者不停止施工的，工程监理单位应当及时向有关主管部门报告。

工程监理单位和监理工程师应当按照法律、法规和工程建设强制性标准实施监理，并对建设工程安全生产承担监理责任。

第十五条 为建设工程提供机械设备和配件的单位，应当按照安全施工的要求配备齐全有效的保险、限位等安全设施和装置。

第十六条 出租的机械设备和施工机具及配件，应当具有生产(制造)许可证、产品合格证。

出租单位应当对出租的机械设备和施工机具及配件的安全性能进行检测，在签订租赁协议时，应当出具检测合格证明。

禁止出租检测不合格的机械设备和施工机具及配件。

第十七条 在施工现场安装、拆卸施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施，必须由具有相应资质的单位承担。

安装、拆卸施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施，应当编制拆装方案、制定安全施工措施，并由专业技术人员现场监督。

施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施安装完毕后，安装单位应当自检，出具自检合格证明，并向施工单位进行安全使用说明，办理验收手续并签字。

第十八条 施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施的使用达到国家规定的检验检测期限的，必须经具有专业资质的检验检测机构检测。经检测不合格的，不得继续使用。

第十九条 检验检测机构对检测合格的施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施，应当出具安全合格证明文件，并对检测结果负责。

第四章 施工单位的安全责任

第二十条 施工单位从事建设工程的新建、扩建、改建和拆除等活动，应当具备国家规定的注册资本、专业技术人员、技术装备和安全生产等条件，依法取得相应等级的资质证书，并在其资质等级许可的范围内承揽工程。

第二十一条 施工单位主要负责人依法对本单位的安全生产工作全面负责。施工单位应当建立健全安全生产责任制度和安全生产教育培训制度，制定安全生产规章制度和操作规程，保证本单位安全生产条件所需资金的投入，对所承担的建设工程进行定期和专项安全检查，并做好安全检查记录。

施工单位的项目负责人应当由取得相应执业资格的人员担任，对建设工程项目的安全施工负责，落实安全生产责任制度、安全生产规章制度和操作规程，确保安全生产费用的有效使用，并根据工程的特点组织制定安全施工措施，消除安全事故隐患，及时、如实报告生产安全事故。

第二十二条 施工单位对列入建设工程概算的安全作业环境及安全施工措施所需费用，应当用于施工安全防护用具及设施的采购和更新、安全施工措施的落实、安全生产条件的改善，不得挪作他用。

第二十三条 施工单位应当设立安全生产管理机构，配备专职安全生产管理人员。

专职安全生产管理人员负责对安全生产进行现场监督检查。发现安全事故隐患，应当及时向项目负责人和安全生产管理机构报告；对违章指挥、违章操作的，应当立即制止。

专职安全生产管理人员的配备办法由国务院建设行政主管部门会同国务院其他有关部门制定。

第二十四条 建设工程实行施工总承包的，由总承包单位对施工现场的安全生产负总责。

总承包单位应当自行完成建设工程主体结构的施工。

总承包单位依法将建设工程分包给其他单位的，分包合同中应当明确各自的安全生产方面的权利、义务。总承包单位和分包单位对分包工程的安全生产承担连带责任。

分包单位应当服从总承包单位的安全生产管理，分包单位不服管理导致生产安全事故的，由分包单位承担主要责任。

第二十五条 垂直运输机械作业人员、安装拆卸工、爆破作业人员、起重信号工、登高架设作业人员等特种作业人员，必须按照国家有关规定经过专门的安全作业培训，并取得特种作业操作资格证书后，方可上岗作业。

第二十六条 施工单位应当在施工组织设计中编制安全技术措施和施工现场临时用电方案，对下列达到一定规模的危险性较大的分部分项工程编制专项施工方案，并附具安全验算结果，经施工单位技术负责人、总监理工程师签字后实施，由专职安全生产管理人员进行现场监督：

(一)基坑支护与降水工程；

(二)土方开挖工程；

(三)模板工程；

(四)起重吊装工程；

(五)脚手架工程；

(六)拆除、爆破工程；

(七)国务院建设行政主管部门或者其他有关部门规定的其他危险性较大的工程。

对前款所列工程中涉及深基坑、地下暗挖工程、高大模板工程的专项施工方案，施工单位还应当组织专家进行论证、审查。

本条第一款规定的达到一定规模的危险性较大工程的标准，由国务院建设行政主管部门会同国务院其他有关部门制定。

第二十七条 建设工程施工前，施工单位负责项目管理的技术人员应当对有关安全施工的技术要求向施工作业班组、作业人员作出详细说明，并由双方签字确认。

第二十八条 施工单位应当在施工现场入口处、施工起重机械、临时用电设施、脚手架、出入通道口、楼梯口、电梯井口、孔洞口、桥梁口、隧道口、基坑边沿、爆破物及有害危险气体和液体存放处等危险部位，设置明显的安全警示标志。安全警示标志必须符合国家标准。

施工单位应当根据不同施工阶段和周围环境及季节、气候的变化，在施工现场采取相应的安全施工措施。施工现场暂时停止施工的，施工单位应当做好现场防护，所需费用由责任方承担，或者按照合同约定执行。

第二十九条 施工单位应当将施工现场的办公、生活区与作业区分开设置，并保持安全距离；办公、生活区的选址应当符合安全性要求。职工的膳食、饮水、休息场所等应当符合卫生标准。施工单位不得在尚未竣工的建筑物内设置员工集体宿舍。

施工现场临时搭建的建筑物应当符合安全使用要求。施工现场使用的装配式活动房屋应当具有产品合格证。

第三十条 施工单位对因建设工程施工可能造成损害的毗邻建筑物、构筑物和地下管线等，应当采取专项防护措施。

施工单位应当遵守有关环境保护法律、法规的规定，在施工现场采取措施，防止或者减少粉尘、废气、废水、固体废物、噪声、振动和施工照明对人和环境的危害和污染。

在城市市区内的建设工程，施工单位应当对施工现场实行封闭围挡。

第三十一条 施工单位应当在施工现场建立消防安全责任制度，确定消防安全责任人，制定用火、用电、使用易燃易爆材料等各项消防安全管理制度和操作规程，设置消防通道、消防水源，配备消防设施和灭火器材，并在施工现场入口处设置明显标志。

第三十二条 施工单位应当向作业人员提供安全防护用具和安全防护服装，并书面告知危险岗位的操作规程和违章操作的危害。

作业人员有权对施工现场的作业条件、作业程序和作业方式中存在的安全问题提出批评、检举和控告，有权拒绝违章指挥和强令冒险作业。

在施工中发生危及人身安全的紧急情况时，作业人员有权立即停止作业或者在采取必要的应急措施后撤离危险区域。

第三十三条 作业人员应当遵守安全施工的强制性标准、规章制度和操作规程，正确使用安全防护用具、机械设备等。

第三十四条 施工单位采购、租赁的安全防护用具、机械设备、施工机具及配件，应当具有生产（制造）许可证、产品合格证，并在进入施工现场前进行查验。

施工现场的安全防护用具、机械设备、施工机具及配件必须由专人管理，定期进行检查、维修和保养，建立相应的资料档案，并按照国家有关规定及时报废。

第三十五条 施工单位在使用施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施前，应当组织有关单位进行验收，也可以委托具有相应资质的检验检测机构进行验收；使用承租的机械设备和施工机具及配件的，由施工总承包单位、分包单位、出租单位和安装单位共同进行验收。验收合格的方可使用。

《特种设备安全监察条例》规定的施工起重机械，在验收前应当经有相应资质的检验检测机构监督检验合格。

施工单位应当自施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施验收合格之日起30日内，向建设行政主管部门或者其他有关部门登记。登记标志应当置于或者附着于该设备的显著位置。

第三十六条 施工单位的主要负责人、项目负责人、专职安全生产管理人员应当经建设行政主管部门或者其他有关部门考核合格后方可任职。

施工单位应当对管理人员和作业人员每年至少进行一次安全生产教育培训，其教育培训情况记入个人工作档案。安全生产教育培训考核不合格的人员，不得上岗。

第三十七条 作业人员进入新的岗位或者新的施工现场前，应当接受安全生产教育培训。未经教育培训或者教育培训考核不合格的人员，不得上岗作业。

施工单位在采用新技术、新工艺、新设备、新材料时，应当对作业人员进行相应的安全生产教育培训。

第三十八条 施工单位应当为施工现场从事危险作业的人员办理意外伤害保险。

意外伤害保险费由施工单位支付。实行施工总承包的，由总承包单位支付意外伤害保险费。意外伤害保险期限自建设工程开工之日起至竣工验收合格止。

第五章 监督管理

第三十九条 国务院负责安全生产监督管理的部门依照《中华人民共和国安全生产法》的规定，对全国建设工程安全生产工作实施综合监督管理。

县级以上地方人民政府负责安全生产监督管理的部门依照《中华人民共和国安全生产法》的规定，对本行政区域内建设工程安全生产工作实施综合监督管理。

第四十条 国务院建设行政主管部门对全国的建设工程安全生产实施监督管理。国务院铁路、交通、水利等有关部门按照国务院规定的职责分工，负责有关专业建设工程安全生产的监督管理。

县级以上地方人民政府建设行政主管部门对本行政区域内的建设工程安全生产实施监督管理。县级以上地方人民政府交通、水利等有关部门在各自的职责范围内，负责本行政区域内的专业建设工程安全生产的监督管理。

第四十一条 建设行政主管部门和其他有关部门应当将本条例第十条、第十一条规定的有关资料的主要内容抄送同级负责安全生产监督管理的部门。

第四十二条 建设行政主管部门在审核发放施工许可证时，应当对建设工程是否有安全施工措施进行审查，对没有安全施工措施的，不得颁发施工许可证。

建设行政主管部门或者其他有关部门对建设工程是否有安全施工措施进行审查时，不得收取费用。

第四十三条 县级以上人民政府负有建设工程安全生产监督管理职责的部门在各自的职责范围内履行安全监督检查职责时，有权采取下列措施：

- (一)要求被检查单位提供有关建设工程安全生产的文件和资料；
- (二)进入被检查单位施工现场进行检查；
- (三)纠正施工中违反安全生产要求的行为；
- (四)对检查中发现的安全事故隐患，责令立即排除；重大安全事故隐患排除前或者排除过

程中无法保证安全的，责令从危险区域内撤出作业人员或者暂时停止施工。

第四十四条 建设行政主管部门或者其他有关部门可以将施工现场的监督检查委托给建设工程安全监督机构具体实施。

第四十五条 国家对严重危及施工安全的工艺、设备、材料实行淘汰制度。具体目录由国务院建设行政主管部门会同国务院其他有关部门制定并公布。

第四十六条 县级以上人民政府建设行政主管部门和其他有关部门应当及时受理对建设工程生产安全事故及安全事故隐患的检举、控告和投诉。

第六章 生产安全事故的应急救援和调查处理

第四十七条 县级以上地方人民政府建设行政主管部门应当根据本级人民政府的要求，制定本行政区域内建设工程特大生产安全事故应急救援预案。

第四十八条 施工单位应当制定本单位生产安全事故应急救援预案，建立应急救援组织或者配备应急救援人员，配备必要的应急救援器材、设备，并定期组织演练。

第四十九条 施工单位应当根据建设工程施工的特点、范围，对施工现场易发生重大事故的部位、环节进行监控，制定施工现场生产安全事故应急救援预案。实行施工总承包的，由总承包单位统一组织编制建设工程生产安全事故应急救援预案，工程总承包单位和分包单位按照应急救援预案，各自建立应急救援组织或者配备应急救援人员，配备救援器材、设备，并定期组织演练。

第五十条 施工单位发生生产安全事故，应当按照国家有关伤亡事故报告和调查处理的规定，及时、如实地向负责安全生产监督管理的部门、建设行政主管部门或者其他有关部门报告；特种设备发生事故的，还应当同时向特种设备安全监督管理部门报告。接到报告的部门应当按照国家有关规定，如实上报。

实行施工总承包的建设工程，由总承包单位负责上报事故。

第五十一条 发生生产安全事故后，施工单位应当采取措施防止事故扩大，保护事故现场。需要移动现场物品时，应当做出标记和书面记录，妥善保管有关证物。

第五十二条 建设工程生产安全事故的调查、对事故责任单位和责任人的处罚与处理，按照有关法律、法规的规定执行。

第七章 法律责任

第五十三条 违反本条例的规定，县级以上人民政府建设行政主管部门或者其他有关行政管理部门的工作人员，有下列行为之一的，给予降级或者撤职的行政处分；构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任：

- (一)对不具备安全生产条件的施工单位颁发资质证书的；
- (二)对没有安全施工措施的建设工程颁发施工许可证的；
- (三)发现违法行为不予查处的；
- (四)不依法履行监督管理职责的其他行为。

第五十四条 违反本条例的规定，建设单位未提供建设工程安全生产作业环境及安全施工措施所需费用的，责令限期改正；逾期未改正的，责令该建设工程停止施工。

建设单位未将保证安全施工的措施或者拆除工程的有关资料报送有关部门备案的，责令限期改正，给予警告。

第五十五条 违反本条例的规定，建设单位有下列行为之一的，责令限期改正，处 20 万元以上 50 万元以下的罚款；造成重大安全事故，构成犯罪的，对直接责任人员，依照刑法有关规定追究刑事责任；造成损失的，依法承担赔偿责任：

- (一)对勘察、设计、施工、工程监理等单位提出不符合安全生产法律、法规和强制性标准规定的要求的；
- (二)要求施工单位压缩合同约定的工期的；
- (三)将拆除工程发包给不具有相应资质等级的施工单位的。

第五十六条 违反本条例的规定，勘察单位、设计单位有下列行为之一的，责令限期改正，处 10 万元以上 30 万元以下的罚款；情节严重的，责令停业整顿，降低资质等级，直至吊销资质证书；造成重大安全事故，构成犯罪的，对直接责任人员，依照刑法有关规定追究刑事责任；造成损失的，依法承担赔偿责任：

- (一)未按照法律、法规和工程建设强制性标准进行勘察、设计的；
- (二)采用新结构、新材料、新工艺的建设工程和特殊结构的建设工程，设计单位未在设计

中提出保障施工作业人员安全和预防生产安全事故的措施建议的。

第五十七条 违反本条例的规定，工程监理单位有下列行为之一的，责令限期改正；逾期未改正的，责令停业整顿，并处10万元以上30万元以下的罚款；情节严重的，降低资质等级，直至吊销资质证书；造成重大安全事故，构成犯罪的，对直接责任人员，依照刑法有关规定追究刑事责任；造成损失的，依法承担赔偿责任：

- (一)未对施工组织设计中的安全技术措施或者专项施工方案进行审查的；
- (二)发现安全事故隐患未及时要求施工单位整改或者暂时停止施工的；
- (三)施工单位拒不整改或者不停止施工，未及时向有关主管部门报告的；
- (四)未依照法律、法规和工程建设强制性标准实施监理的。

第五十八条 注册执业人员未执行法律、法规和工程建设强制性标准的，责令停止执业3个月以上1年以下；情节严重的，吊销执业资格证书，5年内不予注册；造成重大安全事故的，终身不予注册；构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任。

第五十九条 违反本条例的规定，为建设工程提供机械设备和配件的单位，未按照安全施工的要求配备齐全有效的保险、限位等安全设施和装置的，责令限期改正，处合同价款1倍以上3倍以下的罚款；造成损失的，依法承担赔偿责任。

第六十条 违反本条例的规定，出租单位出租未经安全性能检测或者经检测不合格的机械设备和施工机具及配件的，责令停业整顿，并处5万元以上10万元以下的罚款；造成损失的，依法承担赔偿责任。

第六十一条 违反本条例的规定，施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施安装、拆卸单位有下列行为之一的，责令限期改正，处5万元以上10万元以下的罚款；情节严重的，责令停业整顿，降低资质等级，直至吊销资质证书；造成损失的，依法承担赔偿责任：

- (一)未编制拆装方案、制定安全施工措施的；
- (二)未由专业技术人员现场监督的；
- (三)未出具自检合格证明或者出具虚假证明的；
- (四)未向施工单位进行安全使用说明，办理移交手续的。

施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施安装、拆卸单位有前款规定的第(一)项、第(三)项行为,经有关部门或者单位职工提出后,对事故隐患仍不采取措施,因而发生重大伤亡事故或者造成其他严重后果,构成犯罪的,对直接责任人员,依照刑法有关规定追究刑事责任。

第六十二条 违反本条例的规定,施工单位有下列行为之一的,责令限期改正;逾期未改正的,责令停业整顿,依照《中华人民共和国安全生产法》的有关规定处以罚款;造成重大安全事故,构成犯罪的,对直接责任人员,依照刑法有关规定追究刑事责任:

(一)未设立安全生产管理机构、配备专职安全生产管理人员或者分部分项工程施工时无专职安全生产管理人员现场监督的;

(二)施工单位的主要负责人、项目负责人、专职安全生产管理人员、作业人员或者特种作业人员,未经安全教育培训或者经考核不合格即从事相关工作的;

(三)未在施工现场的危险部位设置明显的安全警示标志,或者未按照国家有关规定在施工现场设置消防通道、消防水源、配备消防设施和灭火器材的;

(四)未向作业人员提供安全防护用具和安全防护服装的;

(五)未按照规定在施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设设施验收合格后登记的;

(六)使用国家明令淘汰、禁止使用的危及施工安全的工艺、设备、材料的。

第六十三条 违反本条例的规定,施工单位挪用列入建设工程概算的安全生产作业环境及安全施工措施所需费用的,责令限期改正,处挪用费用20%以上50%以下的罚款;造成损失的,依法承担赔偿责任。

第六十四条 违反本条例的规定,施工单位有下列行为之一的,责令限期改正;逾期未改正的,责令停业整顿,并处5万元以上10万元以下的罚款;造成重大安全事故,构成犯罪的,对直接责任人员,依照刑法有关规定追究刑事责任:

(一)施工前未对有关安全施工的技术要求作出详细说明的;

(二)未根据不同施工阶段和周围环境及季节、气候的变化,在施工现场采取相应的安全施工措施,或者在城市市区内的建设工程的施工现场未实行封闭围挡的;

(三)在尚未竣工的建筑物内设置员工集体宿舍的；

(四)施工现场临时搭建的建筑物不符合安全使用要求的；

(五)未对因建设工程施工可能造成损害的毗邻建筑物、构筑物和地下管线等采取专项防护措施的。

施工单位有前款规定第(四)项、第(五)项行为，造成损失的，依法承担赔偿责任。

第六十五条 违反本条例的规定，施工单位有下列行为之一的，责令限期改正；逾期未改正的，责令停业整顿，并处10万元以上30万元以下的罚款；情节严重的，降低资质等级，直至吊销资质证书；造成重大安全事故，构成犯罪的，对直接责任人员，依照刑法有关规定追究刑事责任；造成损失的，依法承担赔偿责任：

(一)安全防护用具、机械设备、施工机具及配件在进入施工现场前未经查验或者查验不合格即投入使用的；

(二)使用未经验收或者验收不合格的施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设施的；

(三)委托不具有相应资质的单位承担施工现场安装、拆卸施工起重机械和整体提升脚手架、模板等自升式架设施的；

(四)在施工组织设计中未编制安全技术措施、施工现场临时用电方案或者专项施工方案的。

第六十六条 违反本条例的规定，施工单位的主要负责人、项目负责人未履行安全生产管理职责的，责令限期改正；逾期未改正的，责令施工单位停业整顿；造成重大安全事故、重大伤亡事故或者其他严重后果，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任。

作业人员不服管理、违反规章制度和操作规程冒险作业造成重大伤亡事故或者其他严重后果，构成犯罪的，依照刑法有关规定追究刑事责任。

施工单位的主要负责人、项目负责人有前款违法行为，尚不够刑事处罚的，处2万元以上20万元以下的罚款或者按照管理权限给予撤职处分；自刑罚执行完毕或者受处分之日起，5年内不得担任任何施工单位的主要负责人、项目负责人。

第六十七条 施工单位取得资质证书后，降低安全生产条件的，责令限期改正；经整改仍

未达到与其资质等级相适应的安全生产条件的，责令停业整顿，降低其资质等级直至吊销资质证书。

第六十八条 本条例规定的行政处罚，由建设行政主管部门或者其他有关部门依照法定职权决定。

违反消防安全管理规定的行为，由公安消防机构依法处罚。

有关法律、行政法规对建设工程安全生产违法行为的行政处罚决定机关另有规定的，从其规定。

第八章 附则

第六十九条 抢险救灾和农民自建低层住宅的安全生产管理，不适用本条例。

第七十条 军事建设工程的安全生产管理，按照中央军事委员会的有关规定执行。

第七十一条 本条例自 2004 年 2 月 1 日起施行。

(1995年5月24日、翻訳:孟令樺)

建設工事重大事故報告と調査手順に関する規定

(1989年9月30日建設部第3号令発)

第1章 総則

第1条 建設工事重大事故の即時報告と順調調査を確保し、国家財産と人民の生命安全を保障するために、本規定を制定するものとする。

第2条 本規定において、重大事故とは工事中に、過失による工事倒壊または重大欠陥工事(訳者注釈:取り壊さなければならない工事)、機械設備の破壊及び安全施設の不備によって傷害または重大経済損失をもたらした事故を指している。

第3条 重大事故は以下の4等級に分類される。

(一)以下の条件の内どれか一つに適するものを一級重大事故とする

1. 死亡者は30人以上である;
2. 直接経済損失は300万元以上である。

(二)以下の条件の内どれか一つに適するものを二級重大事故とする

1. 死亡者は10人以上、29人以下である;
2. 直接経済損失は100万元以上、300万元未満である。

(三)以下の条件の内どれか一つに適するものを三級重大事故とする

1. 死亡者は3人以上、9人以下である;
2. 重傷者は20人以上である;
3. 直接経済損失は30万元以上、100万元未満である。

(四)以下の条件の内どれか一つに適するものを四級重大事故とする

1. 死亡者は2人以下である;
2. 重傷者は3人以上、19人以下である;
3. 直接経済損失は10万元以上、30万元未満である。

第4条 重大事故が発生したら、即時に報告をしなければならない。また、重大事故の処理は、事実に基づいて真実を求めるという原則及び科学を尊重する原則を堅持するものとする。

第5条 建設部(建設省)は、全国全ての建設工事重大事故を統括管理する。省、自治区及び直轄市の建設行政部門は、その管轄内の全ての建設工事重大事故を統括管理する。国务院下の各主管部は、それに所属

する建設工事重大事故を管理する。

第 2 章 重大事故の報告及び事故現場の保護

第 6 条 重大事故が発生した場合、その当事会社は最も早い方法で、事故の簡略状況を上級主管部門、所在地の市、県建設行政主管部門及び検察、労働（死傷者のある場合）部門に報告しなければならない。国務院に所属する事故の当事会社は、国務院の主管部門へ同時に報告するものとする。

事故の発生した市、県建設行政主管部門は報告を受けたら、即時に人民政府、省、自治区、直轄市建設主管部門に報告する。省、自治区、直轄市建設主管部門は報告を受けたら、即時に人民政府と建設部に報告するものとする。

第 7 条 重大事故が発生した後、事故の当事会社は 24 時間以内に書面報告を作成し、第 6 条に示された手順と部門に従って報告を行うものとする。

重大事故の書面報告は以下の内容を含むものとする。

- (一) 事故の発生時間、場所、工事名及び企業名；
- (二) 事故発生状況の概要、死傷者数及び直接経済損失の予測；
- (三) 事故発生原因の初期判断；
- (四) 事故発生後の措置及び事故の抑制状況；
- (五) 事故報告会社。

第 8 条 事故発生後、事故の当事会社と所在地の建設行政主管部門は、事故現場を厳格に保護し、有効な措置を採って人員と財産の救助、事故拡大の抑制にあたるものとする。

人員救助と交通整理のため、事故現場の物を移動する場合は、標識を作り、現場の略図を描き、且つ書面記録を残さなければならない。事故現場の重要外観と物証を適切に保護し、可能であれば写真撮影またはビデオ録画を行うものとする。

第 3 章 重大事故の調査

第 9 条 重大事故の調査は、事故発生地 of 市、県級以上の建設行政部

門または国務院関係主管部門が編成した調査チームによって行われる。調査チームは、建設行政主管部門、事故の当事会社及び労働等の関係部門のメンバーからなるものとし、同時に検察機関と工会（労働組合）の参加を要請するものとする。

必要ならば、調査チームは関係専門家を招請し、技術鑑定、事故分析及び財産損失の予測に協力を求める。

第10条 一、二級の重大事故については、省、自治区、直轄市の建設行政主管部門は調査チーム編成の案を作成し、人民政府に報告し、その許可を願う。

三、四級の重大事故については、事故発生地各市、県の建設行政主管部門が調査チーム編成の案を作成し、人民政府に報告し、その許可を願う。

事故当事部門が国務院部委に属する場合は、第1、2条の規定に基づいて、国務院の関係主管部門またはその権限が授けられた部門は、所在地の建設行政主管部門と共同で調査チーム編成の案を提出するものとする。

第11条 重大事故調査チームの職責

- (一) 技術鑑定を組織すること；
- (二) 事故発生の原因、過程、死傷者及び財産損失状況を明らかにすること；
- (三) 事故の性質、責任側及び主な責任者を明らかにすること；
- (四) 事故の処理意見及び類似事故再発生を防止するためにとるべき措置を提案すること；
- (五) 事故責任者の処理意見を提出すること；
- (六) 事故調査報告書を作成すること。

第12条 調査チームは、事故の当事会社（部門）、関係部門及び関係者に事情説明を求める権限を有しており、如何なる部門、人はそれを断ることまたは隠すことをしてはならない。

第13条 如何なる部門、人は、如何なる方式で調査チームの仕事を阻害し、邪魔してはならない。

第14条 調査チームは、調査を終えた十日以内に、調査報告を、調査チームの編成を許可した人民政府、建設行政主管部門及び調査メンバーの部門に提出するものとする。調査を組織した部門の承認を経て、調査が終了することになる。

第15条 事故処理終了後、事故の当事部門はできるだけ早く、詳細

な事故処理報告を作成し、第6条に基づいて上級機関へ報告を行うものとする。

第4章 罰則

第16条 事故発生後、届けを出さない者または虚報をする者または届けを故意に遅延する者、事故現場を故意に破壊する者、調査を阻害する者、正当な理由なしで調査チームの査問を拒む者または事故に関係する状況説明、資料提供を拒む者及び偽証を提供する者に対して、その所属部門または上級主管部門は、関係規定に基づいて行政処分を与える。犯罪に当たる場合、司法機関は、法に基づいてその刑事責任を追究する。

第17条 重大事故の直接責任者に対して、その所属部門または上級主管部門は、行政処分を与える。犯罪に当たる場合、司法機関は、法に基づいてその刑事責任を追究する。

第18条 重大事故の直接責任を負う施主、地質調査設計院、施工会社、プレキャスト部材メーカー及びその他の部門に対して、その上級主管部門または所在地の建設行政主管部門は、調査チームの意見に基づいて、建設工事技術安全措置の改善を期限付きで行わせ、関係法規に基づいて処罰を行う。

第5章 附則

第19条 建設工事重大事故内の特別重大事故のものについては、その報告、調査プロセスは、国務院発布の「特別重大事故調査手順暫定規定」に従って行うものとする。

第20条 本規定の解釈は、建設部が行う。

第21条 本規定は、1989年12月1日より施行する。

KIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

非 売 品

禁無断転載

平 成 1 7 年 度

労働安全衛生に係る国際規格の調査研究報告書

－中国における労働安全衛生管理の課題－

発 行 平成18年3月

発行者 社団法人 日本機械工業連合会

〒105-0011

東京都港区芝公園三丁目5番8号

電 話 03-3434-5384

財団法人 エンジニアリング振興協会

〒105-0003

東京都港区西新橋一丁目4番6号

電 話 03-3502-4441